

CIAS Discussion Paper No.11

# 中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出

—地域間比較における現代中東政治研究のパーспекティブ—

浜中新吾 編



京都大学地域研究統合情報センター

2009年11月

## 目次

総論 中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出	浜中新吾	i
ユニット・メンバー一覧		
各論		
1. 紛争、テロリズムと市民意識	浜中新吾	1
2. 現代トルコにおける資源開発と国家—社会関係	荒井康一	17
3. 寡頭制支配を支える制度的装置としての「選挙」	溝渕正季	43
4. サウディアラビアにおける家事労働者たち	辻上奈美江	69



## 中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出

浜中 新吾

山形大学地域教育文化学部准教授

- I. はじめに
- II. 研究プロジェクトの概要
- III. ディスカッション・ペーパーの論考について
- IV. むすびにかえて

### I. はじめに

わが国において中東で生じた出来事はしばしば治安や安全保障にまつわる問題として報じられる。ゆえに中東は「危険」であり「不可解」な地域<sup>1</sup>であるというイメージを持たれることが少なくない。20世紀を通して国家間紛争ならびにクーデタや内乱の多発地帯であり、21世紀に入ってからでもイラク戦争（2003年）、第二次レバノン戦争（2006年）、ガザ戦争（2008～9年）と世界の耳目を引く戦争が発生している。イスラエル建国と同時に発生したパレスチナ問題は60年経った現在も根本的な解決を見ることなく、地域の不安定材料であり続けている。米軍を中心とする外国軍が駐留する戦後のイラクではテロ事件がしばしば発生し、内情の安定を脅かしている。イランには核兵器開発疑惑がかけられており、国際政治の舞台で注目を集めている。

この報告書は京都大学地域研究統合情報センター・全国共同利用 CIAS プロジェクト「中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出」における研究成果の一部である。この研究プロジェクトは先述のように頻発する紛争や争乱の統制が困難でありながら、なお統治機構としての姿を維持し続けている国家に着目し、国内社会との関連性および地域における国家の動態ならびに位相をさまざまな観点から分析しようとするものである。

中東諸国は両大戦期に西洋列強の帝国主義的政策によって誕生した。この時に策定された国境線と此の地に住まう人々のアイデンティティーそれは民族性という形を取ることもあればイスラームやそれ以外の宗教的／社会倫理的ロジックを帯びることもある—との食い違い<sup>2</sup>が、しばしば現状を「不正なもの」として認識させることになり、その解決方法と

---

<sup>1</sup> Kenneth Waltz 以降のネオリアリズム学派では、地域レベルの国際システムを重要視しなかったが、近年の国際政治学では地域レベルの国際システムに焦点を当てた理論構築がなされている。[Gause 1999] [Buzan and Waever 2003]を参照のこと。

<sup>2</sup> 中東の国際政治に対し、理論的立場を明確にしてアプローチした研究は[小副川 2008]によって整理されている。代表的なものとして[Hinnebusch and Ehteshami 2002]が挙げられている。より一般理論を志向

して武力衝突に訴えやすい環境を作り上げてきたと断言していいだろう。その一方で武力衝突が現状の国民国家システムを大きく突き崩すことなく、中東諸国家体制は誕生したときの「虚構」を今日に至るまで「強靱」に維持し続けている。この国家の「強靱さ」<sup>3</sup>を明らかにすることで中東地域に対する理解の深化に貢献することが、本研究プロジェクトの前身である「現代中東における国家運営メカニズムの実証的研究と地域間比較」（以下「実証的研究」と略称する）の目的であった。

## II. 研究プロジェクトの概要

「実証的研究」では中東各国の専門家が結集し、各国の政治に関する基本的な情報を交換し、共有することに力点を置いたという。その際、国家の「強靱さ」を捉えるために個別の内的事情のみならず、近隣諸国ならびに地域全体との関係についても議論が及んだ。しかしながら「実証的研究」が目指した目的を完遂するには二年という時間はあまりにも短すぎた。そこで「実証的研究」の目的を発展させて国家の「強靱さ」の地域横断的な普遍性と個別の特殊性との峻別を試みたのが「中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出」である。

本研究プロジェクトは理論的志向の強い分析枠組みないし分析手法をあえて設定し、それを地域研究の各国事例において展開させたり、異なる地域の類似した事例研究と対比させたりした。これにより国家の「強靱さ」の普遍性と特殊性を写真の陽画と陰画のように析出するという実験的な取り組みであった。

第1回目の研究会は「イスラーム主義運動の比較研究」をテーマに地域間比較を前面に押し出した企画となった。中東地域内からはヨルダンの事例を、他地域からはインドネシアの事例を報告してもらい、イスラーム主義運動と政府との関係性からそれぞれの国家の「強靱さ」を比較によって浮かび上がらせることを試みた。この方法では二つのケースにおいて共通すると思われる特徴が普遍性の候補として浮上ることになったと評価できよう。

第2回目の研究会はシリアで実施した大規模な世論調査データを資料として中東地域研究の観点から仮説を設定し、これを計量分析によって検証するというスタンダードな仮説検証型の研究を報告した。この企画では標準化された分析手法によってシリアという権威主義国家の「強靱さ」を支えるシリア国民特有の政治意識を「政治的認知地図」として描き出すことに成功した。また同じ資料によってシリア人の国際移動に対する意識と経験を

---

したものとしては、「国家と民族のバランス欠如(state-nation imbalance)」という概念をキーとして、これに地域の国際的環境（大国および地域アクターの競合関係ないし協調関係）が加わることで紛争頻度を説明しようとした研究として[Miller 2008]がある。

<sup>3</sup> このテーマは現地研究者の関心も惹いている。一例としてテルアビブ大学ダヤン・センターで開かれたカンファレンス報告をまとめた[Susser 2008]を挙げておきたい。

分析し、シリアと近隣諸国との関係性ならびに中東地域全体におけるシリア社会の特殊な位置づけを検討することも可能となった。

第3回目の研究会は前回と同様に国際移動の問題を取り上げ、これをジェンダーと労働力移動の観点から理論的にアプローチする研究が報告された。この研究とともに計量分析手法を用いたトルコの投票行動研究も報告された。前者の研究ではグローバリゼーションがサウジアラビア社会にもたらした家事労働の様態が決して一面的な「脆弱な犠牲者」としての移民労働者ではなく、複層的な権力関係の中で「順応的抗議」を行い得る力を持ちつつあることが明らかにされた。後者の研究では水という資源を持つ有力者がトルコの南東アナトリア地方で投票動員を行使しうる力をいまだに有しており、国家の開発政策によってもその力を削ぐことが困難であることが立証された。この二つの研究は、国家というよりむしろ近代化によっても損なわれない社会構造の「強靱さ」を描き出したものであった。

第4回目の研究会は2009年に実施されたレバノン議会選挙とイラン大統領選挙という二つの選挙を当該国の専門家が分析する企画であった。この企画では統治機構としての国家の脆弱さと「強靱さ」がともに描かれながら、それでも大勢が変化しない「強靱さ」に貢献する道具として選挙が採り上げられることになった。

レバノンでは地方名望家や宗派集団の代表が選挙というスクリーニング・プロセスを合従連衡によって乗り越え、選挙後は何事も無かったかのように議会内で新たな連立形成を行うという。こうした政治家の行動は民主政治の制度的基盤となる選挙を形骸化し、国家の脆弱さを浮き立たせるものであると同時に、国家そのものは存続維持されるという意味で「強靱」であった。

イランでは大統領選挙の結果を受けて現職に挑戦した改革派候補とその支持者が敗北を認めず、革命以降初めての争乱が生じた。また再選された大統領が独断専行の兆しを伺わせると、最高指導者は改革派の懐柔に乗り出して大統領との軋轢が生じるなど、こちらでも政権内部の脆弱さが露見する一幕があった。その一方で争乱は徐々に収束に向かい、やはり体制の柔軟な「強靱」な姿が現れている。

本研究プロジェクト最後の研究会は本稿執筆時（2009年10月）において未定であるが、共通性のある二つの報告をまとめて企画とし、国家の「強靱さ」の普遍性と特殊性を何らかの形で峻別・析出しようとする試みとなることだろう。

### III. ディスカッション・ペーパーの論考について

本報告書に納められた4編の研究論文のうち3編は本研究プロジェクトの研究会で報告された草稿を加筆修正したものである。分類としては計量政治分析・選挙研究・国際移動の論考となった。

第一の計量政治分析は、数量化されたデータ、すなわち変数間の関係を応用統計学的手法によって分析し、因果関係の蓋然性を確率理論に基づいて定立させる研究手法である。複数の現象の因果関係を理論や観察から仮説として導出し、現象を変数として同定し、どの程度確率的に関係の強さを主張できるのかを問う。この方法の手続きは標準化されており、基本的に数量化されたデータであれば、どのような地域の政治現象に対しても同じ方法を適用することができる。計量政治分析を行った論考は「紛争、テロリズムと市民意識」および「現代トルコにおける資源開発と国家—社会関係」の二編である。

「紛争、テロリズムと市民意識」は、2000年代前半において集中的に発生したパレスチナ武装組織の自爆攻撃をパレスチナ人達が高く支持するようになった背景を分析したものである。未だ国家を持つに至らないパレスチナ市民が、和平交渉からイスラエルに対する武装闘争へと支持をシフトさせていった背景に何があったのか。これを明らかにすることで、イスラエルという国家の「強靱さ」に占領という形で日常的に直面せざるを得ないパレスチナ人達の希望と鬱屈の特殊性を析出する。

「現代トルコにおける資源開発と国家—社会関係」は荒井康一による研究会報告の草稿が元になっている。荒井論文は南東アナトリアというトルコ共和国の中でも開発の遅れた地域に注目し、動員投票という特異な行動のメカニズムを解明している。動員投票とは地域の有力者が支配下に置く農民達を選挙の際に動員し、その結果として特定の候補者に票が極端な比率で集中する現象のことである。荒井はクライエンテリズム論の有効性を認めつつも、この地域で実施された開発政策が社会の資源配分に重要な影響を与えたことを主張する。とはいえ国家による資源開発が動員投票の構造を変えるまでには至らず、結果として地域社会の「強靱さ」を浮き彫りにすることとなった。

第二の選挙研究は、上記の荒井論文と溝渕正季による「寡頭制支配を支える制度的装置としての「選挙」」がこれに当たる。溝渕は2009年のレバノン議会選挙に合わせてフィールドワークを行い、有権者の代表を選出する民主政治の装置であるはずの選挙が、実際にはレバノンの寡頭制支配を持続、促進する機能を果たしてしまっているメカニズムを解明した。溝渕論文は、レバノンを専門としない中東研究者のみならず、選挙研究者や他地域を専門とする政治学者にとっても、選挙そのものが寡頭制支配を再生産するという制度的パラドックスの興味深い事例を提供している。

第三の国際移動にあたる論考は辻上奈美江による「サウジアラビアにおける家事労働者たち」である。石油大国サウジアラビアでは家事労働力の輸入がなされるようになって久しいが、雇用主によるメイドへの暴力事件がしばしばマスメディアを賑わせており、国際的人権問題になることも珍しくない。しかしながら辻上自身がサウジ社会に分け入って目の当たりにしたものは、必ずしも活字化された家庭内の様相と同じものではなかったという。辻上論文は労働者の国籍別に就労する職種の違いがあること、およびそのために収入格差が存在することを確認しつつ、過酷な環境にあると見られる家事労働者が雇用者を含む他者との権力関係の中で「順応的抗議」なる姿勢を示しているのではないかという解釈

を示した。そのうえでアルバート・ハーシュマンの『離脱・発言・忠誠』説を引用し、家事労働者の中に「発言」する力を持つものが現れている、という主張をしている。辻上の解釈はマスメディアで採り上げられる虐待される「脆弱な犠牲者」という一面的なステレオタイプに修正を迫るものであり、ひいては普遍的分析枠組みを用いながらサウジアラビア社会の複雑な特殊性を闊達に描写している。

本研究プロジェクトでは辻上論文とは別の国際移動に関する研究、およびイスラーム主義運動と政治的認知地図の研究が報告されているが、これらの論考はすでに別の学術誌にて公刊されている。

#### IV. むすびにかえて

繰り返しになるが、本研究プロジェクトは、頻発する紛争や争乱の下で、なお基本的性格を維持し続けている中東地域の国家に着目し、国内社会との関連性および地域における国家の動態ならびに位相の普遍性と特殊性を峻別するため、これまで4回の研究会を行ってきた。2年間という短い活動期間でこのような大きな課題に対する解答を得ようとするのは拙速と言うほかないが、にもかかわらず漠然とした像を結ぶに至ったのではないか、という印象を抱いている。

それぞれの論考や本報告書に含めることができなかつた草稿および報告での議論から、次のようなイメージを得たと思う。まず中東諸国家における政治指導者や統治エリートから一般大衆に至るまで、各国の個別特殊な環境の下に置かれている。これはアクターに固有の制約条件が課せられていると見なしてもよい。それぞれの特殊な環境に関する知識は当該国を専門とする地域研究者であれば半ば常識となっているものであり、個別特殊な環境の記述とその特殊性の言語化は地域研究者の主任務であるといえよう。

かような環境が制約条件として課される中、政治指導者や統治エリートから一般大衆といった政治アクターは自らの立場や限定的な情報から勘案して最適と考えられる行動を採っているものと考えられる。そしてその行動の結果が均衡状態を作り出す。すなわち国家の「強靱さ」とは特殊な条件下で政治アクターが行動した結果得られた均衡状態なのではないだろうか。

上記の見方は検証されるべき命題というよりは、個別の研究を進めていくと断片的に得られる地域の政治的社会的状況に統一的な像を与えるメタ理論である。しかしパレスチナ人の交渉戦略に対する支持態度や、トルコにおける動員投票の持続、レバノンの寡頭制支配を再生産する選挙プロセス、そしてサウジアラビアの外国人家事労働者が置かれている権力関係は、それぞれの状況下でアクターが最適と考えられる行動を追求した結果生じた均衡状態であることを示す事実関係の一端ではないだろうか。そして地域研究の分析や解釈によって得られた事実の断片はこのメタ理論の一面を表しているのではないかと筆者

は考えている。

もとよりこの見解は筆者の拠って立つ学問的姿勢を表した私見であり、本研究プロジェクトに参加したメンバーの総意ではない。共同研究者の中にはこの見解を「予定調和」であると批判し、異論を唱えるメンバーもいることだろう。しかしながら本稿をむすぶに当たって、これまでの研究会の報告内容や議論を振り返ると、筆者にとって国家の「強靱さ」に対する自分なりの解答は、かようなメタ理論に帰着するものであった。

### 参考文献

- Buzan, Barry and Waever, Ole, 2003. *Regions and Powers: The Structure of International Security*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gause, F. Gregory, 1999. “Systemic Approaches to Middle East International Relations,” *International Studies Review* 1 (1): 11-31.
- Hinnebusch, Raymond and Ehteshami, Anoushiravan, eds. 2002. *The Foreign Policies of Middle East States*. Boulder: Rienner publishers.
- Miller, Benjamin, 2008. *States, Nations, and the Great Powers: The Sources of Regional War and Peace*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 小副川琢 2008 「中東の国際関係」末近浩太編『現代中東政治学リーディングガイド』京都大学地域研究統合情報センター。
- Susser, Asher, 2008. *Challenges to the Cohesion of the Arab State*. Tel Aviv, Tel Aviv University.

ユニット・メンバー一覧

CIAS 共同研究個別ユニット

「中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出  
ー地域間比較における現代中東政治研究のパースペクティブー」

研究期間：平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月

研究代表者：浜中新吾（山形大学地域教育文化学部）

共同研究員：青山弘之（東京外国語大学総合国際学研究院国際社会部門）

荒井康一（上智大学アジア文化研究所）

小副川琢（財団法人日本エネルギー研究所・中東研究センター）

吉川卓郎（立命館アジア太平洋大学）

坂梨祥（財団法人日本エネルギー研究所・中東研究センター）

末近浩太（立命館大学国際関係学部）

菅瀬晶子（総合研究大学院大学・葉山高等教育センター）

高岡豊（上智大学イスラーム地域研究機構）

辻上奈美江（日本学術振興会）

中村覚（神戸大学大学院国際文化研究科）

堀抜功二（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）

松尾昌樹（宇都宮大学国際学部）

山尾大（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程）

横田貴之（財団法人日本国際問題研究所）

村上勇介（京都大学地域研究統合情報センター）

山本博之（同上）

小森宏美（同上）



# 紛争、テロリズムと市民意識

## —パレスチナ市民の自爆攻撃に対する意識調査の計量分析—

浜中 新吾

山形大学地域教育文化学部准教授

- I. はじめに
- II. オスロ合意後のパレスチナ情勢
- III. リサーチ・クエスチョン
- IV. 分析と検証
- V. むすびにかえて

### I. はじめに

アルカーイダの活動家が航空機をハイジャックし、ニューヨークの貿易センタービルに体当たりさせた 2001 年の 9.11 事件が発生した後、事件を知ったパレスチナ自治区の人々は歓喜し、街頭に繰り出して喜び祝う姿が世界中に報道された。この時の様子は世界を震撼させたテロ事件と併せて、パレスチナに対する忘れがたい悪印象を世界に与えることとなった。

イスラエルの市民社会はパレスチナ人による自爆攻撃ないしロケット攻撃に悩まされてきた。そして軍による容赦のない報復攻撃はパレスチナの市民社会を破壊し続け、1993 年に成立したオスロ合意以降に建設された社会インフラストラクチャーの多くを瓦礫の山に変えた。それだけではなく、第一次中東戦争によって故郷を追われ（ナクバ:大災害）、第三次中東戦争によってイスラエルの支配下に置かれたパレスチナ人およびその子孫達の日常生活は、ナクバから 50 年以上経過した現在でも占領という重苦しい国家の暴力にさいなまれている<sup>1</sup>。

国際テロを実行するアルカーイダやイスラエルの占領に自爆攻撃で応戦するハマースおよびイスラミック・ジハードは、共通してイスラーム主義という政治的イデオロギーを掲げている。このため「なぜイスラームからテロが生まれるのか」という問題が設定されたり、「イスラーム＝テロリスト／テロ組織」というわかりやすい構図を持ち出したりすることで、説明しようとする試みがあとを絶たない。「自爆テロ」という不可解な事件に直面したわれわれは、その説明原理を「イスラーム」という「異文化」に求めようとする。末近[2005]はこのような思考様式を「イスラームのマジックワード化」と呼んで批判する。

---

<sup>1</sup> テロの政治学的研究を進める上で、最初の難関はテロリズムの定義問題である。さしあたり本稿では「対象となる観衆に脅迫感ないし恐怖を引き起こす目的でなされる、非政府組織による暴力の行使」という米国務省の定義を採用しておく。[Pape 2003: 345]

この定義により、イスラエル政府のパレスチナ社会に対する集団的懲罰、家屋破壊、国境封鎖、無差別な容疑者拘束、暗殺作戦およびその巻き添えといった暴力行為は国際法に照らした上で戦争犯罪、もしくは国家による犯罪ということになる。テロの定義をめぐる議論については中村[2007]および河野[2007]を参照のこと。

マジックワードとは、それを持ち出すことで納得し、それ以上の分析や説明を必要としない思考停止状態へと陥らせる用語である。イスラーム主義の関係するテロが発生すると「中東で起こったことだから」あるいは「イスラームは過激だから」という「説明」がなされて「納得させられる」のである。

本稿はパレスチナ市民を対象に実施された世論調査のデータを題材とし、イスラーム主義を掲げるハマースやイスラミック・ジハードの軍事部門がイスラエル市民をターゲットにした武装闘争および「殉教作戦」すなわち自爆攻撃<sup>2</sup>が、どの程度そしてなぜパレスチナ人たちに支持されるのか、を分析したものである。結論の一部を先取りして言えば、パレスチナ市民に「殉教攻撃」が支持されるのは、彼／女らの宗教的情熱が高まったからでも、イスラーム復興現象が過激化・急進化したからでもない。

実行者が確実に死に至り、周囲の人間を無差別に巻き込む自爆攻撃という行為が、一般市民から支持されるという状況は我々にとって異常であり、にわかに理解しがたい。そこで次節では問題を絞り込み、リサーチ・クエスチョンを明示するためにオスロ合意後のパレスチナ情勢を整理する。続いて、リサーチ・クエスチョンに答える仮説を提示し、計量分析によって検証する。最後に分析結果を受けて議論を展開させ、今後の課題を提示したい。

## II. オスロ合意後のパレスチナ情勢<sup>3</sup>

1993年9月にイスラエルとパレスチナの和平合意式典がワシントンで開かれて以来、2000年11月までのパレスチナ情勢は中東和平プロセスの進捗状況と停滞、そして挫折と関連付けられて語られる。94年5月にヤセル・アラファトがガザに凱旋し、自治政府の統治がスタートした。ハマースによる自爆攻撃はこの年の4月6日と13日に発生している。この攻撃は2月25日にヘブロンのイブラヒム・モスクでユダヤ教過激派が起こした無差別乱射事件の報復だと説明された。これ以降1996年の5月までハマースはイスラエル領内で8件の自爆攻撃を敢行した。このうち2月25日から3月4日までにエルサレムやテルアビブで引き起こしたバス内や路上でのテロは、1月にイスラエルの公安部によるハマース幹部イヒエ・アヤッシュの暗殺に対する報復であった。

1996年5月の首相公選選挙でリクード党のベンヤミン・ネタニヤフが勝利すると、中東和平プロセスの進捗は止まり、膠着状況に陥った。労働党主導の前政権がパレスチナ側と取り決めた権限委譲については履行したものの、新たな交渉の進展はほとんど見られなかった。同年1月に自治政府議長（大統領）と自治評議会の選挙が行われ、アラファトが88%

---

<sup>2</sup> これをテロリズム、自爆テロと呼んでも定義上差し支えない。しかしながら実行主体が政府組織かそうでないかで否定的ニュアンスを帯びた「テロ」という言葉を被せる行為自体が政治的であるため、本稿ではよりニュートラルな「自爆攻撃」という言葉を用いることにしたい。

<sup>3</sup> この節は阿部[2004: 116-159]によって整理された記述を参考にした。自爆攻撃のデータベースはPape[2003: 359-60]による。

の得票率で議長に選出され、自治評議会もファタハが多数派を占めた。自治政府は権限委譲の受け皿にはなりえなかったが、膠着する和平プロセスを打開することはできなかった。

1997年3月にエルサレムの南部で入植地の新規建設工事が着工された。入植地建設はパレスチナ側との信頼醸成のために前政権では凍結されていたが、右派および入植者を支持基盤とするネタニヤフ首相は入植地の新規建設を決行したのである。パレスチナ自治政府はこの決定に激しく反発し、イスラエル政府を強く非難した。ハマースがテルアビブとエルサレムで3件の自爆攻撃を決行したことを受けて、イスラエル側は自治政府に対してハマースの取り締まりと治安対策の強化を交渉再開の前提条件に課した。

1998年にアメリカの仲介でイスラエルとパレスチナ的首脳会談が持たれるようになると、事態は打開に向けて少しずつ動き出す。10月23日の「ワイ合意」はこれまでに重ねられた合意事項の実施スケジュールを確認し、最終地位交渉の開始を含むものであった。またワイ合意によって民族的象徴とも言えるガザ国際空港が開港した。

翌1999年5月の首相公選でエフド・バラクがネタニヤフを破り、労働党主導の内閣が誕生した。バラクはアメリカの仲介でアラファトとの交渉を進め、9月4日に「シャルム・エル・シェイク合意」が調印された。これにより西岸とガザを結ぶ回廊道路が開通した。しかし2000年7月にキャンプ・デービッドで開催された交渉では合意に到らず、中東和平の進展が頓挫する。

アリエル・シャロンが9月28日に強行したハラム・アッシャリーフ（神殿の丘）視察はパレスチナ社会に対する挑発ととらえられ、激しく反発をまねいた。エルサレムでのパレスチナ人とイスラエル警官隊との衝突を皮切りにパレスチナ自治区内、そしてイスラエル領内へと抗議運動と衝突が拡大していった。

紛争当事者だけでなく、世界中に衝撃を与えたのはガザ地区でイスラエル軍との衝突に巻き込まれたパレスチナ人親子が無抵抗状態で射殺された事件である。ジル・ケペルは事件を次のように語った。「治安状態の悪化は双方の憎悪を増大させる。2000年9月30日、ガザ地区の12歳のパレスチナ人ムハンマド・ドゥッラがイスラエル軍の銃弾で死亡するが、その様子がほとんど実況中継といってもよいくらいの状況でテレビで放映され、すぐさまアラブ・イスラム世界を通じてパレスチナ蜂起のシンボルのような存在になる。」<sup>4</sup>

シャロンの視察強行をきっかけに勃発した紛争は、ムスリム第三の聖地にあるアル・アクサ・モスクの名にちなんで「アル・アクサ・インティファダ」と呼ばれるようになった。同じ名称であっても、1987年12月に始まった第一次インティファダと比べると、2000年以降のインティファダには明確な特徴があった。それは自爆攻撃が短期間に集中して用いられたことである。再びジル・ケペルの言葉を借りると

第二次インティファダは自爆テロに人質にとられたみたいになってしまう。自爆テロ実行犯はパレスチナ国内のみならず、国外でも青年たちの英雄となり、信仰の殉教

<sup>4</sup> ケペル[2006:448].

者として賞賛される[ケペル 2006:449]。

石礮ではなく、自爆攻撃という方法がアル・アクサ・インティファダにおいて一般的な戦術となったことは 2000 年 10 月以前と以後で発生した事件の数を比較すれば明らかである。1994 年から 1997 年までの 4 年間で発生した自爆攻撃の件数は 16 である。これに対して、2000 年 10 月から 2001 年 12 月の 1 年 2 ヶ月の間に発生した自爆攻撃は 39 件にものぼる<sup>5</sup>。

それだけではない。これまで自爆攻撃を実行してきた集団はハマースやイスラミック・ジハードといったイスラーム主義運動に限られていた。しかし自治政府の中核を担うファタハの武装組織「アル・アクサ殉教者旅団」が 11 月 2 日にエルサレムで自爆攻撃を執行したことで、この戦術を採る主体が多様化した。2002 年の 5 月 19 日に発生したネタンヤ市場での攻撃ではハマースだけでなく PFLP (パレスチナ解放人民戦線) が犯行声明を出し、同年 7 月 17 日の路線バスでの自爆攻撃は DFLP (パレスチナ解放民主戦線) までもが関与したと公言したのである<sup>6</sup>。

### III. リサーチ・クエスチョン

アル・アクサ・インティファダ以降、パレスチナの武装組織はなぜ自爆攻撃という戦術をこぞって実行するようになったのだろうか。Kydd and Walter [2002]はパレスチナ人による自爆攻撃について「中東和平プロセスを台無しにする」スポイラーの役割を担っていると説明した。彼らの説明は 2000 年 10 月以前の状況であれば妥当したかもしれない。しかしながらアル・アクサ・インティファダの勃発以降では双方の暴力がエスカレートしていきばかりであり、和平プロセスは頓挫した状態であったので、この説明には妥当性がない。

パレスチナ情勢を記述する際にマスメディアが好んで使う表現として「暴力の連鎖」という言葉がある。自爆作戦とイスラエルの報復攻撃は「暴力の連鎖」あるいは「報復合戦」なのであろうか。Bloom [2005]はこの説に与しない。もしそうだとすれば、なぜ 1998 年 11 月から 2000 年 9 月までの間に一度も自爆攻撃は行われなかったのか、説明がつかない<sup>7</sup>。Ricolfi [2005]も「暴力の連鎖」説を明確に否定する。「イスラエルの攻撃は (部分的に) パレスチナの攻撃によって説明されるが、パレスチナの攻撃のほとんどはイスラエルの攻撃によっては説明されない。」<sup>8</sup>

となれば自爆攻撃という行為自体が持つ特質に注目することで、問題をより絞込み、リ

---

<sup>5</sup> Pape [2003: 359-60].

<sup>6</sup> Bloom [2005: 29]. アルジャズィーラの報道によれば、この自爆攻撃はアル・アクサ殉教者旅団がハマースの協力を得て実行されたとされる。

<sup>7</sup> Bloom [2005: 22].

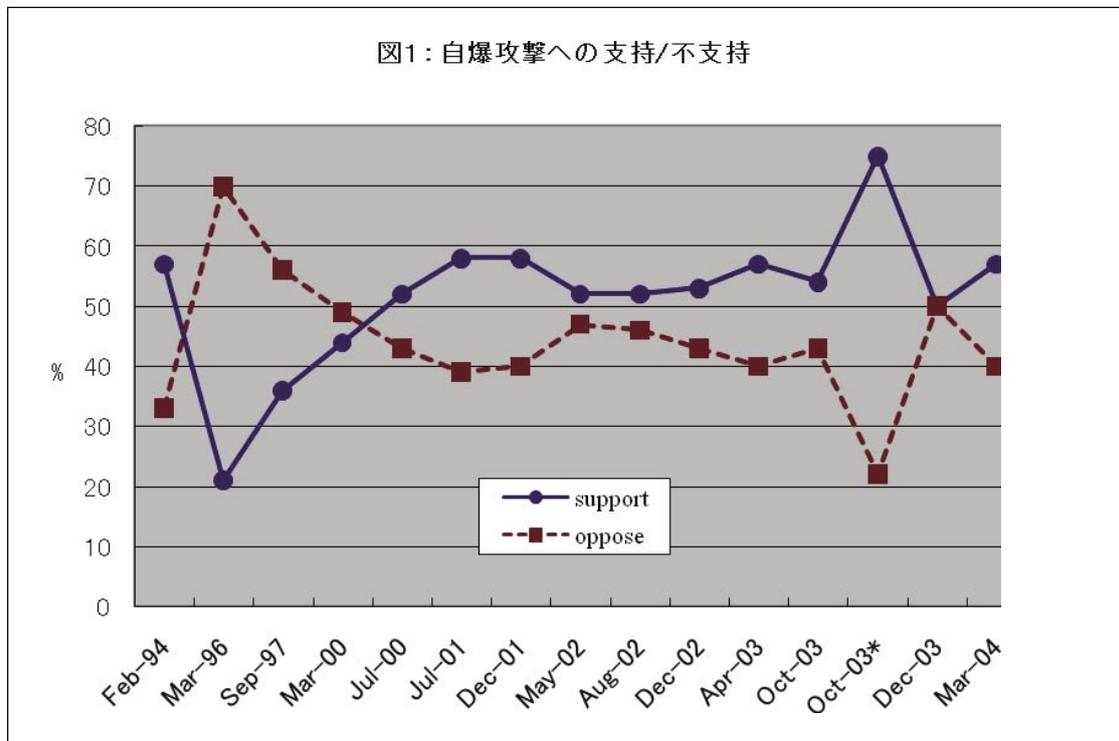
<sup>8</sup> Ricolfi [2005: 99].

サーチ・クエスチョンを特定化できるかもしれない。テロリズム研究でしばしば言及されるように、テロには演劇的・見世物的特性、すなわち劇場政治の側面がある。したがって、テロはマスメディアによって大々的に報道され、犠牲者以外の人々への心理的衝撃を与えなければ意味を持たないとさえいえる<sup>9</sup>。パレスチナの一般市民が自爆攻撃をどのように見ているのか、という点に関して Tamimi [2007]が興味深い記述をしている。

多くのパレスチナ人は(1994年にハマースが実行した:引用者注)自爆戦術にショックを受けた。純粋に現実的な観点からそれに反対した者もいた。パレスチナの大儀を傷つけるほどショッキングだと論じたのだ。殉教作戦はまさにその特質、すなわち無差別で無辜の市民を死に至らしめる結果になり、どのような状況下でも正当化できないという批判によっても反対された。ファタハが率いる自治政府は自ら和平プロセスにコミットしていることと作戦が潜在的な損害をもたらすことを主な理由として反対した。

[Tamimi 2007: 160-161]

中東和平プロセスが進展しつつあった頃、自爆攻撃に対する一般的なパレスチナ市民の反応は否定的なものだった。ではアル・アクサ・インティファーダの頃になるとパレスチナ人の「テロ」に対する意識はどのように変わっていったのだろうか。次の図1は1994年から2004年にかけて行われた世論調査から得られた自爆攻撃に対する支持態度の変遷である。



出典：Bloom [2005:193].

<sup>9</sup> 中村[2007: 139].

図 1 より、アル・アクサ・インティファダ勃発前から少しずつ自爆攻撃への支持率は上昇していったことがわかる。2000 年以前は 94 年 2 月の調査結果を除いて、自爆攻撃に対する支持が過半数を上回ることはなかった<sup>10</sup>。しかしながら、インティファダ以降は支持率が 50%以上を維持し続けている。2003 年 10 月 4 日にハイファのマキシム・レストランで発生した自爆攻撃はイスラエル人とパレスチナ人双方に被害者を出したが、75%の西岸・ガザ地区在住のパレスチナ人がこの攻撃を支持した。また 2005 年 9 月にノルウェーの団体がガザ地区で行った調査によると、61%の人々が「イスラエル市民を標的とした自爆攻撃はイスラエルを政治的に譲歩させるために必要だ」と答えた<sup>11</sup>。

アル・アクサ・インティファダが武装闘争の拡大、ひいては自爆攻撃に彩られることとなった背後にはパレスチナ世論の変化があると考えられる。ではなぜ、パレスチナの人々は自爆攻撃に否定的だった態度を変えたのだろうか。これが本稿で検討するリサーチ・クエスチョンである。

#### IV. 分析と検証

これまでの議論で検討するリサーチ・クエスチョンが特定できた。なぜパレスチナの人々が市民を対象とする自爆攻撃への態度を肯定的なものに変えたのだろうか。この問いに対して、次の仮説を立てることができるだろう。

仮説 1：イスラエル占領による市民生活の悪化、貧困化が自爆攻撃への支持に結びついた。

仮説 2：イスラーム主義への期待が高まり、自爆攻撃の支持へと結びついた。

仮説 3：中東和平への失望感が自爆攻撃への支持に結びついた。

「テロ行為」の背後に、経済的困窮や貧困が原因として存在するとの主張はしばしばなされてきた。しかしながら近年発生しているテロと貧困問題との関連については、多くの研究がこれを否定する。Krueger and Maleckova [2003]は 2001 年のパレスチナ世論調査を利用して、大学生や有職者の方が主婦や失業者よりも民間人を標的にした武力行使を支持する割合が高いことを示した。またパレスチナ自治区の失業率が 1996 年の 49%から 2000 年 3 月の 17%にまで急激に低下したことを示し、貧困と自爆攻撃の結びつきを否定している<sup>12</sup>。ただし同じ社会経済的要因でも、居住地域と社会的に「強い」属性を持つか否かは自爆攻撃への態度に影響を与えていると言われている。居住地域で言えばより困窮度の高いガザ地区

---

<sup>10</sup> 1994 年 2 月の調査で自爆攻撃に対する支持率が高いのはヘブロン事件の影響ではないかと思われる。

<sup>11</sup> Tamimi [2007: 161].

<sup>12</sup> 一般市民ではなく、ハマースにリクルートされて自爆攻撃に従事した「殉教者」もまた比較的高学歴で職業を持つ若い男性が多い。Hassan [2001]を参照。

および難民キャンプに居住しているかどうか、および社会的に「強い」とされる属性、すなわち男性・若さ・相対的に高い教育水準をもつパレスチナ人は、それ以外の属性の人々よりも自爆攻撃を支持する傾向があるという<sup>13</sup>。

では2000年を境にパレスチナ市民の間で、急に「イスラームこそ解決」というスローガンが受け入れられるようになった、という説明は事実に沿うのであろうか。2001年6月1日にテルアビブのディスコでハマースの活動家が自爆攻撃を行い、イスラエル人21人が死亡する事件が起こった。同年12月にパレスチナ政策・世論調査研究センター(Palestinian Center for Policy and Survey Research: PSR)が行ったサーベイによれば、この事件をテロリズムだと見なしたパレスチナ人は15%に過ぎなかった。多数派はこれをテロだとは捉えなかったのである。興味深いことに、彼／女らに「国際世論はこの事件をテロだとみなすか？」と質問したとき、91%が「テロだとみなすだろう」と答えている<sup>14</sup>。

国際世論がテロだと考える事件を、パレスチナ市民はいかなる論理によって「テロではない」と正当化するのであろうか。自爆攻撃の実行者がパレスチナの内外で英雄視され、信仰の殉教者として賞賛される論理を、エジプトのテレビ説教師ユースフ・カラダーウィーの解釈を通して知ることができる。

テロは正当なジハードの一環であると宣言する。というのもそれは不信仰者によって占領されたイスラム教徒の土地で遂行されているからである。民間人（男性でも女性でも）の死も正当化される。なぜならイスラエルにおいてユダヤ人の市民は男性も女性もすべて兵役義務をもち、したがって潜在的に兵士であるからである。

[ケペル 2006: 449-450].

この論理が受け入れられているのだとすれば、パレスチナでイスラーム主義に期待が寄せられているとの見方もあながち誤りとはいえない。もっともこの仮説2は冒頭で紹介した「イスラーム＝テロリスト／テロ組織」に結びつくおそれがある。

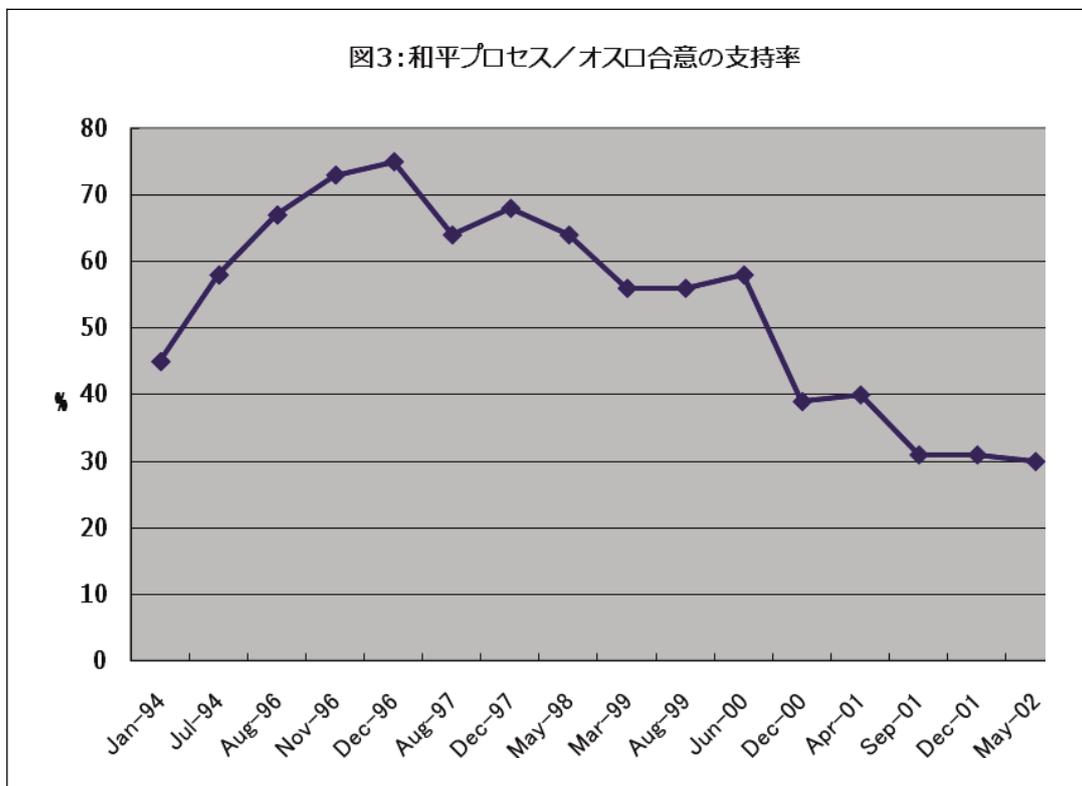
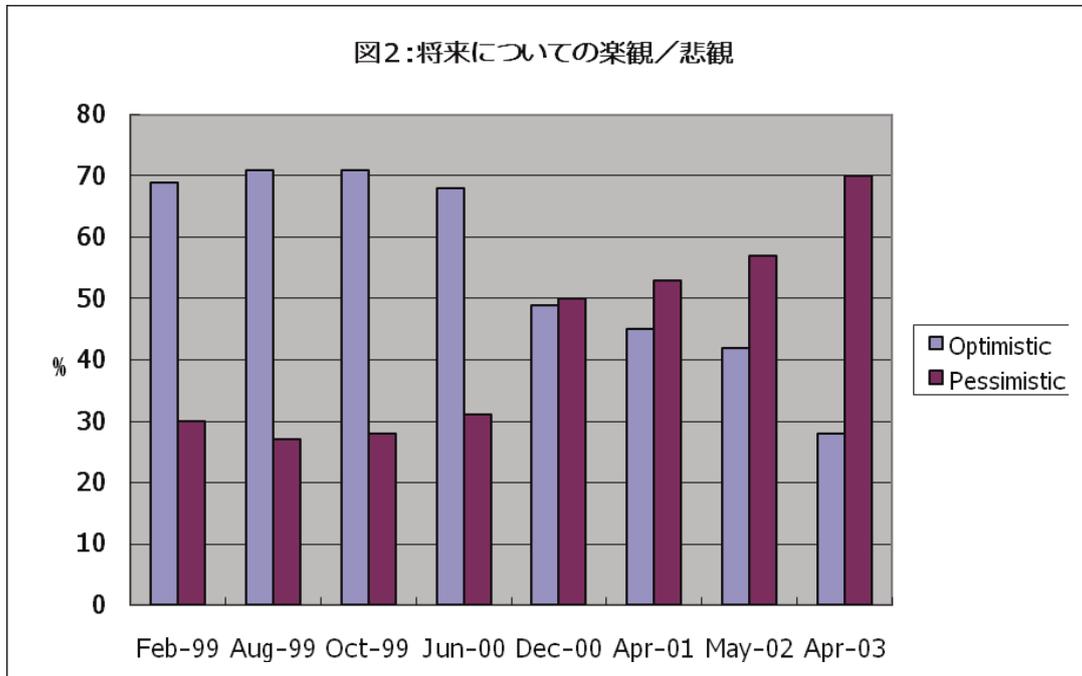
あるいはアル・アクサ・インティファダが勃発した時、中東和平プロセスに対する失望感が市民の間に蔓延していたのであろうか。図1に示した自爆攻撃に対する支持／不支持の時系列変化を見ると、2000年7月になって支持が不支持を上回るようになったことがわかる。これは仮説3の妥当性を意味するのであろうか。

別の世論調査によれば、中東和平に対する失望感がインティファダの発生に先行していた、という見方は事実と一致しない。PSRが2000年7月に実施した世論調査結果を用いたShamir and Shikaki [2002a]によれば、次のことがわかる。キャンプ・デービッドにおけるバラク首相とアラファト議長の会談が合意に到らなかった後に何が起こるかをたずねたところ、44%のパレスチナ人が「和平交渉がすぐに再開され、暴力事件は起こらない」と回答

<sup>13</sup> Ricolfi [2005: 108].

<sup>14</sup> Shamir and Shikaki [2002b]を参照のこと。

をした。「衝突ないしインティファダが発生し、交渉はもはや行われぬ」と答えたのは21%に過ぎず、当時のパレスチナ社会では楽観的なムードが支配的だったといえよう。この解釈を裏付ける世論調査の結果が次の図2に示されている。



出典：Jerusalem Media and Communication Center.

図2から読み取れることは、アル・アクサ・インティファダ発生前のパレスチナ市民社会は楽観的な空気が支配的であり、将来に対して悲観的な人々は少数派だった、という事実である。インティファダ直後から次第に将来への悲観的なムードが高まっていき、2003年4月には2000年7月まで7:3だった楽観－悲観の比率が逆転し、3:7になってしまう。

それでは、中東和平プロセスに対するパレスチナ市民の支持態度はどのように変わっていったのだろうか。図3によると少なくとも2000年6月までは、オスロ合意を支持するパレスチナ人が50%以上存在していた。しかしインティファダ後になると支持率は40%程度になり、2001年の後半には30%台に落ち込んでしまう。もはやオスロ合意に基づく中東和平プロセスへの期待は低迷し、武力行使による民族的権利の獲得へと世論が傾いていく。

しかしながら、ここまでの議論は世論の動向を時間経過に沿って概観したに過ぎない。「なぜパレスチナのひとびとが市民を標的にした自爆攻撃への態度を変えたのか」というリサーチ・クエスションの因果関係を特定するには、先に掲げた3つの仮説を同時に分析し、独立変数の影響を相互に統制して、その効果を明らかにしなければならない。そこで本稿では、自爆攻撃への支持態度を従属変数とし、先の仮説に合った独立変数を含めて回帰分析を行った。

回帰分析を行うにあたり、次のようなりサーチ・デザインを行った。まずアル・アクサ・インティファダの前後で自爆攻撃に対する態度が変化しているので、2000年を挟んだ前後のデータを用いて分析を行った。本稿では1999年5月にエルサレム・メディア・コミュニケーションセンター(Jerusalem Media and Communication Center: JMCC)がパレスチナ自治区で実施した世論調査データと、2001年7月にPSRが実施した世論調査データを用いた。

仮説1についてはRicolfi[2005]の指摘に従って年齢、性別、難民キャンプ居住、ガザ地区居住の各変数を投入した。仮説2に関してはハマースとイスラミック・ジハードへの支持態度を独立変数とし、対比のためファタハへの支持態度もこれに含めた。仮説3については中東和平プロセスへの支持態度と将来への期待を独立変数に選んだ。なお世論調査の実施主体が異なるため、完全に従属変数の等価性を維持できなかった<sup>15</sup>。このため「イスラエルに対する武装闘争への支持態度」を従属変数とした回帰分析結果を示して比較を行う。

表1は1999年調査データを用いた回帰分析の結果を、表2は2001年調査データを用いた回帰分析の結果を示している。1999年と2001年における全ての分析で共通しているのは、「和平プロセスへの支持」「将来への期待」「ハマース支持」が統計的に有意だということである。

<sup>15</sup> JMCC調査では自爆攻撃への支持態度を質問しているが、PSR調査では「市民を標的とした武力行使」に対する支持態度を質問している。武力行使は自爆攻撃を含むが、より広い戦術的意味合いを持つ。

表 1：1999 年 JMCC 調査データの計量分析

	従属変数：武装闘争				従属変数：自爆攻撃			
	係数	S.E.	t	Sig.	係数	S.E.	t	Sig.
定数	4.672	0.381	12.277**		4.199	0.393	10.679**	
和平プロセスへの支持	-0.327	0.072	-4.576**		-0.326	0.074	-4.404**	
和平プロセスへの満足	-0.190	0.083	-2.283*		0.017	0.086	0.159	
将来への期待	-0.151	0.054	-2.792**		-0.122	0.056	-2.178*	
ハマース支持	0.133	0.057	2.357*		0.135	0.059	2.304*	
I.ジハード支持	0.129	0.062	2.088*		0.030	0.064	0.463	
ファタハ支持	-0.201	0.053	-3.805**		-0.194	0.054	-3.569**	
年齢	0.096	0.049	1.959		-0.007	0.050	-0.131	
性別	0.043	0.117	0.372		-0.085	0.120	-0.705	
居住地：難民キャンプ	0.001	0.167	0.006		0.150	0.172	0.869	
居住地：ガザ地区	-0.399	0.131	-3.055**		-0.528	0.134	-3.927**	
N	1030				1037			
決定係数	0.161				0.106			

(注) \*:  $p < .05$ , \*\*:  $p < .01$ 

したがって和平プロセスを支持しない、ないし将来に悲観的な見方を示す、もしくはハ

マースを支持するパレスチナ人は、アル・アクサ・インテッファードの前後を問わず武装闘争および自爆攻撃を支持するといえる。表 1 のイスラエルに対する武装闘争を従属変数とした回帰モデル（左のパネル）を見ると、ハマースだけでなくイスラミック・ジハードやファタハといった他の政党・団体への支持態度も有意である。つまり当時イスラエルへの武装闘争を継続していたハマースやジハードを支持する人々はその活動を支持し、イスラエルの要請で武装闘争を取り締まる立場にあったファタハを支持する人々は武装闘争に否定的だったのである。また和平プロセスに満足を示す市民は武装闘争に否定的であった。

従属変数を自爆攻撃への支持態度にした回帰モデル（表 1 の右パネル）に目を移すと、二つの独立変数の統計的有意が失われている点を除き、左パネルの回帰モデルとほぼ同様の結果である。また人口動態学的変数（年齢、性別、居住地）のうち、ガザ地区居住者の項が有意になっている。しかしながら、符号が負なので西岸地区居住者の方が武装闘争および自爆攻撃を支持する、という意味になる。これは Ricolfi[2005]の指摘とは異なる結果である。

表 2：2001 年 PSR 調査データの計量分析

	従属変数：武装闘争				従属変数：市民を標的としたテロ			
	係数	S.E.	t	Sig.	係数	S.E.	t	Sig.
定数	3.768	0.162	23.286**		3.445	0.226	15.235**	
和平プロセスへの支持	-0.071	0.021	-3.309**		-0.154	0.030	-5.134**	
武装闘争の有効性	0.215	0.023	9.169**		0.174	0.033	5.312**	
将来への期待	-0.164	0.021	-7.638**		-0.188	0.030	-6.272**	
ハマース支持	0.262	0.073	3.565**		0.279	0.103	2.718**	
I.ジハード支持	0.224	0.104	2.144*		0.239	0.146	1.634	
ファタハ支持	0.066	0.061	1.080		0.068	0.086	0.796	

年齢	0.001	0.002	0.414	-0.001	0.003	-0.422
性別	0.041	0.052	0.776	0.085	0.073	1.163
居住地：難民キャンプ	0.178	0.069	2.571*	0.157	0.097	1.621
居住地：ガザ地区	0.109	0.056	1.933	0.176	0.079	2.231*
N	1312			1312		
決定係数	0.166			0.116		

(注) \*:  $p < .05$ , \*\*:  $p < .01$

アル・アクサ・インティファダが発生して 9 ヶ月後の調査では、発生前と比べてどのような変化が生じているだろうか。表 2 の左パネルと表 1 の左パネル、すなわち従属変数を武装闘争とした 2 つの回帰モデルを比べてみる。表 1 と表 2 ともにイスラミック・ジハードへの支持態度が武装闘争支持を有意に説明していることが分かる。Pape[2003]のデータベースによれば、イスラミック・ジハードの自爆攻撃はガザ地区に設置されたイスラエル軍のチェックポイントや郊外に集中しており、作戦実績もハマースよりは少ない。2001 年の 7 月までだと、国内外の注目を引く大都市での市民を標的とした自爆攻撃実績がないため、表 1 および表 2 の右パネルでは統計的に有意な結果にならないのだと考えられる。また、武装闘争をパレスチナ問題の解決手段として有効だとみなす人々は、武装闘争および自爆攻撃を支持する傾向が強い。さらに表 2 の左右両パネルについて言えば、左パネルにおいて難民キャンプの居住者であれば武装闘争を支持し、右パネルにおいてガザ地区居住者は市民を標的とした攻撃を支持する傾向のあることがわかる。この結果は Ricolfi[2005]の指摘と一致する。

それでは仮説 1~3 のうちもっとも妥当性のある説明はどれなのだろうか。この問題は、回帰モデルの各独立変数のうち、従属変数の挙動に対する説明力が高いのはどの変数なのかという問題に置き換えられる。仮説 1 は 1999 年と 2001 年それぞれの回帰モデルで一貫しないため、妥当性に乏しいと言わざるを得ない。また t 値を比較すると、表 1 ではガザ地区居住者のそれは相対的に大きいと言えそうだが、表 2 においては他の独立変数と比べてもっとも小さく、説明力に欠ける。

続いて仮説 2 を検討しよう。アル・アクサ・インティファダ発生前だと、ハマースへの支持よりはファタハへの不支持が武装闘争および自爆攻撃の支持態度を形成していたと考えられる。表 1 の t 値を検討するとハマース支持よりもファタハ支持の方が左右のパネルと

も大きいからである。表 2 の場合、ファタハへの支持態度は武装闘争および市民を標的とした攻撃への支持を説明しない。これはアル・アクサ・インティファダが発生するとファタハも武装組織「アル・アクサ殉教者旅団」を結成してイスラエルへの武装闘争および自爆攻撃を開始したからである。ハマースへの支持態度は武装闘争および自爆攻撃への支持を説明するが、 $t$  値を見るとその説明力は決して大きいとはいえない。

仮説 2 の妥当性は、アル・アクサ・インティファダの前後で政党・団体の支持率がどう変化したのかを見ることによっても検討できる。表 1 の回帰モデルに使用した JMCC のデータによれば、ハマースの支持率は 17.5% であり、ファタハの支持率は 38.5% であった。表 2 の回帰モデルに使用した PSR のデータによると、ハマースの支持率は 16.7% であり、ファタハの支持率は 28.5% であった。JMCC も PSR も測定誤差 3% を前提にサンプリングを行っているので、ハマースの支持率は変化していないが、ファタハの支持率は 10 ポイント程度低下したと判断できる。だとすればインティファダ勃発前後にイスラーム主義への期待が急速に高まった、と判断できる客観的な根拠はないといってよい。

最後に「中東和平の失望感が自爆攻撃への支持に結びついた」とする仮説 3 を検討しよう。アル・アクサ・インティファダの発生時期と「将来への期待感」の変遷を示した図 2 および「中東和平プロセス/オスロ合意への支持」の変遷を示した図 3 を見るかぎり、事象の前後関係が一致しているので仮説 3 の妥当性は高い。表 1 と表 2 の「将来への期待」および「和平プロセスへの支持」の  $t$  値は興味深い変化を示唆している。表 1 の回帰モデルにおいて最も説明力の大きい変数は「和平プロセスの支持」である。1999 年当時、中東和平プロセスへの支持率は過半数を占めており、反対する少数派が武装闘争や自爆攻撃を支持するという構図を作っていた。将来を楽観視するパレスチナ市民が 70% 以上を占めていたため、この変数の説明力は大きくなかったのである<sup>16</sup>。

インティファダ勃発後の 2001 年になると、表 2 の右パネルで最も説明力の大きい変数は「将来への期待」になる。これは暴力の応酬が続く中で将来を悲観視する人々が増えていき、パレスチナ民族の失地回復のためには武力に訴える他なく、軍事力が比較にならないほど非対称である以上は「テロ」をも辞さない、という世論が強まっていることを意味する。従属変数を武装闘争への支持とした左のパネルでも「将来への期待」の説明力が相対的に大きいといえる。したがって世論の時系列変化と回帰分析の結果を検討することにより、次の結論を導くことができる。それは「自爆攻撃を含む、市民を標的としたテロ行為をパレスチナ市民が支持するようになったのは、アル・アクサ・インティファダ勃発によって将来に期待が持てなくなり、中東和平プロセスを支持できなくなったため」である。

## V. むすびにかえて

<sup>16</sup> 和平交渉と武装闘争を共にパレスチナ解放の手段として有効だとみなす考えを持つ人々が将来を楽観視するグループに含まれると、「将来を楽観視□武装闘争・自爆テロに反対」という単純な構図にならない。

本稿で展開した議論から、「なぜイスラームからテロが生まれるのか」という問題設定がいかにも奇妙なものであるのかを感じ取れることだろう。パレスチナ人が一般市民を標的にした自爆攻撃を支持するのは、実行主体の政治的イデオロギーに共鳴したからでもイスラーム復興が過激化したからでもない。イスラエルによる占領の終結と民族の悲願である独立国家の樹立に到るロード・マップとして期待していた中東和平プロセスが頓挫し、暴力の応酬によって「もはや交渉の場には戻れない」という絶望感、そして容赦のないイスラエル軍の報復攻撃への怒りから、パレスチナ市民は自爆攻撃という非人道的な作戦を支持するようになったのである。

そもそも自爆攻撃がイスラーム主義に固有のものでないことは、スリランカのタミールの虎が自爆戦術をしばしば使ってきたことや、パレスチナでも世俗的民族主義のファタハおよび急進的マルクス主義の PFLP が自爆攻撃の「市場」に参入したことからも明らかである。アルカーイダによる 9.11 事件がパレスチナで支持され祝福されたのも、過激な宗教イデオロギーが支持されたのではなく、中東情勢を現状のまま固定化している国際秩序の主導国アメリカに「アラブの戦士が一矢報いた」と捉えたためであろう。

Pew Research Center が 2003 年 4 月に行った調査によれば、パレスチナ人が「正しいことを行った世界的な人物」としてトップに挙げたのはオサマ・ビンラーディンであった。彼／彼女の指導者であるヤセル・アラファトを抑えてのことである<sup>17</sup>。また同機関が 2007 年 4 月に行った調査は、70% のパレスチナ人が「一般市民を標的とした自爆テロは正当化される」と述べたことを明らかにしている。この数字はレバノンの 34%、ヨルダンの 23%、クウェートの 21%、モロッコの 11%、エジプトの 8% と比べると極めて高い値であり、中東地域におけるパレスチナ社会の特異性を際立たせている<sup>18</sup>。

ここでひとつの疑問が頭をもたげてくる。パレスチナ人は軍事力では到底比較にならないイスラエルに「自爆攻撃を仕掛けることによるのみ問題の解決につながる」とは必ずしも考えていないようである。つまりパレスチナ問題解決の両輪のひとつがテロを含めた武装闘争であり、もうひとつが交渉だとみなしている<sup>19</sup>。一方、イスラエル側が交渉の前提とするのは武装闘争の停止すなわち「停戦」であり、「停戦」が成立して初めて交渉開始となる立場を堅持している。この両者の立場の食い違いはどのように説明すればよいのであろうか。この点は今後の課題としたい。

## 参考文献

### [日本語文献]

---

<sup>17</sup> Pew Research Center [2003: 3].

<sup>18</sup> Pew Research Center [2007: 7].

<sup>19</sup> Ricolfi [2005: 109].

- 阿部俊哉 2004. 『パレスチナ：紛争と最終的地位問題の歴史』 ミネルヴァ書房.
- クレサンショー, マーサ 2003. 「テロの政治心理学」 河田潤一・荒木義修 編著『ハンドブック政治心理学』 北樹出版、134-145.
- ケペル, ジル, 早良哲夫訳 2005. 『ジハードとフィトナ：イスラム精神の戦い』 NTT 出版.
- ケペル, ジル, 丸岡高弘訳 2006. 『ジハード：イスラム主義の発展と衰退』 産業図書.
- 河野毅 2007. 「インドネシアのイスラム過激派の現状と将来」 日本比較政治学会編『テロは政治をいかに変えたか：比較政治学的考察』 早稲田大学出版部、153-176.
- 末近浩太 2005. 『現代シリアの国家変容とイスラーム』 ナカニシヤ出版.
- 中村研一 2007. 「テロリズムの定義と行動様式」 日本比較政治学会編『テロは政治をいかに変えたか：比較政治学的考察』 早稲田大学出版部、131-152.
- 宮坂直史 2002. 『国際テロリズム論』 芦書房.
- ユルゲンスマイヤー, マーク, 立山良司監訳 2003. 『グローバル時代の宗教とテロリズム』 明石書房.

#### [外国語文献]

- Berrebi, Claude 2003. "Evidence About The Link Between Education, Poverty and Terrorism Among Palestinians." Mimeo, Princeton University.
- Bloom, Mia 2005. *Dying To Kill: The Allure of Suicide Terror*. New York: Colombia University Press.
- Friedman, Gil 2005. "Commercial Pacifism and Protracted Conflict." *Journal of Conflict Resolution*, 49(3) 360-382.
- Hassan, Nasra 2001. "An Arsenal of Believers: Talking to the "Human Bombs"." *The New Yorker*, 19 November.
- Jamal, Amaney A. 2007. *Barriers to Democracy: The Other Side of Social Capital in Palestine and the Arab World*. Princeton: Princeton University Press.
- Krueger, Alan B. and Jitka Maleckova 2003. "Education, Poverty and Terrorism: Is There a Causal Connection?" *Journal of Economic Perspective*, 17 (4) pp.119-144.
- Kydd, Andrew and Barbara F. Walter 2002. "Sabotaging the Peace: The Politics of Extremist Violence." *International Organization*, 56 (2) 263-296.
- Levitt, Matthew 2006. *HAMAS: Politics, Charity, and Terrorism in the Service of Jihad*. New Heaven: Yale University Press.
- Mishal, Shaul and Avraham Sela 2000. *The Palestinian Hamas: Vision, Violence, and Coexistence*. New York: Colombia University Press.
- Nachtwey, J. and Mark Tessler 2002. "The Political Economy of Attitudes toward Peace among Palestinians and Israelis." *Journal of Conflict Resolution*, 46(2) 260-285.
- Pape, Robert A. 2003. "The Strategic Logic of Suicide Terrorism." *American Political Science*

*Review*, 97 (3) 343-361.

Pew Research Center 2003. *Views of a Changing World June 2003*. Washington: Pew Global Attitude Project.

Pew Research Center 2007. *A Rising Tide Lifts Mood in the Developing World: Sharp Decline in Support for Suicide Bombing in Muslim Countries*. Washington: Pew Global Attitude Project.

Ricolfi, Luca 2005. "Palestinians, 1981-2003." Diego Gambetta ed. *Making Sense of Suicide Missions*. New York: Oxford University Press, 77-129.

Shamir, Jacob and Khalil Shikaki 2002a. "Determinants of Reconciliation and Compromise among Israelis and Palestinians." *Journal of Peace Research*, 39(2) 185-202.

Shamir, Jacob and Khalil Shikaki 2002b. "Self-Serving Perceptions of Terrorism among Israelis and Palestinians." *Political Psychology*, 23 (3) 537-557.

Shikaki, Khalil 1996. "The Peace Process, National Reconstruction, and the Transition to Democracy in Palestine." *Journal of Palestine Studies*, 25 (2) 5-20.

Shikaki, Khalil 2002. "Palestinians Divided." *Foreign Affairs*, 81 (1) 89-105.

Tamimi, Azzam 2007. *Hamas: Unwritten Chapters*. London: Hurst & Company.

# 現代トルコにおける水資源政策と国家-社会関係

## －南東アナトリア開発計画の事例から－

荒井 康一

上智大学アジア文化研究所共同研究所員

- I. はじめに
- II. 開発と資源分配
- III. 動員の投票の社会経済的背景
- IV. おわりに

### I. はじめに

#### 1. 研究のねらい

2008年に世界を襲った、投機マネーが一因となった食糧・原油価格の高騰とその後の急激な景気悪化は、新自由主義的なグローバル資本主義経済が併せ持つ問題点を明らかにすると同時に、人間の安全保障に関わる資源の重要性と、資源をめぐる資本主義経済と国家および社会との関係について、改めて考えさせるものであった。新自由主義的な経済が拡大するにつれ、従来は国家や地方社会の管轄下にあった水資源についても、国家財政支出の削減を目的とした管理の移管や民営化および「水メジャー」と呼ばれるグローバルな水企業による支配と水資源の商品化が進み、所得や地域によっては水を得られず、暴動も起こるなど、世界的な問題となっている。

農村社会、特にトルコの南東アナトリア地方のような半乾燥地域において、水資源は非常に重要な資源であり、水の権利を持つ者は、その農村社会に非常に大きな影響力を持つこともあると考えられる。開発政策しだいでは、国が資源をコントロールすることで有力者の影響力が下がり、投票行動も個人で決定されるようになることも可能であると想定される。南東アナトリア開発計画（Güneydoğu Anadolu Projesi、以下 GAP と略す）は、トルコの南東端の、チグリス・ユーフラテスという二つの大河川の上流部で1980年代に開始された大規模な水資源開発を中心とした総合プロジェクトである。この南東アナトリア地方は、エスニシティが複雑で、経済開発・社会開発の進展が遅れ、土地所有格差が激しい社会であった。

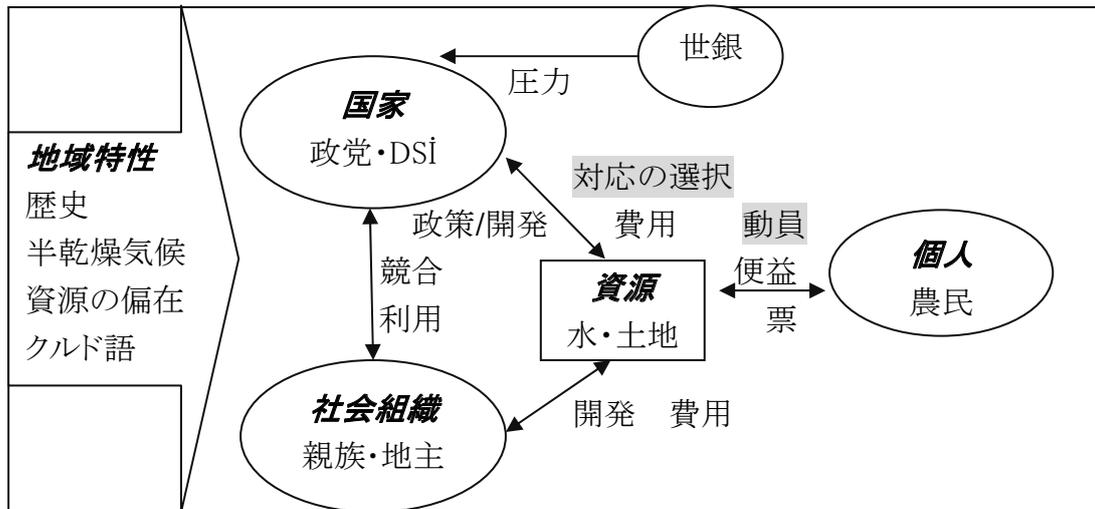
このような南東アナトリア地方における投票行動は、小政党の得票率が相対的に高いなど他の地域とは異なる特徴を持ち、政党制の多党化傾向に影響を与えてきたため、その原因について議論がなされてきた。この特殊な投票行動の原因については、2つの異なる主張がなされている。1つめは、社会経済開発の遅れに原因を求め、都市化・近代化・工業化の進展により解決するという、クライエンテリズム論に基づく立場で、Hale[1976]、

Özbudun[1976]、Sayarı [1977]らにより、1970年代に多く主張された。もう1つは、エスニシティの違いが原因であるとする立場で、Magnarellaの研究のほか、1990年代以降、Çarkoğlu[1998; 2002]や夏目美詠子[Natsume-Ono 1996]、間寧[Hazama 2000]らによって主張された。

しかしながら、別稿[荒井 2009]で分析したように、GAPという大規模な総合開発が進展し、GDPや識字率が上昇した後、1999年および2002年の選挙においても、この地方の農村部においてはブロック投票(vote en bloc)とよばれる、投票所または村レベルで一党に90-95パーセント以上の票が集中する動員的な投票行動が広く見られた。たとえばシヤンル・ウルファ県におけるブロック投票(村単位、95パーセント基準)の割合は、1973年に13.0パーセント、1977年に15.7パーセントであったのに対し、1999年に20.9パーセント、2002年に16.2パーセントであった。このことから、社会経済開発の遅れを重視する立場には、単純に開発や経済発展が進むだけでは動員的な投票行動がなくなるとい意味で限界がある。一方、エスニシティの違いを重視する立場は農村に対して無関心であり、親クルド政党は農村部の得票率が低くブロック投票による票は非常に少なかったため、都市部の投票行動については説明が可能であるが、農村部における動員的な投票行動については説明ができない。農村の社会経済的特徴との関係を論じたものは、Nuhuratの研究やErdoğanの研究など、ごくわずかであった。また、これらはいずれも国家の役割や資源との関係の分析が不十分であり、特に水への視点が欠けていた。

そこで本稿では、クライエンテリズム論の立場は現在の農村部の投票行動の分析にも有効であるという立場に立ちながら、農村における資源分配をめぐる国家—社会関係、中間団体の問題を重視していく。そのために、国家による水資源開発政策がどのようなものであったのかどうかを分析し、それが動員的な投票行動に対して影響を与えていたのかという問題について計量的な分析により検証を行う。これにより、①資源と動員の投票とが強い関係にあることと、②国家による資源分配にかかわる開発政策が重要な影響を与えていることを論証し、③GAPによって資源利用と農村の社会構造は変化したのかどうか、④グローバルな資本主義経済が国家に与えた影響はどのようなものであったか、⑤GAP後も動員的な投票行動が続いているのはなぜか、といった点について明らかにしたい。また、郡レベルのデータを扱う点と、GAPが進んだ後について分析を行うという点も、本稿の特長としてあげることができる。

図1：資源をめぐる動員構造と南東アナトリア地方



(出典) 筆者作成

図1は、本稿において、資源をめぐる国家・社会組織・個人の関係をどのように捉えているのかという考え方を図示したものである。本稿は、クライエンテリズム論の立場に立つが、資源動員論でも着目されている資源の問題を重視し、また国家-社会関係という視点からではあるが、国家の役割についても論じていく。クライエンテリズムとは、互酬的・非対称的・多面的・個人的で直接的な交換を行う関係を指すものであり、農村部の伝統的な形としては、地主や部族長や宗教指導者が水や用地権・農機具・家畜・信用貸付といった便益を「資源」として供給し、見返りに小作農家や部族民が労役や票を提供するといったものであり、動員的な投票行動と密接に関係するものである。一方、国家や政党も、政治家としての影響力や職、公共事業などを「資源」として政党主導型のクライエンテリズムを形成し、資源に対しても開発や政策により関与していく。「社会の中の国家」モデルを提唱する Migdal [2001:49]によれば、「国家もまた、こうした数ある社会組織の1つにすぎない」のであり、それらの関係は「各組織が個々人にどのような物質的誘引を与えるかによって、またどのような強制を加えるかによって」、また「どのような象徴や価値観を用いているかによって決まってくる」。ただし、この時、国家は主体的に対処を選択できるが、世界銀行など国際経済の枠組みから自由ではなく、開発を行う場合には予算上の制約も生じ、社会組織と競合することもある。また、歴史や気候、地形、文化といった地域特性からも自由ではない。

## 2. 本稿の構成

まず、第2節では、水および土地という資源について、どのような分配が行われてきたのか、GAP という大規模な開発政策によって資源分配の構造に変化が起こったのかどうかを検討する。具体的には、GAP の概要と灌漑の影響、灌漑管理移管、土地政策および土地

所有格差について分析を行う。続く第3節では、動員投票に関する先行研究とその問題点を詳しく検討した後、農村における土地および水資源と動員的な投票行動との関係性について、計量分析を行う。

手法としては、政治社会学の立場から計量分析を行う。対象とする時期は、GAPによる開発が進められた1980年代から1990年代を中心とする。使用した資料は、「村落目録調査」(Köy Enventer Etüdü: 以下KEEと略す)をはじめ、農業統計、選挙統計といったトルコ政府による統計資料集と、GAPマスタープランなどの政策資料・法令である。トルコ統計局による村落目録調査は、1966/1967年、1981年、1997年の3回の調査が行われているが、統計の性質の問題として、年代により名称などが変化しているものがある。まず、1981年版まで土地灌漑局(Topraksu)と記載されている組織は1997年版の村落目録調査で農業村落省の農村サービス局(Köy Hizmetleri Genel Müdürlüğü、以下KHGMと略す)の一部として組み込まれている。次に、灌漑方式に関する分類基準にも変更がみられ、後述するように県名の変化や県・郡の再編があるため、必要に応じて記載する。

対象地域とするのは、1990年代以降の、GAPの対象となった南東アナトリア地方の県である。GAPの対象となった県は、アドゥヤマン(Adıyaman)、ディヤルバクル(Diyarbakır)、ガズィアンテップ(Gaziantep)、マルディン(Mardin)、シイルト(Siirt)、ウルファ(Urfa)の6県であった。その後、GAPの対象地域そのものには変化がないものの、県の再編により、現在では9県にGAPの対象地域がまたがっている。シイルトとマルディンの一部からバトマン(Batman)が、シイルトとマルディンとハッキヤリ(Hakkâri)の一部からシュルナク(Şırnak)が、ガズィアンテップの一部からキリス(Kilis)が、それぞれ新たな県として形成された。なお、トルコの行政単位としては、県(il)の下位の単位として郡(ilçe)が存在し、各県には県庁所在地(merkez: 中心の意味)がおかれている。県庁と各郡の役所が存在する町のことを「都市部」(şehir)と呼ばれ、その下位単位としては多数の街区(mahalle)が存在する。県庁の存在する郡およびその他の郡における、「都市部」以外の部分が人口の密集度合いに関わらず「農村部」(bucak ve köy)と呼ばれ、1つもしくは複数のブジャック(bucak、地区または郷)と、その下に多数の村(köy)がおかれる。そのため、「中心郡」を含め、全ての郡に一つずつの「都市部」が存在することになる。村から市に昇格するためには原則として2000人以上の人口が必要であり、その場合にはブジャックが郡に昇格する。例えば、シャンル・ウルファ県ではアクチャカレ郡(Akçakale)からハラン郡(Harran)が、ヴィランシェヒル郡(Viranşehir)からジェイランブナル郡(Ceylanpınar)が独立した。ディヤルバクル県では、中心郡(Merkez)からエーイル郡(Eğil)とコジャキョイ郡(Kocaköy)が分かれた。なお、ウルファ県は1984年にシャンル・ウルファ県(Şanlıurfa)と改名されたが、これについてはシャンル・ウルファ県として表記を統一する。

## II. 開発と資源分配

### 1. 南東アナトリア開発計画(GAP)

南東アナトリア地方には、北端・東端の県境には標高 2,000m を超える山地も存在するが、シリア砂漠・メソポタミア平原に連なる平地が多くを占める。気温については、冬は 10℃ 前後となるが、夏は高温で 30 度を超え、降水量が少ない。南東アナトリアの南端に位置するシャンル・ウルファ県のジェイランプナル郡では、夏の気温は 40℃ 近くに達する。冬は比較的雨が多いが、東北部の山地を除けば、ほとんどが年間降水量 500mm 未満の高温半乾燥気候である。一方で、この地方はチグリス・ユーフラテス河の上流部に位置し、利用可能な水資源は豊富であったが、平地との間には丘陵地帯があるため、トンネルやポンプや深井戸を用いた GAP の灌漑開発が始まるまで、灌漑農業は一部の地域に限られていた。このような高温半乾燥気候に含まれる南東アナトリア地方においては、水は非常に重要な資源であった。

GAP は、チグリス・ユーフラテス河に 22 のダムを築き、17 の水力発電所で 7,500 メガワット以上の電力を生産し、13 の灌漑プロジェクトにより 160 万ヘクタール以上を灌漑するという非常に大規模な総合開発プロジェクトである[DPT 1989: 2]。その主たる目標としては、マスタープランに①経済構造を改善し南東アナトリア地方の収入レベルの上昇によって所得格差を是正すること、②農村部における雇用機会と生産の拡大、③地域内の大都市の人口吸収能力の向上、④地域資源の効率的な利用による持続的な経済成長・輸出促進・社会の安定といったトルコ全体の目標への貢献があげられている [DPT 1989: 3]。

GAP は 1986 年に首相府国家計画庁 (Devlet Planlama Teşkilatı) の管轄とされ、1989 年には、運輸・工業・社会部門を含む総合プロジェクトとしての GAP マスタープランを国家計画庁が中心となって作成した。この 1989 年には、首相府南東アナトリア開発計画地域開発庁 (GAP Bölge Kalkınma İdaresi、以下 GAP-BKİ と略す) が設立され、マスタープランに先立って 1983 年から建設が行われてきたアタチュルクダムも 1990 年に完成した。GAP に関する機関の中では、水資源管理・インフラ面では国家水利事業局 (Devlet Su İşleri Genel Müdürlüğü、以下 DSİ と略す) が、社会経済面では GAP-BKİ が中心となっている。この他、農業村落省 (Tarım ve Köyişleri Bakanlığı)内の KHGM が、小規模な水資源開発・管理を行う組織である。

## 2. 灌漑の進展と水源の変化

次に、GAP などによる灌漑の進展と水源の変化について、トルコ統計局による村落目録調査の 1966/1967 年版、1981 年版、1997 年に記載されたデータを用い、特に灌漑が進展したシャンル・ウルファ県とディヤルバクル県を中心に考察を行う。

シャンル・ウルファ県では、1967 年には、644 あった村の 2 割にあたる 128 の村で灌漑が行われていた[KEE67 Urfa: 86-87]。1981 年になると、灌漑は 689 村中 28.0 パーセントにあたる 193 の村に増加し、1997 年には 1029 のうち 334 の村 (32.5 パーセント) に灌漑が及んだ[KEE81 Urfa: 16; KEE97 Şanlıurfa: 38-89]。1967 年に 6500 ヘクタールであった灌漑面積は、1981 年には 2.5 万ヘクタール、1991 年には 6.4 万ヘクタール、1997 年には耕地の総面

積 61 万ヘクタールのうち 14 万ヘクタールに灌漑が拡大した。特に 1990 年のアタチュルクダム完成後には灌漑面積が急増した[DİE 1994]。一方、ディヤルバクル県では、丘陵地の多いシャンル・ウルファ県に比べると地形上の制約が小さく、比較的早い時期から灌漑が進んだ。1966 年の時点で既に灌漑設備が存在した村は 663 のうち 4 割にあたる 262 村であり、1.7 万ヘクタールが灌漑されていた [KEE66 Diyarbakır: 78-79]。その後、1981 年に 691 の村のうち 52 パーセントにあたる 360 の村で 3.2 万ヘクタールの灌漑が行われていた[KEE81 Diyarbakır: 19]。1997 年には 768 のうち 41.4 パーセントの 318 の村となっており、灌漑が行われている村の数ではあまり変化がみられないが、GAP により灌漑面積は大幅に拡大が進み、耕地面積 146 万ヘクタールのうち 44 万ヘクタールが灌漑地となった。さらに、GAP の計画ではシャンル・ウルファ県における灌漑面積は 70 万ヘクタール近くに達する見込みで、南東アナトリア地方全体では 160 万ヘクタール以上が灌漑され、灌漑面積の割合は 3.9 パーセントから 22.6 パーセントになる計画である。

水資源開発により、ダムを水源とする村も増加している。シャンル・ウルファ県における灌漑の水源として最も多かったものは、1967 年には、川 (dere) からの運河であり、86 村 (灌漑施設が存在する村の 67 パーセント) であった。他に泉を水源とする村が 32 (25 パーセント)、自噴井戸(artezyen、掘り抜き井戸)による村が 13(10 パーセント)、河 (nehir) からポンプを通じた村は 4 箇所であった [KEE67 Urfa: 86-87]<sup>1</sup>。1981 年には重力式灌漑による村数が 91(47 パーセント)であったのに対し、ポンプに拠る村は 60(31 パーセント)、ダムを利用する村が 5(3 パーセント)、自噴井戸による村が 30 村 (16 パーセント) であった。このうち現在のハラン郡を含むアクチャカレ郡では、26(93 パーセント)の村で自噴井戸が用いられた[KEE81 Urfa: 16]<sup>2</sup>。これに対し、アタチュルクダムから丘陵地を貫通するシャンル・ウルファ・トンネルを通じた灌漑が進んだ後の、1997 年版の水源についてのデータでは、34 パーセントにあたる 157 の村でダムとなり、アクチャカレ郡では 62 村中 32 の村、ハラン郡でも 62 の村のうち 30 の村と半数前後占めるようになった。シャンル・ウルファ県全体では自噴井戸が 32 パーセントにあたる 149 の村、井戸(kuyu)が 33 パーセントにあたる 152 の村を灌漑した。ジェイランプナル郡ではその 95 パーセントの村で自噴井戸が水源となっており、国家機関による深井戸開発の影響がうかがえる[KEE97 Şanlıurfa: 38-39]<sup>3</sup>。

ディヤルバクル県では、1966 年には川からの運河が 199 村(76 パーセント)で最も多く、井戸は 11 村(4 パーセント)、河からの運河が 4 村、河からポンプが 3 村、沢からポンプが 2 村であった[KEE66 Diyarbakır: 78-79]。1981 年の水源は重力式灌漑が最多で 266(74 パーセン

<sup>1</sup> dere は沢・小川・溪流など小さな川を意味する。nehir は大河を意味し、この地方ではチグリス河およびユーフラテス河を指す。なお、この年度の調査のみ水源について重複があり、合計が 100%を超える。

<sup>2</sup> 重力式灌漑とは、ポンプを用いない灌漑を意味する。

<sup>3</sup> 自噴井戸と井戸では、自噴井戸の方が水量は多く、シャンル・ウルファ県では村の数としては同程度であるが、灌漑面積では 5 倍以上の違いがある。また、深く掘る必要が多いため、一般の農民には開発が困難である。

ト)、ポンプ灌漑が 31(8.6 パーセント)、湖が 16(4.4 パーセント)、ダムによる灌漑が 29(8 パーセント)の村で行われた[KEE81 Diyarbakır: 19]。1997 年には灌漑施設が存在した 316 の村のうち、水源は河川 (akarsu) が最も多く 195 の村 (62 パーセント) で見られ、ダムからの灌漑は 34 の村(11 パーセント)で行われ、井戸が 61 の村(19 パーセント)、池による村は 28(9 パーセント)、自噴井戸は 22 の村(7 パーセント)、貯水池は 12 の村(4 パーセント)、湖が 4 村、その他が 39 村であった[KEE97 Diyarbakır: 44-45]。

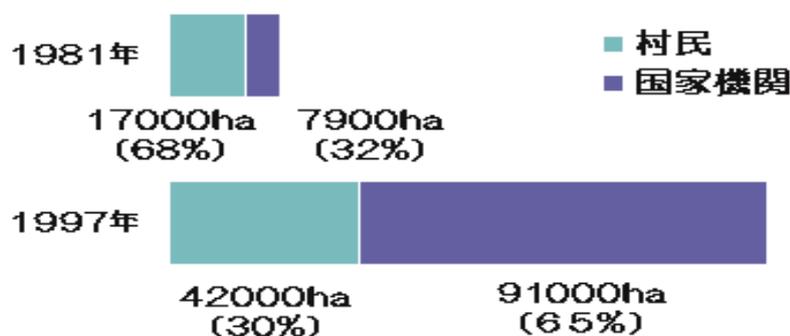
このように、ダムを水源とする村は、シャンル・ウルファ県では、1981 年にはほとんど無かったが、1997 年には 3 分の 1 の村でダムの水が用いられるようになった。しかしながら、ジェイランプナル郡とヴィランシェヒル郡の自噴井戸が、灌漑面積で大きな割合を占めることもあり、ダムを水源とする灌漑面積は 19 パーセントにとどまった。ディヤルバクル県でもダムによる灌漑はある程度の増加を見せたが、1997 年の段階では村の数で 11 パーセント、灌漑面積で 18 パーセントにとどまり、河川からの灌漑が半数近くを占めた。

他方、このような開発により、国家機関が灌漑主体の中心的役割を担うようになった。統計上「村民」によるものとして示される灌漑は、有力者が存在しない場合や開発が容易な場合には共同のものも存在したが、主としては有力者や大地主により開発されてきた。1981 年のシャンル・ウルファ県では、国による灌漑が 7900 ヘクタールに過ぎなかったのに対し、村民による灌漑は 1.7 万ヘクタールで、国が占める割合は 31.7 パーセントほどであった。ただし、アクチャカレ郡 (ハラン含む) では、国による灌漑が 3,340 ヘクタールであったのに対し村民による灌漑は 150 ヘクタール、ヴィランシェヒル郡 (ジェイランプナル含む) では国による灌漑が 4,070 ヘクタールであったのに対し村民による灌漑は 340 ヘクタールであり、国家機関が果たす役割が大きかった[KEE81 Urfa: 16]。1997 年のデータでは、灌漑施設を持つシャンル・ウルファ県の村のうち、158 の村で DSİ、36 の村で KHGM が水を供給し、合計で 65 パーセントの灌漑に国家機関が関与するようになったのに対し、村民により灌漑が行われる村は 171 で、灌漑の割合は 30 パーセントまで低下した。アクチャカレ郡への灌漑の供給主体は、DSİ が 75 パーセント、KHGM13 パーセント、村民が 5 パーセント、ハラン郡では DSİ が 54 パーセント、KHGM が 13 パーセント、村民は 29 パーセントであった。ジェイランプナル郡では DSİ56 パーセント、KHGM が 6 パーセント、村民は 38 パーセントであった[KEE97 Şanlıurfa: 40]。ディヤルバクル県では、1981 年に 40 パーセントは国が、60 パーセントは村民が灌漑用水を供給していたが[KEE81 Diyarbakır: 35]、1997 年には水の 19.6 パーセントを KHGM が、51.1 パーセントを DSİ が、11.1 パーセントを他の公的機構が供給するようになり、村民による供給は 18.0 パーセントにまで低下した[KEE97 Diyarbakır: 46]。

なお、Aksit と Akçay が南東アナトリア地方の一部で 1993 年に行ったサンプル調査では、水源は DSİ による井戸であるという回答が 74 例と最も多く、次いで DSİ の運河 (46 例)、私的な井戸(40 例)、その他の井戸 (17 例)、川からポンプが 8 例であった。ただし、ここでの「DSİ による井戸」はジェイランプナル郡でのものがほとんどであり、「DSİ の運河」

はディヤルバクル・デヴェゲチディ・プロジェクト(Diyarbakır-Devegeçidi)によるものがほとんどであった[Aksit and Akçay 1997]。

図2：シャンル・ウルファ県における灌漑面積と灌漑主体



(出典) [KEE81; KEE97]より筆者作成。

以上のように、GAPによって灌漑面積は急激に拡大し、水源に占めるダムの割合が1~3割まで増加し、水資源の供給主体は1981年の段階では村民によるものが6割を超えていたが、1997年には国家機関による灌漑が6割以上を占めるようになった。しかしながら、村民による灌漑も、面積では増加しており、ダムを水源とする村はハラン平原などで大きく増加したものの、3割にとどまっていた。そのため、灌漑において国家が占める役割は増大しているものの、支配的な影響力を持つまでにはいたっていない(図2)。

### 3. 灌漑管理移管

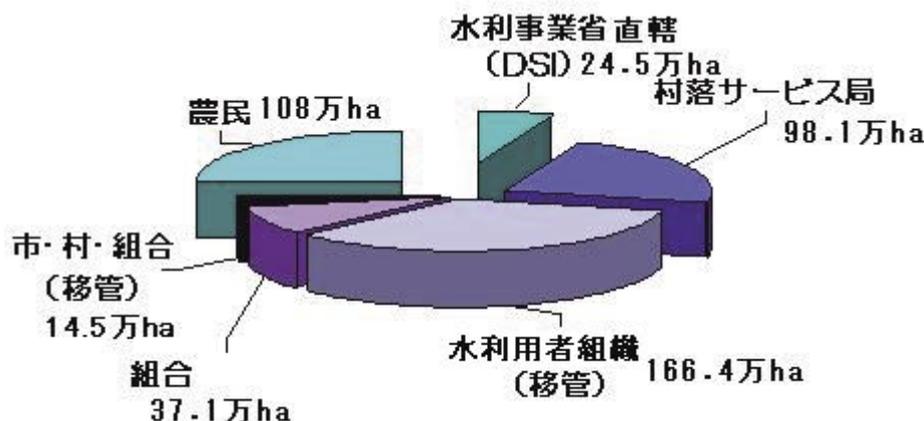
1990年前後から、世界的な環境問題への関心の高まりや、各国の財政難・冷戦の終結などを背景として、参加型灌漑管理(PIM: Participatory Irrigation Management)や灌漑管理移管(IMT: Irrigation Management Transfer)といった用語が国際金融機関や国際会議で用いられるようになり、灌漑施設の計画・運営・管理を従来の国家主導から民間主導へと移す動きが世界的に進んできた<sup>4</sup>。世界銀行は、世界銀行は、「参加型灌漑管理とは、灌漑用水利用者が水管理におけるあらゆるレベル、あらゆる側面に関わることをいう」としている。この移管には、節水意識の向上による持続可能性の向上と、農民が積極的に維持運営に参加するようになって維持コストが下がり水利費の徴収率が上がるという財政支出削減の効果とが期待されている。

トルコでは、国家の財政難や世銀の圧力もあり、1993年に法令6200号が制定され、DSİから民間への灌漑管理移管が急速に行われた。DSİ自身は、移管の理由として①利用者の参

<sup>4</sup> 水と環境に関するダブリン国際会議(1992年)のダブリン4原則、同年の国連環境開発会議(地球サミット)で提唱されたアジェンダ21(1992年)、4度の世界水フォーラム(1997年、2000年、2003年、2006年)など。

加と自己管理②グッドガバナンス（良い統治）③財政的持続性④政府の運営管理コスト削減の4点を挙げている<sup>5</sup>。DSIにより開発された約151万ヘクタールのうち、1993年の段階では、4.8パーセントにあたる約7.2万ヘクタールが移管されていたのに過ぎなかったが、翌年には17.3パーセントの約26.7万ヘクタール、1995年には約97.9万ヘクタールまで移管され、61パーセントに達した。その後も移管は進み、2003年現在、約195万ヘクタール中93.4パーセントの約183万ヘクタールについて維持管理権限を移管済みである<sup>6</sup>。移管は、灌漑の対象地域の広さに応じて、村や市に、そして複数の自治体にまたがる場合は水利用者組織（Water Users Associations / Sulama Birliđi 以下、WUAsと略す）に移管されることになっている。移管先の中で最大の受け皿となっているのが自治体法1580号で設立されたWUAsであり、2002年までに事例数の43パーセント、移管面積の約9割にあたる152万ヘクタールが移管された。南東アナトリア地方には24のWUAsが形成された。また、村へは3.4万ヘクタール、市には5.7万ヘクタール、水利組合には5.4万ヘクタールが移管された [Yıldırım and Çakmak, 2004: 221]。 (図3)

図3：トルコにおける灌漑管理主体（2002年）



(出典) [Yıldırım and Çakmak 2004: 221]より筆者作成。

このような移管は、灌漑率や水利費徴収率の向上で一定の成果が認められたが、移管先については「参加」の面での問題も指摘されている [Ünver and Gupta 2003]。WUAsの評議会は自治体法1580号に従い、市村長と彼らに推薦された者、合計30~50人とオブザーバーのDSIで構成されている。このため、本来は「参加型」をうたい利用者間の公平な水分配が目指して灌漑管理移管を行ったにもかかわらず、水利組織の委員会が利用者の多くと直接に

<sup>5</sup> DSI (2004) *Irrigation Management Transfer (IMT) in Turkey*, 2004, p.13. また、DSIのウェブサイト (<http://www.dsi.gov.tr/english/service/tarime.htm>)では、移管の理由として①経費の削減②利用者がより効率的・機能的・迅速に対応できる③世界的潮流であるという3点を挙げ、その利点として運営維持支出を抑制でき、より平等で信頼できる適切な分配を、現場で解決できることを挙げている。

<sup>6</sup> DSI (2004) *Irrigation Management Transfer (IMT) in Turkey*, p.26.

は繋がらなかった。灌漑管理に特化した組織ではない上、実際には水資源の分配に際して村長の権限が拡大されるため、大地主や地元の有力者の影響力が反映されるという構造的欠陥が存在する。

そのため、WUAs は、しばしばその利用者の多数派の利益を考えない場合や、委員が自分達を優遇し水利費を免除することもあった[Ünver and Gupta 2003: 321]。トルコ西部のゲディズ川 (Gediz) 流域で聞き取り調査が行われた、イズミル県 (İzmir) とマニサ県 (Manisa) の WUAs でも、一般の農民には会議への参加は認められていなかった。ここでは、WUAs の議長は 42.6 パーセントが市長であり、35.7 パーセントが村長であった。一方で、この調査によると、委員は利用者から選ばれるべきという答えが 81.4 パーセントを占めており、利用者の不満がうかがえる[Kıyma, Özekici and Hamdy 2007]。また、アクチャイらによる南東アナトリア地方での聞き取り調査でも、あるべき村の水管理組織について、自分たちで作るべき (48.5 パーセント) と公的な組織に頼るべき (44.6 パーセント) という答えがほぼ半々であり、公的な組織に頼るべきとした人の半数 (51 パーセント) が、その理由として「公平性」を挙げている[Aksit and Akçay 1997]。

GAP は、国家主導の水資源開発によって、国家が水資源の分配に関与することで影響力を強める可能性があり、また移管の仕方によっては、参加型水管理の実践により農民が力を持てる可能性もあった。しかし、実際には自治体の長への移管がなされたため、一般の農民が意思決定に参加可能な仕組みとはならなかった。このため、水資源を分配する権限が地方有力者に与えられる結果となり、水利用者に対する有力者の影響力がかえって強まる構造となった。

#### 4. 土地所有格差

次に、トルコ国家による土地政策の歴史と、南東アナトリア地方における土地所有格差への影響と現状の分析を行う。

南東アナトリア地方は、オスマン朝の直接支配がなされずティマール制が採られなかったため、従来の社会構造が維持された。さらに、1858 年土地法と遊牧民定住化の過程で部族長やシェイフや大商人の名前により農地が土地台帳に登録されたため、トルコでは例外的に、土地所有格差が大きい地域であった。1923 年の共和制革命後も、そのような土地所有格差に変化が起こらなかったこと背景の 1 つには、トルコ国家の農地改革に対する姿勢もあげられる。1945 年に、イノニョ大統領 (İsmet İnönü) が土地分配法案を示したが、地主層の強い反発にあって骨抜きになり、さらに党の分裂を招いた。この結果、当初の農地改革法では、500 ドニユム (約 46 ヘクタール。1 dönüm=919 m<sup>2</sup>) を超える私有地を国家が収用するというものであったが、複数政党制に移行した後の 1950 年には、土地所有の上限が 5000 ドニユム (約 460 ヘクタール) へと緩和された。民主党 (Demokrat Parti) が政権についた 1950 年代には、1945 年の農地改革法が施行されたため、1950 年から 1960 年までに約 170 万ヘクタールが約 35 万世帯に再分配された[護 1971: 186]。しかし、メンデレス首相

(Adnan Menderes)自らが大地主の出身であり、大地主層の支持を受ける民主党政権の下では、それ以上の改革は進まなかった。1960年代以降も、民主党の流れを汲む中道右派政党が政権の中心であり、実質的な農地改革は実施されていない。

1966年と1981年の村落目録調査の結果をみても、南東アナトリア地方の多くの県で土地を所有しない世帯が4割を超えており、また少数の大地主が農地のかなりの部分を所有していることがわかる。1997年の村落目録調査によると、数字上は、一見したところ南東アナトリア地方の土地を所有しない農家が1割前後にまで減少しており、問題が解決したかのように見える。しかしながら、1981年と1997年の村落目録調査を比較してみると、シャンル・ウルファ県では土地を所有する世帯の数は4万2433世帯から4万2318世帯へと、ほぼ変化していない。また、ディヤルバクル県についても、1981年に5万5455世帯であった土地を所有する農家が、1997年には3万8993世帯へと、土地を所有する農家は減少している。このように、農村人口が減少していないにもかかわらず土地を所有する農家は増加しておらず、土地を所有していなかった農家が農地を取得したということではない。

一方で、一部の農家が多く土地を所有し、零細な農家が多いという傾向についても、大きな変化は見せていない。100ヘクタールを超える大規模な農家は、1981年のシャンル・ウルファ県では、世帯数では1パーセントであったが、その所有面積は21パーセントであった。1997年のシャンル・ウルファ県においては、100ヘクタールを超える農家は世帯数で1.3パーセントであるにもかかわらず、その所有面積は15パーセントに及んでいた。ディヤルバクル県でも、100ヘクタールを超える土地を所有する世帯は1981年に1パーセントの世帯で、彼らが29パーセントの土地を所有していた。1997年のディヤルバクル県では100ヘクタールを超える世帯は1.4パーセントで、その所有面積は24パーセントであった[KEE81; KEE97]。1991年の農業統計によれば、トルコ全体で100ヘクタールを超える大地主は12,637世帯あり、その所有面積は約252万ヘクタールであった。南東アナトリア地方には、トルコ全体の7割の8793世帯の大地主、特にディヤルバクル県には100ヘクタール以上の農家が、世帯数でトルコ全体の28パーセントが集中していた[DIE 1994]。

表1：土地を所有しない世帯の割合の変遷（％）

県	土地を所有しない世帯の割合		
	1966	1981	1997
Adiyaman	34.0	22.0	7.4
Diyarbakır	46.8	45.2	6.7
GaziAntep	36.5	29.3	6.0
Mardin	40.8	43.2	10.4
Siirt	42.0	44.5	6.1
Ş.Urfa	53.7	42.4	18.3

(注) 1997年のデータは、比較しやすいように1981年までの所属県で計算した。

(出典) [KEE66/67; KEE1981; KEE97]各県版より筆者作成。

GAPによる灌漑は、トルコ全体の生産量の4割を占めるようになった綿花など商品作物を普及させ、トラクターが1980年の1万8000台から1998年に4万6000台になるなど生産力の増大をもたらし、GRPは1987年から1997年にかけて年平均4.28パーセントの伸びを示し、1980年に43パーセントであった識字率は60パーセントに達した[DIE 1995; 1999]。しかしながら、GAP後も土地を所有する農家の世帯数は増えておらず、大地主が多いなど、土地所有格差は大きいままであった。このため、小作農家は収入増という恩恵を受けることもあったが、そのためには土地を借りる必要があり、大地主の影響力が強いという従来<sup>1</sup>の社会関係は大きく変わることがなかった。

### III. 動員の投票の社会経済的背景

#### 1. クライエンテリズム論とトルコ

クライエンテリズムは、一般に①一方的圧力と異なり互酬的、②対等ではなく非対称的、③単なる雇用関係と異なり多面的かつ柔軟、④個人的で直接的な交換を行う関係にあるという特徴を持つとされる。Scottの定義によれば、クライエンテリズムとは「社会・経済的優位に立つ個人（パトロン）が、より低い地位にある個人（クライアント）に保護と便宜を与え、今度は、後者がパトロンに対する一般的な支持や個人的サービスを含めて助力を提供することによってそれに報いる、自分自身の影響力や資源を利用する、優れて構造的な親愛関係を意味する対関係的（二者関係的）結びつきの一つの特殊な場合である」[Scott 1972: p.92]。農村では、地方有力者が主に土地や水や信用貸付といった農民にとっての死活的な便宜を提供し、都市では移民に対する職の斡旋などが特徴となり、交換に投票や労働などを求める。政治学の立場では、クライエンテリズムを伝統的なクライエンテリズムと近代的なクライエンテリズムに分類することが多い。伝統的なクライエンテリズムは、土地や財産、融資や農業器具の貸付などを「資源」とする地方の有力者による関係であり、「旧いクライエンテリズム」または「名望家クライエンテリズム」とも呼ばれる。近代的・現代的なクライエンテリズムは、政治家としての影響力が「資源」であり、「新しいクライエンテリズム」または「政党主導型クライエンテリズム」もしくは「政治マシーン」と呼ばれることもある。

トルコ東部以外では、1970年代までに政党主導型クライエンテリズムへの変化が進んでいたが、トルコ東部ではブロック投票や急激な政党支持の変更、無所属候補の当選が多いなど、伝統的クライエンテリズムが力を持ったままであった。その背景には社会経済開発と社会統合の遅れがあるとされ、具体的にはトルコ東部では、国家権力が弱く、土地所有格差が大きく、メディアや教育が未発達で、文化・言語統合が進んでいないことが指摘

された。ただし、これらの研究では、トルコ東部のマクロレベルの数字があげられているにすぎず、郡・県レベルのデータは扱われていなかった。

まず、Kudat はクライエンテリズムの概念を紹介した上で、トルコ東部については大地主をはじめ、部族や宗派組織による伝統的クライエンテリズムがあり、1969 年選挙で無所属候補の得票が多く、大地主や宗教指導者である具体的な候補者が多く得票していた実例を証拠として示した[Kudat 1975]。

Hale は、Gabriel Almond のいう特殊主義/普遍主義という政治発展の枠組みでトルコ政治の分析を行い、南東アナトリア地方と東アナトリア地方では、ブロック投票と小政党および無所属候補の当選が多く見られ、同時に識字率が低く、ラジオと交通が普及せず、国民統合が遅れ、土地を所有しない農民が多いことを指摘した。このことから、都市化が進み、識字が高く、コミュニケーションが盛んで、土地所有が平等である地域で大政党が発展し、南東アナトリア地方や東アナトリア地方といった低開発の地域では「垂直的に独立した政治家」が影響力を持つと結論付けた[Hale 1976]。

Sayari は、社会経済発展によりトルコでは伝統的クライエンテリズムから政党主導クライエンテリズムへと変化してきたが、トルコ東部のみは例外で、無所属候補の当選が多く、また地方有力者がしばしば政党との提携関係を変えると述べている。そしてトルコ東部の社会経済発展の遅れがその背景として、具体的には都市人口率と識字率の低さ、工業化の遅れ、土地を持たない農民が多い半封建的な経済、国家権威の弱さ、コミュニケーション手段の未発達、クルド人の存在による社会統合の遅れをあげている[Sayari 1975; 1977; 2002]。

Özbudun は、効果的な政党競争の欠如は低い経済発展によるものだと考え、Frederic Frey が 1962 年に行った農村発展調査のデータをもとにして 419 村の発展度を分類したデータと、1961 年、1965 年、および 1969 年の投票データとを比較した。彼は、一つの党が 80 パーセントを超える票を獲得した村が最も発展度が低い地域に多いことから、社会経済発展が遅れた地域ほど動員的な投票が起こり、投票率も高くなることを示し、近代化が進めば階級に基づく投票が支配的になり、二大政党制に向かうとした[Özbudun 1976]。その上で、一党支配の村は低開発であり、人口が少なく、識字率と教育水準が低く、孤立し、土地を持たない農民が多く、半数はクルドやザザであるとしている。また、トルコ東部は急激な投票先変更や無所属候補の当選が多く、伝統的なクライエンテリズムが見られ、政党の組織化が進んでいないともしている[Özbudun 1981]。

このように、トルコ東部の特殊な投票行動を指摘するいずれの先行研究においても、トルコ東部の社会経済発展の遅れを原因であるとし、近代化と国民統合により解決する問題だとみなしてきた。また、土地を持たない農民が多いことを指摘しながらも、分析は地方単位のマクロなレベルにとどまっており、資源と動員的な投票行動との関係は十分に明らかになっていないとは言えない。また、GAP という大規模な開発が進んだ後の分析も行われていない。

## 2. 動員の投票と農村の社会経済的特徴

農村の社会経済的特徴に重点を置いた分析としては、Nuhurat のものと Erdoğan によるものが挙げられる。Nuhurat[1970]は 1960 年代の国会議員選挙および地方議員選挙を対象とし、ブロック投票に関する詳細な分析を行い、ブロック投票の 7 割がトルコ東部であるなど社会経済発展が遅れた地域に多いとしており、地方の有力者による動員の投票であるとしている。それによると、まず 6 度の選挙で延べ 5338 の村でブロック投票（村単位、90 パーセント基準での集中）がみられたが、そのうち複数回のブロック投票が見られた 113 の村の内訳は、法学派・宗派別にみるとハナフィー派が 48 パーセント、シャーフィイー派が 30 パーセント、スンニ派ではないアレヴィー派・ジャアファリー派が 20 パーセントであり、言語別ではトルコ語が 50 パーセント、クルド語が 44 パーセント、ザザ語が 4 パーセント、アラビア語が 1 パーセントであった。また農協から融資を受けている村は 19 パーセント、農業銀行から受けている村は 46 パーセント、両方から受けている村は 8 パーセントであった。ここからは、ブロック投票が宗派や言語に特に左右されているわけではないということが見てとれる。

Erdoğan[1992]は、GAP の対象となった県について、1987 年の選挙と 1981 年村落目録調査のデータを中心に、ブロック投票と社会経済指標との関係について郡を単位とした分析をおこなった。それによると、まず 1987 年の選挙では、南東アナトリア地方の 9.88 パーセントにあたる 422 箇所の村で、ブロック投票（村単位、95 パーセント基準）があり、アドゥヤマン県では 4.48 パーセントの村で、ディヤルバクル県では 6.13 パーセントの村で、ガズィアンテップ県では 4.81 パーセントの村、マルディン県の 15.36 パーセントの村、シイルト県の 9.09 パーセントの村、シャンル・ウルフア県では 15.54 パーセントの村で見られ、また小規模な村に多くおきていた。農村の社会経済的特徴との関係については、1987 年選挙でブロック投票が見られた南東アナトリア地方の村 422 のうち、人口 100 人以上の村が 194 あり、そのうちの 158 の村に関するデータを調査している。それによると、それらの村では、人口の平均は 586 人で、識字率は 40.4 パーセントと全国平均よりは低い南東アナトリア地方の平均とは同じ程度であった。農業との関係では、土地を所有しない農家の割合が 51.2 パーセントであり、伝統的な小作のタイプである分益小作が在る村の割合も 54.1 パーセントと、どちらも南東アナトリア地方全体に比べて高めであり、またトラクターの数は 5.9 台と、南東アナトリア地方の平均より高かった。投票率は社会経済発展が進んだ地域ほど高いが、ブロック投票については、ラジオやテレビの普及率（31.5 パーセントと 3.9 パーセント）、農協の組織率（4.7 パーセント）、識字率（40.4 パーセント）などの社会経済発展とは相関が無いとしている。

続いて、表 2 に示したように、1999 年の郡別のブロック投票の割合と、1997 年の村落目録調査のデータとを比較する。なお、以降のブロック投票に関する分析では村よりも小さい投票所を単位とし、その 90 パーセント以上の票が一候補に集中した場合をブロック投票とし、農村部のみについてブロック投票が占める割合を計算した。

まず、ディヤルバクル県におけるブロック投票と土地所有の関係をみてみると、100ヘクタール以上の土地を所有する農家が占める面積が大きく、かつ土地を所有しない農民も多いシルヴァン郡(Silvan)、ビスミル郡(Bismil)、チュナル郡(Çınar)では、比較的ブロック投票も多く10パーセントを越えていたことがわかる。逆に100ヘクタール以上の大地主が存在しないチュンギュシュ郡(Çüngüş)、ディジレ郡(Dicle)、ハニ郡(Hani)では、ブロック投票がほとんど見られない。ただし、土地所有格差は小さいがブロック投票が多いクルブ郡(Kulp)や、逆に土地所有格差はあるがブロック投票がまったくみられないコジャキョイ郡のような例も存在する。

シャンル・ウルファ県では、ブロック投票の割合が40パーセントを超えたシルヴァン郡(Hilvan)とシヴェレク郡(Siverek)が、先述したように一部の大地主が農地の半数を所有していた郡であり、現在でも100ヘクタールを超える農家が占める面積比率が高い。30パーセント前後の投票所でブロック投票が見られた中心郡、アクチャカレ郡、ヴィランシェヒル郡も、100ヘクタール以上の農家が占める面積比率が二桁である。ブロック投票が30パーセントを超えた郡の中で、唯一大地主が少ないハラン郡については、土地を所有しない農家が多いということを指摘できる。その一方で、土地所有格差が少ないハルフェティ郡(Halfeti)とシュリュチ郡(Sürüç)ではブロック投票が稀であり、同時に、クルド語人口は周辺とそれほど大差がないにもかかわらず親クルド政党への投票も40パーセント台に達した<sup>7</sup>。

一方、村民による灌漑との関係では、村民による灌漑が多い郡の中には、シュリュチ郡やコジャキョイ郡のように、ブロック投票がほとんど見られない郡がある一方で、シルヴァン郡やシヴェレク郡のように最も高い郡も存在する。このこと背景には、村民による灌漑と一口に言っても、有力者による開発が行われて権限を独占している場合と、開発が容易であったり土地所有が平等で共同開発が行われたりしている場合との、両方があるためであることが予想される。より重要になるのは、村民による灌漑が見られない郡、つまり国家機関が全ての灌漑を担っている場合であるが、それほど明白な関係は見られない。ダムによる灌漑との関係では、ディヤルバクル県でダムによる灌漑が10パーセントを超えている4つの郡のうち、ブロック投票が10パーセントを超えた郡は3つであった。また、シャンル・ウルファ県でブロック投票が30パーセントを超えた5つの郡では、いずれもダムによる灌漑の割合が40パーセントを超えていた。ただし、ディヤルバクル県の中心郡、ハズロ郡(Hazro)、クルブ郡、およびシャンル・ウルファ県のボゾヴァ郡(Bozova)とヴィランシェヒル郡では、ダムによる灌漑の多さがブロック投票の多さと比例しているわけではない。

<sup>7</sup> エスニシティとブロック投票の関係について、詳しくは[荒井 2009]

表 2 : 1999 年のブロック投票と土地所有・灌漑 (%)

旧所属県	郡	ブロック 投票 <sup>a</sup>	土地な				村民	
			し	分益	借地人	100ha+	ダム	灌漑
Adıyaman	Merkez	2.0	18.6	48.5	0.9	2.9	11.22	46.66
	Besni	0.5	5.0	4.8	1.8	4.0	0	59.02
	Çelikhan	5.1	2.2	4.0	0.0	0.0	0	64.70
	Gerger	1.9	0.1	0.6	0.0	0.0	1.00	39.47
	Gölbası	0.0	0.3	0.5	0.3	0.0	0	29.28
	Kâhta	9.4	1.2	11.8	0.4	2.5	56.35	90.49
	Samsat	14.3	14.1	52.0	0.0	0.0		
	Sincik	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0
	Tut	0.0	8.9	0.8	4.5	0.0	0	37.81
Diyarbakır	Merkez	5.1	9.8	6.4	43.2	25.6	15.83	29.23
	Bismil	15.9	11.2	3.9	26.8	38.7	14.23	9.87
	Çermik	8.8	0.7	1.0	0.5	17.8	0.67	3.98
	Çınar	15.9	14.7	2.3	6.1	11.5	34.51	32.35
	Çüngüş	2.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0	
	Dicle	4.8	0.2	0.2	0.0	0.0	0	
	Eğil	5.1	3.0	2.6	8.9	12.7	0	
	Ergami	7.1	7.3	1.0	0.4	49.2	0.57	0
	Hani	4.5	2.3	0.2	0.4	0.0	0	
	Hazro	10.3	1.0	1.0	0.0	9.5	0	
	Kocaköy	0.0	3.0	0.0	6.9	23.5	0	50.00
	Kulp	14.7	3.1	0.0	0.2	0.0	0	0
	Lice	8.2	17.3	0.0	6.5	27.6	0	
	Silvan	13.1	8.7	7.6	15.5	25.3	46.4	
Gaziantep	Şahinbey	0.0	8.8	3.0	0.7	0.6	10.32	0
	Şehitkamil	0.0	6.2	1.0	1.1	0.0	0	0
	Araban	0.0	0.6	5.3	3.5	1.1	0	25.11
	Erbeyli	0.0	10.8	10.7	2.9	5.5	0	
	İşlahiye	0.9	8.6	4.5	3.8	3.9	0	0
	Karkamış	7.0	4.8	3.1	1.6	14.2	84.45	6.61
	Kiliş	1.4	0.1	0.3	0.9	3.1	0	0
	Musabeyli	0.0	5.3	4.5	0.0	0.0	0	

	Nizip	2.6	8.9	1.5	3.2	5.9	5.84	40.52
	Nurdağı	0.0	1.8	5.6	5.7	3.2	0	13.31
	Oğuzeli	3.0	1.7	6.1	1.9	9.5	0	6.59
	Poateli	0.0	2.9	10.2	6.0	0.0	0	
	Yavuzeli	1.8	9.9	16.3	7.3	0.0	0	14.41
Mardin	Merkez	29.4	7.6	8.2	1.1	8.5	0	3.78
	Cizre	23.3	30.0	87.0	0.0	0.0	0	
	Dargeçit	9.4	0.9	1.4	0.0	5.2	0	
	Derik	26.8	17.2	22.5	0.5	24.1	29.49	0
	Gercüş	11.6	2.1	3.8	0.8	0.0	0	32.35
	Hasankeyf	13.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0	
	İdil	15.1	2.1	0.9	2.6	26.3	0	
	Kızıltepe	42.2	6.2	8.1	2.7	18.6	0	85.26
	Mazıdağı	31.3	4.6	2.0	1.2	4.1	0	59.26
	Midyat	9.1	22.5	3.0	0.1	0.0		
	Nusaybin	34.7	26.0	0.0	23.9	54.6	79.74	0.05
	Ömerli	34.6	0.9	0.0	3.5	0.0		
	Savur	12.7	6.8	0.0	0.8	1.3	0	0
	Silopi	20.0	5.4	0.2	4.5	33.6	0	100.0
	Yeşil	25.0	7.4	23.0	0.0	0.0	0	0
Siirt	Merkez	6.7	0.6	0.0	0.7	7.5	0	
	Aydınlar	16.7	6.6	10.6	15.9	0.0	0	
	Batman	2.9	15.3	11.4	24.4	21.1	0	62.15
	Baykan	1.5	1.1	0.0	0.2	0.0	0	0
	Beşiri	14.3	28.2	2.3	38.8	31.3	0	0
	Eruh	41.3	1.6	23.0	0.1	3.3	0	61.23
	Güçlükonak	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
	Kozluk	4.0	1.8	3.7	7.2	21.2	0	100.0
	Kurtalan	24.1	5.7	0.6	2.9	3.5	21.75	1.76
	Pervani	13.2	0.8	1.3	1.1	0.0	0	
	Sason	16.3	0.6	5.5	1.9	0.0	0.27	
	Şırnak	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	Şirvan	6.5	1.6	0.6	0.0	27.4	0	0
Ş.Urfa	Merkez	30.3	9.8	3.3	4.9	12.0	62.21	12.01
	Akçakale	33.6	19.5	10.5	24.5	27.3	56.42	4.88

	Birecik	2.8	10.7	10.5	0.6	8.4	0	0.14
	Bozova	6.6	8.2	2.4	3.0	3.3	24.63	49.68
	Ceylanpınar	7.3	67.8	8.8	76.7	2.4	4.60	38.28
	Halfeti	5.1	6.9	0.7	4.6	2.1	0	0
	Harran	32.8	36.5	12.6	15.8	3.7	47.50	29.43
	Hilvan	42.5	15.8	14.2	1.0	18.4	58.59	78.00
	Siverek	44.1	17.9	3.6	8.9	23.4	40.80	48.55
	Sürtüç	1.7	47.7	21.1	5.2	2.5	2.50	95.16
	Viranşehir	28.3	22.4	5.9	1.2	16.5	0	93.76
Hakkâri	Beytüşşebab	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
	Uludere	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	

(出典)：[DIE 2000]および[KEE97]各県版より筆者計算および作成。

(a) データはブロック投票のみ 1999 年、他は 1997 年。略語は以下の通り。

ブロック投票：ブロック投票が起きた投票所の割合（90%基準、農村部のみ）

土地なし：土地を所有しない世帯の割合

分益：分益小作の世帯の割合

借地人：借地人の世帯の割合

100ha+：100ヘクタール以上の農家の面積比

ダム：ダムによる灌漑が占める面積比

村民灌漑：村民による灌漑が占める面積比

空欄はデータなし。

### 3. ブロック投票と土地・水資源との計量分析

ここからは、ブロック投票と土地・水資源との関係について、精密な分析を行うため、線型重回帰分析という手法を用い、計量的に明らかにしていく。回帰分析とは、従属変数（目的変数）と独立変数（説明変数）との間に回帰式をあてはめ、説明変数によって従属変数をどれだけ説明できるのかを分析し、因果関係を推定する手法であり、線型重回帰分析とは、直線の一次式にあてはめ、回帰分析の独立変数が複数になったものである。

検証する問題は、まず土地所有と動員の投票との関係である。GAPによって土地所有格差が縮まらなかったため、有力者が、土地資源を用い、クライエンテリズムによって動員の投票が起こっているということであり、小作人の多さや土地を所有しない農民の多さと動員の投票の関係はどうなっているのかということである。次に、水の問題で、国家が水資源を供給することで有力者の影響力が落ちたのか、それとも有力者による灌漑が残っていることや住民の参加が不十分な灌漑管理移管のため、有力者の影響力が残っているのかという問題である。

用いるデータは、既に表 2 にも示したもので、動員の投票に関するデータとして「ブロ

ック投票が起きた投票所の割合」を、土地に関するデータとして「土地を所有しない世帯の割合」「分益小作の世帯の割合」「100ヘクタール以上の農家の面積率」を、水に関するデータとして「ダムによる灌漑が占める割合」と「村民による灌漑が占める割合」、合計6つの変数を用いた。データの出典は、1999年の投票データと、1997年の村落目録調査であり、分析単位は77の郡で行った。投票データを1999年のものとしたのは、村落目録調査の年度に近いことと、GAPの開発が進んでいることの二点を考慮したためである。また、分析単位を郡としたのは、より細かい社会経済データが入手困難であり、また地域特性としての分析としては十分に小さい単位であるためである。

重回帰分析では、「ブロック投票が起きた投票所の割合」を従属変数とし、残り5つの変数を独立変数とし、これらがブロック投票に影響していると想定した。その結果が、表3である。この結果得られた重回帰式が、 $Yz$  (ブロック投票が起こった投票所の割合) =  $0.379 \times$  (ダムによる灌漑が占める割合) +  $0.227 \times$  (100ha以上の農家が占める面積の割合) +  $0.149 \times$  (村民による灌漑が占める割合) +  $0.166 \times$  (分益小作世帯の割合) +  $0.022 \times$  (土地を所有しない世帯の割合) である。ダムが最も影響力があり、ついで地主の大きさ、村民による灌漑の多さ、土地を所有しない世帯の多さ、という順になっている。

$\beta$ の値からは、動員的なブロック投票はダムによる灌漑と大土地所有が多い郡で非常に多く起きる傾向にあり、村民による灌漑や分益小作が多い郡でもやや起きやすいことが分かる。また、有意確率は、影響を与えていない可能性を示すものであり、ダムによる灌漑が占める割合が影響している確率が99.3パーセントと非常に高いほか、100ヘクタール以上の農家が占める面積の割合が影響している確率も91.5パーセントと比較的高い。その他の変数の説明力は、やや落ち、土地を所有しない世帯の割合は全く説明力が存在しない。なお、この重回帰式の調整済み決定係数  $R^2$  は23パーセント、予測が役立つ確率は99.6パーセントで、共線性の問題もなく、残差の不均一分散も起こっていないことから、この重回帰分析は有効である。

このことから、GAPは、土地所有の格差を解消できず、有力者による灌漑が影響力を保持し、また住民不在の灌漑管理移管であったことで、ダムによる大規模灌漑開発によっても、動員的な投票が起りやすい農村の社会構造を変えることがなかったということが、計量的な面からも明らかになった。

**表3：南東アナトリア地方におけるブロック投票と土地・水との線型重回帰分析**

モデル集計<sup>(a)</sup>

$R^{(b)}$	$R^2$	調整済み $R^2$	推定値の標準誤差
.549 <sup>(c)</sup>	.302	.226	12.12318

N (データ数) = 77。ただし、ダムによる灌漑が占める割合はN=73、村民による灌漑が占める割合はN=52。

a. 従属変数: ブロック投票が起こった投票所の割合。90%基準。

b. Rは重相関係数。1に近いほど、回帰式があてはまっている。 $R^2$ は決定係数。1に近いほどあてはまる。

調整済みR<sup>2</sup>は、データ数に比べて独立変数が多いと高くなる傾向を調整した数値。今回の分析では、ブロック投票の23%を線型の重回帰式で説明できている。

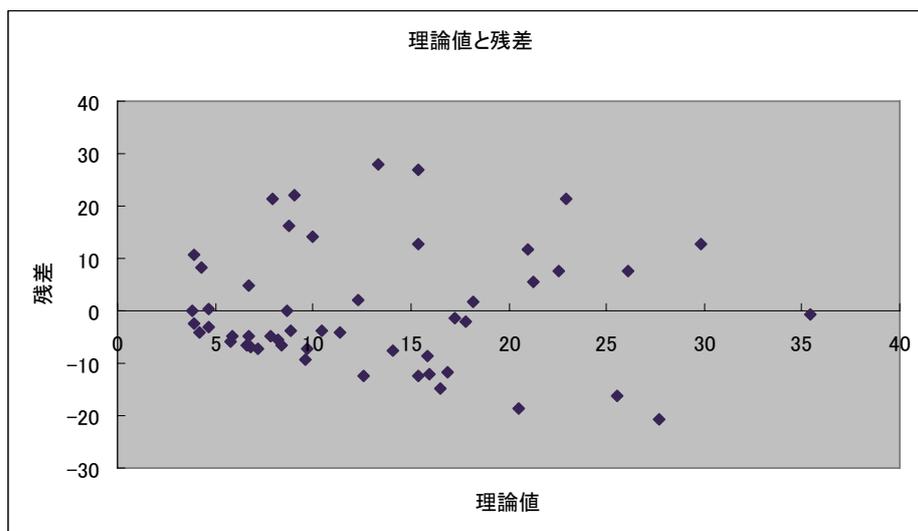
c. 予測値: (定数)、村民による灌漑が占める割合、100ha以上の農家が占める面積の割合、土地を所有しない世帯の割合、ダムによる灌漑が占める割合、分益小作世帯の割合。

係数<sup>(a)</sup>

	非標準化係数		標準化係数	t	有意確率	共線性の統計量	
	B	S.E.	ベータ			許容度	VIF
(定数)	3.858	3.034		1.272	0.210		
土地を所有しない世帯の割合	0.025	0.148	0.022	0.166	0.869	0.839	1.192
分益小作世帯の割合	0.206	0.213	0.130	0.968	0.338	0.839	1.193
100ha以上の農家が占める面積の割合	0.233	0.137	0.227	1.702	0.095	0.855	1.170
ダムによる灌漑が占める割合	0.229	0.080	0.379	2.849	0.007	0.859	1.164
村民による灌漑が占める割合	0.063	0.054	0.149	1.173	0.247	0.945	1.058

a. 従属変数：ブロック投票が起こった投票所の割合

(注) 偏回帰係数 (B) より、求める重回帰式はY (ブロック投票が起こった投票所の割合) = 3.858 + 0.025 × 土地を所有しない世帯の割合 + 0.206 × 分益小作世帯の割合 + 0.233 × 100ha以上の農家が占める面積の割合 + 0.229 × ダムによる灌漑が占める割合 + 0.063 × 村民による灌漑が占める割合となる。標準化係数 (β) は、桁数などの違いの重みを取り除いた従属変数への影響力の強さを示す。ダムが最も影響力があり、ついで地主の大きさ、村民による灌漑の多さ、土地を所有しない世帯の多さ、という順になっている。有意確率は、影響を与えていない可能性を示すものであり、逆に、数値が低いほど影響している確率が高い。共線性の統計量は、独立変数の間に線型関係が成立していないかどうかを確かめるための数値である。この表では許容度が高く、VIF (分散拡大係数) が十分低いため、問題ない。



(注) 理論値が大きくなっても残差(回帰によらない変動)は大きくなっておらず、分散不均一は起こっていない。このため、回帰分析に適合したデータであるといえる。

(出典) [KEE97][DIE 2000]より求めた表2のデータから筆者計算。

#### IV. おわりに

本稿では、GAPを中心に、南東アナトリア地方における資源分配に対する国家のかかわりと、それがもたらした動員的な投票行動への影響について検証した。

まず、この地方における資源分配がどのように行われ、それがGAPという大規模な資源開発によりどのような影響を受けたのかについて、村落目録調査のデータを中心に分析を行った。つづいて、資源分配の構造が動員的な投票行動に大きな影響を与えているという仮説を立て、1997年の村落目録調査と1999年選挙のデータについて南東アナトリア地方77郡を単位とした計量分析による検証を行った。この結果、以下の点を明らかになった。

- ①灌漑の拡大に伴い、ダムによる灌漑も増加し、灌漑主体は有力者中心から国家機関中心へ変化を見せた。しかしながら、現在でも有力者による灌漑は一定の影響力を保っており、ダムによる灌漑は地域が限られていた。
- ②世界銀行などの影響もあり、1993年以降、急速に灌漑管理移管が進められた過程で、主要な移管先となったWUAsの委員会には一般の農民の参加ができず、国家の影響も弱まったため、有力者の影響力を保つ結果となった。
- ③土地所有についても、国家による積極的な農地改革はなされず、従来からの土地所有格差は大きく変化することがなかった。
- ④重回帰分析の結果、ダムによる灌漑と大土地所有がブロック投票に強い影響を与えていた。
- ⑤特にダムによる灌漑が行われた郡で動員的な投票が多く見られたことから、国家が灌漑管理移管を行ったことの影響がわかる。

これらの結果からは、南東アナトリア地方農村社会をめぐる政治について、次のようなことを結論づけることができる。

- ①資源分配は、動員的な投票に強い影響を与えており、社会関係の変化には単純な経済発展ではなく資源分配が重要であること、また特に水資源の分配が重要であることが新たに計量的に立証された。
- ②GAPという国家による開発政策は、資源の分配構造を変化させるものではなかったため、水や土地といった資源分配については有力者の影響力が強い従来の社会構造を残すことになった。また、灌漑管理移管に加え、地方有力者の側による灌漑も影響力を失ったわけではなく、国家と地方有力者は競合関係にあった。

- ③EU加盟と開放的な経済を志向し始めた中道右派政権は、世界銀行の圧力もあり、財政収支の悪化を避けるため灌漑管理移管という、グローバルな資本主義経済の流れに従う選択を行わざるを得なかった。これは、新自由主義経済を志向する国家の資源管理能力の限界の現れの一つであるとも言える。
- ④以上のように、GAPという開発政策が、従来の不平等な資源分配に基づく社会関係の構造を変化させるものではなかったため、南東アナトリア地方の農村部では、GAPが進展した後も有力者や農村内部の論理が優先され、動員的な投票行動が残る結果になった。

### 参考文献

#### [日本語文献]

- 荒井康一（2008）「民族主義者行動党（MHP）支持層の変化と社会的亀裂構造：社会経済的地域特性による計量分析」『国際文化研究』14号、東北大学国際文化学会、pp.15-29。
- （2009）「トルコ東部における動員の投票行動の計量分析—『近代化論』と『エスニシティ』論の再検討」『日本中東学会年報』24-2号、日本中東学会、pp.1-27。
- 岡崎正孝（2000）『カナート：イランの地下水路』論創社。
- 佐藤仁（2002）『稀少資源のポリティクス：タイ農村にみる開発と環境のはざま』東京大学出版会。
- 護雅夫編（1971）『トルコの社会と経済』アジア経済研究所。

#### [外国語文献]

- Aksit, Bahattın and Adnan Akçay (1997) “Sociocultural Aspects of Irrigation Practices in South-eastern Turkey.” *Water Resources Development*, 13-4, pp.523-540.
- Bruinessen, Martin Van (1992) *Agha, Shaikh and State*. London: Zed Books.
- Çarkoğlu, Ali (1998) “The Turkish Party System in Transition: Party Performance and Agenda Change.” *Political Studies*, 46-3, pp.544-571.
- Çarkoğlu, Ali and Gamze Avcı (2002) “An Analysis of Electorate from a Geographical Perspective.” In *Politics, Parties and Elections in Turkey*. eds. Sabri Sayarı and Yılmaz Esmer, London: Lynne Rienner Publishers, pp.115-135.
- DİE (T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü) (1966/67) *KEE66/67 (Köy Envanter Etüdlere Göre, 1966/1967)*. Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü 各県版(村落目録調査)
- DİE (1984) *KEE81 (Köy Envanter Etüdlere, 1981)*. Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü 各県版
- DİE (1994) *1991 Genel Tarım Sayımı*, Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü, (農業統

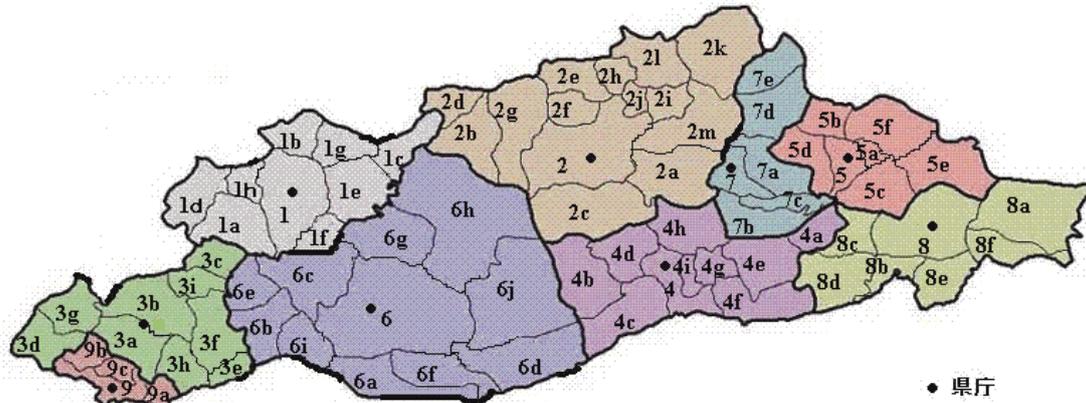
計)

- DİE (1995) *GAP İl İstatistikleri, 1950-1994*. Ankara: Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü. (国家統計局、南東アナトリア県統計集)
- DİE (1999) *GAP İl İstatistikleri, 1996-1998*. Ankara: Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü.
- DİE (2000) *Milletvekili Genel Seçimi Sonuçlar 1999. (by CD-R)* Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü (国会議員選挙結果)
- DİE (2002) *KEE97 (1997 Köy Envanteri.)* Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü 各県版
- DPT (T.C. Başbakanlık Devlet Planlama Teşkilatı) (1989) *The Southeastern Anatolia Project Master Plan Study: Final Master Plan Report vol.1*, Tokyo: Nippon Koei Co. Ltd.
- Erdoğan, Murat (1992) “‘Olağandışı Oy Verme Davranışı’ ve Mobilize Katılım: Güneydoğu Anadolu Projesi Bölgesinde Toplu Oy Veren Köyler Üzerin Bir Araştırma.” *Ankara Üniversitesi Siyasal Bilgiler Fakültesi Dergisi*, 47, pp.277-310. (異常な投票行動と動員的参加：南東アナトリア計画地方におけるブロック投票をする村についての調査)
- Güneş-Ayata, Ayşe (1994) “Roots and Trends of Clientelism.” In *Democracy, Clientelism, and Civil Society*. eds. Luis Roniger and Ayşe Güneş-Ayata, London: L. Rienner, pp.49-63.
- Hale, William (1976) “Particularism and Universalism in Turkish Politics.” In *Aspects of Modern Turkey*. ed. William Hale, London: Bowker, pp.39-58.
- Hazama, Yasushi (2000) “Electoral Volatility in Post-1980 Turkey.” In *Emerging Changes in Turkish Politics and Society*. eds. Servet Mutlu, Cahit Emre, and Yasushi Hazama, pp.48-79. アジア経済研究所. (間寧)
- (2007) *Electoral Volatility in Turkey: Cleavages vs the Economy*. アジア経済研究所.
- Kıymaz, Sultan, Bülent Özekici, and Atef Hamdy (2007) “Problems and Solutions for Water User Associations in the Gediz Basin.” In *International Conference on Water Saving in Mediterranean Agriculture & Future Research Needs*, Italy: 14-17 February 2007.
- Kudat, Ayşe (1975) “Patron-Client Relation: The State of the art and research in Eastern Turkey.” In *Political Participation in Turkey: Historical Background and Present Problems*. eds. Engin D. Akarlı and Gabriel Ben-Dor, İstanbul: Boğaziçi University Press, pp.61-87.
- Migdal, Joel S. (2001) *State in Society: Studying How States and Societies Transform and Constitute One Another*, London: Cambridge University Press.
- Natsume-Ono, Mieko (1996) “The Exceptional Voting Behavior of Eastern Turkey.” 『日本中東学会年報』 11, pp.71-130. (夏目美詠子)
- Nuhrat, Cenap (1970) “Türkiye Köylerinde Olağandışı Oy Verme.” *Ankara Üniversitesi Siyasal Bilgiler Fakültesi Dergisi*, 26-1, pp.219-244. (トルコ農村の異常な投票行動)
- Özbudun, Ergun (1976) *Social Change and Political Participation in Turkey*. Princeton: Princeton University Press.

- (1981) “Turkey: The Politics of Political Clientelism.” In *Political Clientelism, Patronage and Development*, eds. S. N. Eisenstadt and Rene Lemarchand, London: Sage Publication, pp.249-268.
- Sayarı, Sabri (1975) “Some Note on the Beginnings of Mass Political Participation” In *Political Participation in Turkey: Historical Background and Present Problems*. eds. Engin D. Akarlı and Gabriel Ben-Dor, İstanbul: Boğaziçi University Press pp.121-155.
- (1977) “Political Patronage in Turkey.” In *Patrons and Clients in Mediterranean Societies*. eds. Ernest Gellner and John Waterbury, London: Duckworth, pp.103-113.
- (1978) “The Turkish Party System in Transition,” *Government and Opposition*, 13-1, pp.39-57.
- (2002) “Changing Party System.”, in *Politics, Parties and Elections in Turkey*. eds. Sabri Sayarı and Yılmaz Esmer, London: Lynne Rienner Publishers, pp.23-24.
- Scott, James C. (1972) “Patron-Client politics and Political Change in Southeast Asia.” *American Political Science Review*, 66-1, pp.91-114.
- Ünver, Olcay, and Rajiv K. Gupta (2003) “Water Pricing: Issues and Options in Turkey.” *Water Resources Development*, 19-2, pp. 311-330.
- Yalçın-Heckmann, Lâle (1990) “Kurdish Tribal Organisation and Local Political Processes.” In *Turkish State, Turkish Society*. eds. Andrew Finkel and Nukhet Sırman, London: Routledge, pp.289-312.
- Yıldırım, Y. Ersoy, and Belgin Çakmak (2004) “Participatory Irrigation Management in Turkey.” *Water Resources Development*, 20-2, pp.219-228.

付録

＜地図1：南東アナトリア地方の県と郡＞



1. Adiyaman	2. Diyarbakır	3. Gâziantep	4. Maric	5. Siirt	6. Ş. Urfa
1a. Besni	2a. Bismil	3a. Şahinbey	4a. Dargeçit	5a. Aydınlar	6a. Akçakale
1b. Çelikhan	2b. Çermik	3b. Şehitkamil	4b. Derik	5b. Baykan	6b. Birecik
1c. Gerger	2c. Çinar	3c. Araban	4c. Kızıltepe	5c. Eruh	6c. Bozova
1d. Gölbaşı	2d. Çüngüş	3d. İşlahiye	4d. Mazıdağı	5d. Kurtalan	6d. Ceylanpınar
1e. Kâhta	2e. Dicle	3e. Karkamış	4e. Midyat	5e. Pervani	6e. Halfeti
1f. Samsat	2f. Eğil	3f. Nizip	4f. Nusaybin	5f. Şirvan	6f. Harran
1g. Sincik	2g. Ergami	3g. Nurdağı	4g. Ömerli		6g. Hilvan
1h. Tut	2h. Hani	3h. Oğuzeli	4h. Savur		6h. Siverek
	2i. Hazro	3i. Yavuzeli	4i. Yeşil	<b>8. Şırnak</b>	6i. Sürüş
<b>7. Batman</b>	2j. Kocaköy			8a. Beytüşşebab	6j. Viranşehir
7a. Beşiri	2k. Kulp			8b. Cizre	
7b. Gercüş	2l. Lice			8c. Güçlükonak	<b>9. Kilis</b>
7c. Hasankeyf	2m. Silvan			8d. İdil	9a. Erbeyli
7d. Kozluk				8e. Silopi	9b. Musabeyli
7e. Sason				8f. Uludere	9c. Poateli

出典：筆者作成。



# 寡頭制支配を支える制度的装置としての「選挙」 ——第18期レバノン国民議会選挙（2009年）の分析を中心に——<sup>1</sup>

溝渕 正季

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 地域研究専攻

日本学術振興会特別研究員（DC）

はじめに

I. 近現代レバノンにおけるザイーム支配とパトロン・クライアント関係

II. 国民議会と選挙制度

III. 2009年第18期国民議会選挙：選挙戦と選挙結果

おわりに

〔レバノンにおいて〕政治とは、「誰が何を、いつ、どのようにして獲得するか（who gets what, when, and how）」という限定的なラスウェルの意味合い、すなわち、政府当局の権威と戦利品を巡る競合の場としてのみ存在している。…そこには、新しい政策を策定したり改良したりするための権力を巡る競合の場としての政治、というより充実した意味合いの存在する空間など一切存在しないのである。

————— マルコム・カー [Kerr 1966: 190]

はじめに

2009年6月7日、レバノンは第18期国民議会選挙の投票日を迎えた。同選挙は内戦終結以降5度目、シリア軍撤退以降では2度目のものであり、同軍撤退から4年が経過した現段階でのレバノン政治を評価する上での格好の試金石となった。また同時に同選挙は、レバノン情勢のみならず今後の域内情勢をも占うと考えられたため、国際的にも大きな注目を集め、その証左にジミー・カーター（Jimmy Carter）元米大統領を始めとして欧米諸国から多くの選挙監視団が派遣された。

ところが、今回の選挙戦の過程を通じて明らかになったことは、選挙がレバノンの寡頭制支配（oligarchy）ないしは盗賊支配（kleptocracy）<sup>2</sup>を制約するどころか、むしろ持続、促進させる場に過ぎなかったという事実である。後で詳述するように、根本的な欠陥を抱えた不完全な制度は政治エリートの権力闘争を規制することができず、政治エリートの側は

<sup>1</sup> 本稿のもととなったのは、2009年7月4日に開催された「中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出：地域間比較における現代中東政治研究のパーспекティブ」（代表・浜中新吾）と「現代東アラブ地域の政治主体に関する包括的研究：非公的政治空間における営為を中心に」（代表・青山弘之）による共催研究会（於 京都大学 東京連絡事務所）での報告である。貴重なコメントを頂いた諸先生方に感謝申し上げます。また、とりわけ浜中新吾（山形大学）・青山弘之（東京外国語大学）両先生には、ご多忙の中、本稿に丁寧に目を通して頂き、貴重なコメントを賜った。記して感謝申し上げます。

<sup>2</sup> 盗賊支配とは、ギリシャ語の「盗む（klept）」と「支配（kratos）」の合成語であり、資源の組織的な窃盗と略奪を目論む少数の統治エリートによる政治権力の私的濫用を意味する。盗賊支配はしばしば、国家機構内の権力の源泉と、機構外のそれ——すなわち、政治と経済の領域における権力の源泉——の相互作用の結果として現れるとされる。詳細は、デッラ・ボルタ、ヴァヌッチ [2008] を参照。

そのような制度を利用——ないしは「寄生<sup>3</sup>」——することで、自身の権力基盤を強化・延命することに成功した。逆に、欧米社会がしきりと強調した「自由」や「民主主義」といった価値の意味するところ、すなわち自由な競争によるエリートの選別、投票行動を通じた民意の表明、落選という政治的制裁の恐れの下に政治家を置くことによる説明責任の強化、権力の私物化による汚職や腐敗の防止、などといった選挙に期待されるべきメカニズムは、一切機能しなかった。本稿の目的は、レバノンにおけるエリート支配の歴史と構造、制度面の分析、そして個別選挙——すなわち、2009年6月7日に投票日を迎えた第18期国民議会選挙——に関する詳細な分析・検討を通じて、以上の点を明らかにすることである。

本稿の構成は以下の通りである。まず第I節では、近現代レバノンにおける政治エリートとパトロン・クライアント関係に関して、その歴史と構造を概観する。これによって、レバノンの支配構造の頑健性、すなわち、国家独立以前から質的にほとんど変化していないという点を確認する。第II節では、国民議会選挙時における各政治主体を取り巻く制度構造を整理・検討すると共に、同制度下で政治家・有権者が共に個人の利得を最大限にすべく合理的行動を行うことにより、寡頭制支配を制約するどころか、むしろそれを延命・強化するという結果を生むというメカニズムを明らかにする。続く第III節では、具体的に2009年第18期国民議会選挙の選挙過程を検討・分析する。これらの作業を通じて、いかにして選挙がレバノンの寡頭制支配ないしは盗賊支配を持続、促進することに寄与したのかを明らかにしていきたい。

#### I. 近現代レバノンにおけるザイーム支配とパトロン・クライアント関係

レバノン政治は1943年の仏領委任統治からの独立以前より、ザイーム (za'im) と呼ばれる「地方ボス (local strongman)」 [Migdal 1988] による国家機構内外の権力の独占、すなわち少数の政治エリートによる寡頭制支配と、そうしたザイームが自身の勢力下の人々との間で垂直的に構成する封建的パトロン・クライアント関係 (patron-client relations; アラビア語で表現するとザイーム・ザラメ [za'im-zalama] 関係) によって特徴付けられてきた。1975~1990年に起きたレバノン内戦は、その顔ぶれに関しては若干の変化を生じさせたものの、寡頭制支配という現実、ならびにザイームたちの行動様式や政治的認識に関しては、ほとんど変化が無かった。本節では、主に従来の研究に依拠するかたちで、近現代レバノンにおけるザイーム支配とパトロン・クライアント関係に関して、概観しておきたい。

---

<sup>3</sup> 「寄生」とは、藤田 [2001: 2] によると、次のように定義される。「寄生とは、他の生物に宿って栄養をもらいながら生活している現象である。ある生物が孤立して自由生活 (free living) をしている場合と区別される。宿を提供している方を宿主 (host)、借りている方を寄生体 (parasite) という」。詳細は別稿に譲るが、簡単に述べておくところでは次のような点を含意している。すなわち、レバノンの政治主体は現行の制度が不完全であり、制度改革が必要であることを十分に認識している。だが一方で、彼らはこうした不完全な制度に「寄生」することで自身の権力基盤を長きにわたって担保しており、「宿主」としての不完全な制度が無くなることは、彼らの没落を意味することとなる。そして、こうしたメカニズムがとりわけ如実に表出する場の1つが「選挙」なのである。

## 1. 歴史的背景

少数の政治エリートによる寡頭制支配、ならびに彼らが構成する垂直的パトロン・クライアント関係という、現代レバノンにおいて広く観察され得る政治的特徴の起源は、オスマン朝支配下、17~19 世紀のレバノン山脈におけるイクター制度 (iqṭā'īya)<sup>4</sup> にまで遡ることができる [黒木 1990; Firro 2003; Hamzeh 2001; Harik 1965; 1968; Hottinger 1961; 1966; Johnson 1986; Khalaf 1987]。「イクター (iqṭā'ī)」という用語は本来、ムカータア (muqāṭa'a) と呼ばれる封建的領地内部に構成された政治・経済・社会システムを意味し、そこでは政治的権威が垂直的に上から下へ、ムカータアジー (muqāṭa'jī; ムカータアの所有者との意) と呼ばれる領主からその庇護下の農民に分配された。いくつかのムカータアが合わさるかたちでイマーラ (imāra) と呼ばれる侯国が構成され、レバノン山岳地帯もイマーラの一つであった。イマーラの長はアミール (amīr) ないしはハーキム (ḥākīm) と呼ばれ、その代表格は 17 世紀から 18 世紀にかけてレバノン山岳地帯のアミール位にあったシハーブ (Shihāb) 家である。

封建領主としてのムカータアジーは、都市部に居住して税の取り立てを行うのではなく、自ら領地に居住して直接領地を運営し、領内の農民と日常的に対面関係を持っていた。彼らは税を取り、武力抗争の際には軍役を動員する一方で、他のムカータアジーやアミール、あるいはオスマン政府などの外部勢力から庇護下の農民を「われわれの人々 (nās-nā)」と呼んで保護し、それに加えて領内における紛争仲介者としての役割も同時に果たした。徴税、平和と秩序の維持、死刑を除く全ての地域的および市民・刑事訴訟に対しての司法権の排他的な行使といった役割は、この時代の伝統的権威の主たる源泉であったとされている。

こうしたイクター制度の基本的な特徴は、支配の正統性や忠誠が、制度や武力によって強制・担保されるのではなく、あくまで個人的紐帯や忠誠心に強く依存していたという点である [Hamzeh 2001: 169]。I. ハーリク (Iliya F. Harik) は次のように述べている。「[こうした関係は] その家臣 (‘uhda) のみならず、ムカータアジー自身にも——この人物は家臣たちを助け、保護してくれるであろうと [庇護下の人々に] 認識させるような——道徳的義務を要求した。このような義務はしばしば、『庇護と忠誠の権利 (ḥaqq al-ri‘āya wa-l-ḥimāya)』と表現された。イマーラにおける政治活動の中で自身の完全性と地位を維持し続けるためには、強力で忠誠心を持つ家臣を持つ必要があることを、ムカータアジーは良く理解していた。時としてムカータアジーは、庇護下の人々を保護することに関して、それが良い振る舞いとされているからと言うより、政治的思惑に基づいていた」 [Harik 1965: 411]。

このような制度の中で、ムカータアジーは徐々に、自身の領内における絶対的権力者として現れるに至った。そうした権力はさらに、イクター制度の世襲的性質によって一層強化・固定化された。ハーリクが指摘するように、「権力とその譲渡は血縁関係によって規定されていた。高貴な称号と統治権は父親から息子に継承され、それゆえ、権威は父系集団内に維持されていった」 [Harik 1965: 420]。このような形態の垂直的互惠関係は、1861 年以

<sup>4</sup> 18、19 世紀のレバノン山脈におけるイクター・システムの詳細は、Harik [1965; 1968]、Kerr [1959]、Binder [1966] などを参照のこと。

降のムタサッリフィーヤ (mutaşarrifiya) の時代においても、1920 年以降の仏領委任統治期においても、その勢力範囲が拡大縮小したり、その顔ぶれに若干の入れ替わりが生じたり、政治的有力者の呼称が徐々に「ザイーム」へと推移していったりといった変化はみとめられるものの<sup>5</sup>、その基本構造における質的な変化は生じなかった。

## 2. 独立以降の寡頭制支配構造

1943 年にレバノンが「近代国家」として独立を迎えて以降も、上述のようなザイーム支配の基本構造に大きな変化は無かった。だがその一方で、いくつか注目すべき変化が生じたことも事実である。例えば、パトロン・クライアント関係が個人的忠誠を基盤として比較的狭い領域に限定されていた独立以前の時期とは異なり、独立以降の時期においては、ザイームたちは国家の制度的枠組みと密接に結びつくようになった。そこでは彼らは、自らが庇護下に置く人々に経済・サービスなどの面において、実生活での様々な便宜を図ることの見返りに、忠誠と支持、選挙時における投票を要求した。言い換えれば、ザイームとその庇護下の人々とのパトロン・クライアント関係は、独立以前に見られたような個人的紐帯や忠誠ではなく、ある種の契約関係へと移行したということである。

M. ジョンソン (Michael Johnson) は次の 2 つの方法によって、ザイームは自身への政治的支持を維持し続けていると指摘している [Johnson 1977: 209]。第一に、国民議会議員や閣僚といった公的ポストを断続的に占有し続けることで行政府に影響を及ぼし、クライアントに国家資源としての政府・行政サービスを優先的に提供するというものである。第二に、市場経済に参入し、ビジネスを行うことで、庇護下の人々に雇用や就労の機会を提供したり、様々な仲介の労をとってサービスを提供したりするというものである。つまり、政府・行政機構と市場経済という 2 つの領域において、ザイームたちは資源を蓄積し、垂直的互惠関係とネットワークを維持しようと努めたのである。そしてその際、後段で詳述するように、国民議会選挙は独立以降のザイーム支配構造を強化・延命することに大きく寄与してきたのである。

また、ここに加えて注意すべき点は、レバノンのザイームは多くの場合、L. ロニガー (Luis Roniger) が「パトロン、ブローカー、クライアントの複雑化されたネットワーク」[Roniger 1994: 12] と呼んだシステム——これは、レバノンの行政府機構に深く浸透している——を形成・維持していることである。伝統的に培ってきた垂直的互惠関係や信頼関係に加えて、こうしたネットワークは、多くにザイームを選挙での敗北や野党の経験から生き延びさせてきた。一例を挙げれば、あるザイームが一時的に自身の公的ポストを失っていたとしても、当該ザイームに自身の地位や家族の生活を負っているような裁判官は、そのザイームの配下の容疑者に対して引き続き甘い判決を下さざるを得ない。S. ハラフ (Samir Khalaf) はこうした形態のザイーム支配の形態を「行政的貴族政治 (administrative aristocracy)」と呼び、その性質は「(私的な) 封建的であると言うよりは、むしろ [国家的規模の] 官僚制的なものである」 [Khalaf 1977: 194] と指摘している。

---

<sup>5</sup> Firro [2003: 92-93] によると、ザイーム (za'im; pl., zu'ama) という呼称の由来は定かではないとされる。オスマン朝期の文書において政治エリートは、しばしば「アミール (amir)」、「シャイフ (shaykh)」、「ムカーターアジー (muqāta'ajī)」、「ムカッダマ (muqaddama)」、「アグハ (agha)」、「ベイ (bey)」などと表記されていた。彼によると、ザイームという呼称が一般的なものとなり始めたのは仏領委任統治期からである。

1958年に大統領に就任したファアド・シハーブ (Fu'ād Shihāb) は、こうしたザイーム支配からの脱却と「近代的」国家建設を志向し、官僚制と国軍の整備、大統領権限の強化を図ることで中央集権的な国家建設を目指した。だが彼の改革は、ザイームが従来保持していた資源を切り崩すことに部分的には成功するも、ザイーム支配を根本から排除することはできなかった<sup>6</sup>。

こうしたザイーム支配のありかたは、1861年に作成された組織規約 (réglement organique)<sup>7</sup>によってその萌芽が形成され、1943年9月19日の国民協約 (al-Mithāq al-Waṭānī)<sup>8</sup>をもって確立した「宗派主義制度 (al-nizām al-tā'ifī)」によっても、大きな影響を与えられた。とりわけ、1943年のレバノン独立以降は、同制度の下、国家利権が宗派ごとに細分化され、各宗派のそれぞれのザイームは国家全体への影響力という意味で限定的な権力しか持ち得なくなっていく。ハーリクが指摘するように、1943年以降のザイームは「影響力を持つ人々」ではあっても、「権力を独占すること」は決してできなかった [Harik 1972: 9, 23]。

そこでザイームたちは、宗派ごとに細分化された利権を超越して国家全体へと影響力を行使すべく、末近が「連繫ポリティクス」[末近 2002]と呼んだように、宗派の境界を超越したかたちでの合従連衡・離合集散を模索する。こうした傾向が最も顕著に表出するのが国会議員選挙時であり、この点は後の節で詳述したい。

### 3. 第二共和制期におけるザイームと寡頭制支配

1975年から1990年まで、およそ15年もの長きにわたって戦われたレバノン内戦は、少なからぬ数のザイームを没落させ、その循環を引き起こした。その過程で、第二共和制期のザイームにとってとりわけ大きな政治的意味を持ったのがシリアとの関係であった。

1976年以降、内戦調停をめざし軍事的・政治的にレバノンに介入してきたシリアは、内戦を終結させた「ターイフ合意 (Ittifāq al-Tā'if; 国民和解憲章、1989年10月22日)」においてレバノンとの「特権的な関係 (al-'alāqa al-mumayyaz)」を認められるとともに、内戦後のレバノンが国防能力と治安維持能力を回復するまでという名目で軍と治安部隊を駐留させ、同国において制度的・法的枠組みを超越する（無視する）かたちで——さながら、ギリシャ演劇に登場する「デウス・エクス・マキナ (Deus ex machina)<sup>9</sup>」のように——絶対的権限を行使してきた。F. ハーズィン (Fārid al-Khāzin) が指摘するように、「シリアは

<sup>6</sup> シハーブ大統領の一連の政治改革（「シハーブ主義 [Shihabism]」）に関しては、黒木 [1990: 327]、Corm [2003: 102-112]、Harris [2007: 146-149]などを参照。

<sup>7</sup> 組織規約の内容については黒木 [1990: 312-313]を参照。

<sup>8</sup> 国民協約はマロン派の指導者ビシャーラ・フーリー (Bishāra al-Khūrī) 大統領とスンナ派の指導者リヤード・スルフ (Riyād al-Ṣulh) 首相の間に交わされた口頭合意で、その内容は以下3点に要約できる。①レバノンは完全な独立主権国家である。キリスト教徒は外国（とりわけ西欧、フランス）の庇護を求めたり、レバノンを外国の影響下に置こうとしたりしない。その代わりイスラーム教徒はシリアとの政治的連合、あるいはアラブ諸国との合邦を試みない。②レバノンは「アラブの顔」(wajh 'arabī)を持った国家としてアラブ世界の一部をなし、アラブ世界との協力関係を維持しつつも、西洋との文化的・精神的な関係を維持する。③1932年の統計の人口比に沿ったかたちで、主要宗派に公的ポストを配分する。[Solh 2004: 203-211]

<sup>9</sup> 演出技法のひとつ。ラテン語で「機械仕掛けの神」の意。古代ギリシャの演劇においてはしばしば、劇の内容が錯綜してもつれた糸のように解決困難な局面に陥った時、突如として絶対的な力を持つ神（デウス・エクス・マキナ）が現れ、混乱した状況に解決を下して物語を収束させるという手法が用いられた。以降、それと同様の役割をする、「伏線や文脈を無視するかたちで登場して、物語を強制的に終わらせる」存在をデウス・エクス・マキナと呼ぶようになった。

1990年以降、レバノンの政治・安全保障・軍事面における権力機構に無条件でアクセスすることが可能であった。そして、理由はどうあれシリアが重要であるとする全ての争点に関して、それが政治的なものであれその他の分野のものであれ、最終決定はベイルートではなくダマスカスにおいてなされてきた」[El-Khazen 2003: 58] ののである。

第二共和制期におけるザイームは、大きく分けて「伝統的ザイーム」と「新興ザイーム」の2つのカテゴリーに分類でき、後者はさらに、「民兵指導者」と「経済エリート」に分けることができよう。「伝統的ザイーム」の代表例は、オスマン朝期からの名望家であり、内戦中も民兵組織を指揮して生き残ったドルーズ派のジュンブラート (Junblāt) 家であり、マロン派のジュマイイル (al-Jumayyil) 家である。

内戦中に文字通り「腕力」によってザイームへの道を駆け上がった「民兵指導者」としては、シーア派のアマル運動 (Haraka Amal)<sup>10</sup>を指揮したナビーフ・ビッリー (Nabīh Birrī) や、同じくマロン派のレバノン軍団 (al-Quwāt al-Lubnāniya)<sup>11</sup>を指揮したサミール・ジャアジャア (Samīr Ja‘ja‘) を代表例に挙げることができよう。他方、戦後復興の立役者となった「経済エリート」の典型例がハリリー (al-Ḥarīrī; スンナ派) 家である。とりわけラフィーク・ハリリー (Rafīq al-Ḥarīrī) 元首相は内戦後、2005年2月に白昼堂々暗殺されるまで、「国家をファミリー・ビジネスかの如く運営した」としばしば揶揄されながらも、自身が経営する巨大なゼネコン・グループであり、サウジアラビア王室とも密接な関係を持つ「ソリデール (Solidere)」によってベイルートの戦後復興を急激に推し進めた [Nizameddin 2006]。

なお、ヒズブッラー (Ḥizb Allāh)<sup>12</sup>とミッシュェル・アウン (Mīshāl ‘Awn; マロン派) 元国軍司令官 (現自由国民潮流 [Tayyār al-Waṭānī al-Ḥurr]<sup>13</sup>代表) は例外的な組織・政治家である。前者は非対称的・垂直的な社会的交換を特徴とするパトロン・クライアント関係に代わって、信仰と水平的ネットワークに支えられた共同体的社会関係——彼ら自身はこうした関係を「抵抗社会 (mujtama‘ al-muqāwama)」と呼んでいる——を創出することを、政治戦略上の目的として掲げてきた。同組織はターイフ合意において唯一武装解除を免除された抵抗運動組織であり、内戦終結以降も「対イスラエル抵抗運動」という国家的アジェンダにおける成果と成功を梃子として、国内的影響力を高めてきた [溝渕 2010]。後者は「アウン現象 (Zahīra ‘Awn; Awn Phenomenon)」とも称される同氏への熱狂的な大衆的支持の背景として、ポピュリスト政治を展開した点で例外的な政治運動である<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> 1975年に「奪われた者たちの運動 (Haraka al-Mustaḍ‘afīn, 1974年に結成)」の軍事部門「レバノン抵抗部隊 (Afwāj al-Muqāwama al-Lubnāniya, 略称 AMAL)」として結成。1992年に公認政党となる。

<sup>11</sup> 1976年にレバノン戦線 (al-Jabha al-Lubnāniya) の民兵組織として結成。2005年に公認政党として認可。

<sup>12</sup> 1982年に地下民兵組織として結成。1985年に正式に結成。1992年に公認政党となる。ハサン・ナスルッラー書記長。主な母体宗派はシーア派。

<sup>13</sup> 1990年代に結成、2005年9月に公認政党として認可。

<sup>14</sup> なお、この点に関しては様々なデータにも表れている。2006年3月2日にベイルート調査情報センター (Markaz Bayrūt al-Abhāth wa al-Mu‘āwamāt) から発表された調査結果によると、レバノンのキリスト教徒のうちの46.6%が次期大統領に相応しい人物としてアウン元国軍司令官の名前を挙げている [Markaz Bayrūt li-l-Abhāth wa al-Ma‘ālūmāt 2006]。また、J. ハーリック (Judith P. Harik) がシーア派を対象として1993年に行った調査によると、好感を持つ政治指導者として、ムーサー・サドル (Mūsā al-Ṣadr)、ムハンマド・フサイン・ファドルッラー (Muḥammad Ḥusayn Faḍl Allāh) に次いで3番目に多い支持 (16%) を獲得している [Harik 1996: 52]。こうした「アウン現象」の背景として、レバノン元外相 E. サーレム (Elie Salem) は次のように回想している。「[内戦末期において、] 2つの最も重要な偶像——シリアとアメリカ——に対

そして、ここで重要な点は、第二共和制期におけるザイームは——少なくとも 2005 年 4 月に駐留シリア軍がレバノンから完全撤退する以前の段階においては——ほぼ例外なくシリア政府高官・軍幹部と良好な関係、あるいは少なくとも敵対的ではない関係を築くことによって、自身の権力基盤を担保していたという点である。換言すれば、シリア占領期においては、シリアと敵対的関係にあるザイームは生き残ることができなかったということである。例を挙げれば、ジャアジャア・レバノン軍団執行委員会議長はシリア軍が完全撤退するまで獄中生活にあったし、アウン元国軍司令官は 2005 年 5 月までパリで亡命生活を送っていた。

2005 年 4 月に駐留シリア軍が撤退して以降、絶対的権力者としてのシリアの後ろ盾を失ったザイームたちは、新たな行動様式と政治戦略を採用する必要性に迫られることとなった。そうした中でザイームたちが採用した戦略が、不完全な制度に「寄生」することで自身の権力基盤を強化・延命するというものであった。そして、こうした政治戦略を各政治主体が採用することにより、レバノン政治はますます麻痺と混迷へと陥っていくこととなる。制度への「寄生」という概念をここで包括的に検討することはできないが、以下、本稿では、こうした制度への「寄生」という政治戦略がとりわけ如実に表出する局面である国民議会選挙を事例として取り上げ、さらなる分析を進めていく。

## II. 国民議会と選挙制度

本節では、前節で確認してきたようなザイーム支配とパトロン・クライアント関係を強化・延命させる装置としての国民議会選挙に関して、主にその制度面の検討を行う。こうした作業を通じて、本節では、レバノンの選挙制度に内在する機能不全と根本的欠陥を明らかにする。

表 1. 「3 月 14 日勢力」と「3 月 8 日勢力」（2009 年選挙以前）

3 月 14 日勢力	3 月 8 日勢力
2005 年 3 月 14 日にベイルート中心部・殉教者広場にて行われたラフイク・ハリリー元首相追悼集会に参加した諸政治勢力からなる与党連合を指す呼称。具体的には、レバノン・カターイブ党、クルナト・シャワーン会合、進歩社会主義党、ムスタクバル潮流、レバノン軍団などの政治勢力から構成される。	2005 年 3 月 8 日、ベイルート中心部リヤド・スルフ広場で行われたシリアとの関係維持・強化と欧米諸国の内政干渉を求める集会に参加した勢力からなる野党連合を指す呼称。具体的には、アマル運動、シリア民族社会党、人民ブロック、ターシュナーク党、ナセル人民機構、パース党、ヒズブッラー、マトン・ブロック、マラダ潮流、レバノン民主党などからなる。2006 年 2 月にはヒズブッラーと自由国民潮流の「和解」が成立し、自由国民潮流がここに参加。

(出所)筆者作成

### 1. 選挙区割り と 選挙制度

レバノンは、イスラーム教スンナ派 (24%)、シーア派 (35%)、キリスト教マロン派 (21%)

して勇敢にも攻撃を仕掛けた [アウン元国軍司令官は] …… まさに無敵のゴリアテに挑むダヴィデであり、このようなイメージは、宗派や出自の如何を問わず教育水準の高くない全てのレバノンの若者たちに大いに受け入れられた」 [Salem 1995: 272]。

という 3 宗派を相対的多数派として、岐阜県ほどの大きさの国土（10,400 平方 km）に 18 もの公認宗派がひしめき合うモザイク国家である（カッコ内は人口比推計。cf. Harris [2006]、Hanf [1993]）。そのようなレバノンには、仏領委任統治下の 1926 年以降現在に至るまで——第二次大戦時ならびにレバノン内戦時（1975~1990 年）は例外として——、宗派主義制度に基づく特殊な形態の議会制民主主義を採用してきた<sup>15</sup>。立法府たる国民議会は一院制で総議席数は 128（内戦以前は 99）、議席配分は宗派ごとに予め設定されている（表 2 参照）。任期は 4 年である。選挙制度に関して、宗派主義に基づく特殊な形態の大選挙区制（定数は 2~10）を採用しており、議席は宗派ごとの定数内で相対多数を獲得した候補者に与えられる。有権者は候補者個人に投票し、定数の上限まで投票することができる<sup>16</sup>。

表 2. 公認 18 宗派の人口比と国会議席数

	宗派名	人口比		議席数	
		1932 年(統計)	1990 年(推計)	1960-92 年	1992 年
キリスト教諸派	马龙派	28.2	21.0	30	34
	ギリシャ正教	9.7	7.0	11	14
	ギリシャ・カトリック	5.9	4.0	6	8
	アルメニア正教	3.2	3.0	4	5
	アルメニア・カトリック	0.7	-	1	1
	プロテスタント	0.9	-	1	1
	マイリテイ(アッシリア正教、カルデア正教、ラテン教会、シリア教会、シリア・カトリック、コプト教)	-	-	1	1
	小計	50.8	35.0	54	64
イスラーム諸派	スンナ派	22.4	24.0	20	27
	シーア派	19.6	35.0	19	27
	ドルーズ派	6.8	5.0	6	8
	イスマール派	-	-	0	0
	アラウイー派	-	1.0	0	2
	小計	48.8	65.0	45	64
ユダヤ教		0.4	-	0	0
	合計			99	128

(出所) 各種資料を元に、筆者作成

選挙区割りに関しては、1989 年のターイフ合意と憲法第 24 条によって次のように規定されている。

選挙区は県 (muḥāfaza) を単位とする。国民議会在宗派主義的制約の枠外で選挙法を制定するまで<sup>17</sup>、議席は以下の原則に従って配分される。(1) キリスト教徒とイスラーム

<sup>15</sup> 宗派主義制度の詳細に関しては、青山・末近 [2009]、Harris [2006]、Salibi [1988]、Ziadeh [2006] などを参照のこと。

<sup>16</sup> レバノンの選挙制度を理論的観点から批判的に検討した最近の研究としては、Salam [2004]、Salloukh [2006] などを参照のこと。

<sup>17</sup> この文言は、ターイフ合意が宗派主義制度の廃止を長期的な「国民的・基本的目標」として明確に規定していることを受けてのものである。もっとも、実際には、第二共和制下レバノンの政治過程は A. マンス

教徒〔の議席数〕を同数とする、(2) 各宗派〔の人口比〕に〔応じて、議席を〕配分する、(3) 各地域〔の人口比〕に〔応じて、議席を〕配分する。

上の引用部分冒頭では「選挙区は県を単位とする」と明確に規定されているにもかかわらず、この制度は実際には全く適用されてこなかった。シリア軍・治安部隊による実効支配期（1986~2005年）においては、シリアにとって有利な政治家が当選しやすくなるよう、選挙ごとに選挙区割りが恣意的に操作されてきた〔al-Huṣṣ 2001: 51-63〕——これは「ゲリマンダリング（Gerrymandering）」としばしば揶揄される不公正な選挙前操作である——。実効支配下では実際に3度選挙が行われたが（1992年、1996年、2000年）、特に2000年の第16期国民議会選挙における選挙法（2000年1月6日法律第171号）は「ガーズィー・カナアーン（Ghāzi Kana‘ān）<sup>18</sup>の法」としばしば呼ばれ、これは操作次第では親シリアの政治家にとって極端に有利となり得る仕組みであった〔Harris 2006: 306〕<sup>19</sup>。

他方で、2005年4月の駐留シリア軍完全撤退以降の2回の選挙戦——すなわち、2005年の第17期国民議会選挙と2009年の第18期国民議会選挙——は、概ね次のような様相を呈していた。この2回の選挙戦においては、シリアによるゲリマンダリングこそ廃されたものの、それに代わり、「アクタブ（aqṭab）」〔Khalaf 1987: 73〕と呼ばれるザイームの中でも特に有力なエリート（派閥の領袖クラス）同士の選挙前談合と、それに基づくゲリマンダリングが表出した。彼らは自身の地盤<sup>20</sup>地域と選挙区を可能な限り一致させようと試み、それが不可能な場合、潜在的ライバルの地盤を切り崩す、あるいは分断して他の候補者の地盤に組み込むことを模索することで、選挙区を確定しようとした（なお、2005年選挙は結局、紆余曲折を経た後、2000年選挙法に則って実施された）。

有権者（21歳以上）は各選挙区において、自らが属する宗派以外の候補者（25歳以上）を含む定数分の候補者に投票する権利を有している。例えば2009年選挙においては、ベイルート県第三区の定数は10（スンナ派5、シーア派1、ドルーズ派1、ギリシャ正教1、福音派1、マイノリティ1）であり、有権者は割当議席数分の投票権（同選挙区では10票）を持つ。なお有権者は、定数分の投票権を有するも、それに満たない数の票を投じることも可能となっている（例えば、どうしても他宗派の事情は分からないという有権者は、自宗派分の票のみを投ずるだけでも良い）。

投票の結果、各宗派内で相対多数の票を獲得した候補者が当選を果たす。これは換言すれば、候補者にとってライバルは他宗派にではなく自宗派内に存在することを意味する。

---

ール（Albīrt Maṣṣūr）が「ターイフ体制へのクーデター（al-inqilāb ‘alā al-Ṭā’if）」〔Maṣṣūr 1993〕と呼んだように、同規定とは正反対の方向、すなわち宗派主義の強化の方向へと着実に進んでいるとしばしば指摘されている〔Hanf 2003〕。

<sup>18</sup> 1982年から2002年までレバノン駐留シリア軍治安偵察機構課（Far‘ Jihāz al-Amn wa al-Iṣṭilā‘）長を務め、レバノン実効支配を事実上統括した（後任にはルストゥム・ガザーラ〔Rustum Ghazāla〕准将。2002~2005年）。その後、政治治安部長を経て、2004年10月に内務大臣に就任したが、ラフィーク・ハリリー元首相暗殺事件を調査する国連国際独立調査委員会の事情聴取を受けた直後の2005年10月12日に自室で謎の自殺を遂げた。

<sup>19</sup> 2000年選挙法の詳細に関しては、*The Daily Star* [January 26, 2005] を参照。

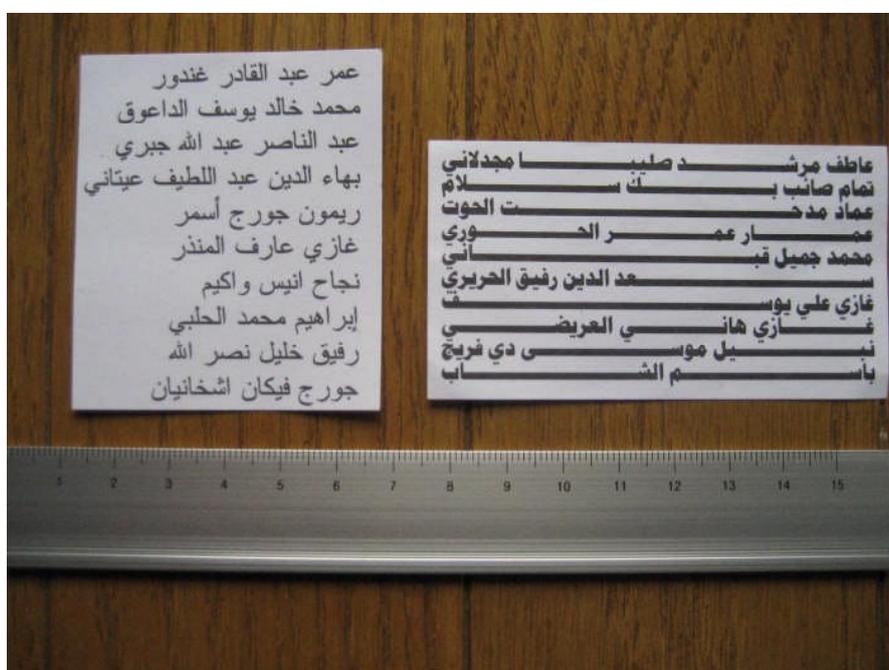
<sup>20</sup> なお、本稿で「地盤」という用語を、とりあえず、三宅の次のような定義に従って用いている。「候補者をめぐる支持ネットワークが濃密なある地理的範囲でそこから総得票数のかなりの部分を期待できるとき、それを『地盤』と呼ぶ」〔三宅 1989: 55〕。

こうしたことから、各候補者は当選を確実にするために自らの宗派を超え、同一選挙区で他宗派に属する有権者からの票をあまねく獲得する必要性が生じてくる。それゆえに各政治主体は、他宗派からの得票を目指し、しばしば政策やイデオロギーを無視したかたちで宗派横断的な選挙協力——ないしは「選挙前談合」——を企てるのである。この帰結が、選挙公示後に各選挙区で作成される選挙リスト (lā'iha) である。

## 2. 選挙前談合と選挙リスト

選挙リストとは、各選挙区に割り当てられた総議席数分を、議席が配分されている各宗派の候補者を網羅するかたちである種の大連合を形成した、「セットメニュー」のようなものだと考えればよいだろう。

### 写真 1. 選挙リスト



(出所) 筆者撮影。左右共に2009年選挙時にベイルート第三区において実際に配布されていた選挙リストである。左の用紙には3月8日勢力、右の用紙には3月14日勢力の選挙リスト名簿がそれぞれ記載されている。

有権者は、写真1のようなリストが記載された投票用紙を各政治勢力の運動員から投票所の前で受け取り（投票所内部での配布は選挙法違反となる）、多くの場合、そのまま封筒に入れ投票箱に投ずる。また有権者によっては、一部の候補者の名前を削除したり、あるいは書き換えたりして投票を行う。正確な割合は不明であるが、各候補者の得票数を勘案すると、およそ9割の有権者はリストに手を加えず投票を行っているようである。

選挙前談合によってリストを作成するに際しては、政策的・イデオロギー的親和性とは全く無関係の次元、すなわち選挙に出馬する各ザイームが動員可能な票の数と資金力、ならびにザイーム同士で選挙戦以前に行っていた非公式・水面下の「約束」が鍵となる。前節で確認したように、レバノンにおけるザイーム支配は伝統的かつ非常に強固であり、こ

うした支配構造の下、有権者はもっぱら「政策」ではなく「人物」に票を投じる——より正確には、投じざるを得ない——。それゆえ、各選挙区の登録有権者数と照らし合わせることで、選挙時に各々のザイームが動員可能な票の数は事前に概ね予想がつく。そこで、派閥の領袖であるアクタブは、各選挙区の事情とそれぞれのザイームの集票能力等を勘案し、選挙前談合によって他のアクタブと取引・調整を行ったり、選挙後のブロック形成や組閣作業といった政治過程に関する非公式な水面下の「約束」を取り決めたりすることで、リストを作成していく。またその際に、事実として立証することは非常に困難ではあるものの、買収や賄賂といった形で多額の不透明な資金が流れていることは、選挙戦を実際に観察していれば容易に想像がつく。

実際、例えば 2005 年の第 17 期国民議会選挙における選挙戦においては、イデオロギー的（例えば対シリア関係をめぐる政策など）には対極に位置する 3 月 14 日勢力と 3 月 8 日勢力が、そうした対立の構図を無視するかたちで選挙前談合を行うことで、共同リスト作成を進めていった。15 年にわたるパリでの亡命生活を終えレバノン政界への復帰を目論んでいたアウン元国軍司令官などはこのような動きを痛烈に批判しつつも、いずれかの勢力との選挙協力を目指し水面下での交渉を続けた。結果、実質的に選挙戦はムスタクバル潮流（Tayyār al-Mustaqbal）<sup>21</sup>、進歩社会主義党（al-Hizb al-Taqaddumī al-Ishtirākī）<sup>22</sup>、アマル運動、ヒズブッラーによる「四者連合（al-tahāluf al-rubā'ī）」と自由国民潮流率いる陣営（変化改革ブロック [Kutla al-Taghyīr wa al-İslāh]）との間で争われ、前者は 107 議席、後者は 21 議席を獲得するに至った [青山・末近 2009: 145-149]。

こうした過程によってリストが作成されるため、各立候補者の当落は選挙前にほぼ予想でき、実際に 2009 年選挙においても 128 議席中、およそ 110 議席は選挙前に予め結果が予想できた。それゆえザイーム、とりわけアクタブ・クラス政治家は、自身の当選の正当性を高めるべく「高い投票率」と「盛り上がり」を国内外に演出するために、ただ挑発的な言動で有権者の「宗派对立」を煽ったり巨額の資金をばらまいたりすることで、投票所や街頭に人を集めるだけでよい。

### 3. 「拒否権を行使できる 3 分の 1」条項

さらに、選挙制度との直接的な関係は無いが、制度という観点から、国民議会に厳然と存在する「拒否権を行使できる 3 分の 1」条項に関しても、ここで簡単に触れておく必要があるだろう。

レバノンにおいては、国家に関して重要度の高い法案や政策の承認に関して、議会や内閣における 3 分の 2 以上の賛成票が必要とされる。例えば、議会においては、憲法第 44、49、79 条は、正副議長の不信任、大統領の選出、そして憲法改正を例外とし、議員総数の 3 分の 2 以上の賛成が要件として定められている。他方、閣議においては、憲法第 65 条第 5 項は閣議の定足数を 3 分の 2 以上と定めており、第 69 条第 1 項 b は閣僚の 3 分の 1 が不在となった場合には当該内閣が辞職したものとみなされるとしている。さらに、「基本問題<sup>23</sup>」の承認には全閣僚の 3 分の 2 以上の賛成が必要となると規定されている（その他の議

<sup>21</sup> 1990 年代に結成、2005 年に公認政党として認可。サアド・ハリリー代表。主な母体宗派はスンナ派。

<sup>22</sup> 1949 年に結成。ワリード・ジュンブラート党首。主な母体宗派はドルーズ派。

<sup>23</sup> 第 65 条（1990 年 9 月 21 日修正条項）は「基本問題」に関して、次のように定めている。「基本問題と

題に関する承認は全閣僚の過半数以上)。

つまり、レバノン政治においては国民議会や内閣において過半数のポストを占有し、多数派を形成し得たとしても、国政における最終的決定権を握ったとは言えない。他方で少数派は、「拒否権を行使できる3分の1 (thulth mu'attal ないしは thulth dāmin)」のポストさえ確保できれば、多数派の政策を阻止できるのである。だが、実際において、3分の2以上の議席を1つの勢力が握ることはきわめて困難である。というのも、宗派主義制度の下で宗派ごとに議席があらかじめ定数配分されており、宗派横断的で強力な政治勢力の存在しなレバノンにあっては、T. ハンフ (Theodor Hanf) が指摘するように、「実質的に、全ての主要宗派には拒否権がある」[Hanf 1993: 73] ののである。そして、こうした「3分の1条項」を改正するためにも、3分の2以上の法定議員数数の出席と賛成を必要とする。

すなわち、レバノンの政治制度は、政治家たるザイーム同士の協調——あるいは談合——無しには、「政治的行き詰まり」に陥ることが本来的に運命付けられた制度であると言うことができよう。各政治主体はこうした制度的欠陥を梃子として利用すること——ないしは「寄生」すること——で様々な政治戦略を策定し、政治過程において合従連衡・離合集散を展開するのである。

\*\*\*

以上論じてきたような制度に基づき、国民議会選挙は実施される。だが、選挙戦によってそれ以後4年間の権力配置が概ね決定されるとは言え、選挙後に形成される議会内ブロック(会派)と組閣の様相次第では、選挙結果を覆す程の修正を加えることができる。というのも、そもそもリストとは、政策やイデオロギーを異にする候補者同士の当選のみを目的とした「呉越同舟」であり、それゆえ選挙後当事者たちはリストをあっさり解体し、本節第3項で指摘した「3分の1」条項を軸としてブロックを形成する。そしてこうした過程で、選挙時における同一リスト内の当選者が袂を分かつことは日常茶飯事である。

実際、例えば、上述のように2005年の選挙戦では互いに政敵同士であり、さらにはイデオロギー的にも対極に位置していたはずのヒズブラーと自由国民潮流との間で2006年2月6日に突如として結ばれた「戦略的パートナーシップ」は、「3分の1条項」への明確な「寄生」の事例であろう。というのも、これにより3月8日勢力と変化改革ブロックが統合され、宗派網羅的な野党陣営の形成と国民議会での「拒否権を行使できる3分の1」の議席数の確保が可能となったからである。選挙戦以降の政治過程に関しては本稿の検討対象ではないが、2009年選挙の分析に際してもこの点には留意しておく必要があるだろう。

次節では、本節で検討したような選挙戦の一般的な手順を踏まえた上で、2009年第18期国民議会選挙の選挙戦を改めて分析していく。

---

して考えられるのは、次のものである：憲法改正、非常事態令の発令・解除、宣戦および和平、総動員令、国際的な合意および条約、国家予算案、包括的・長期的な開発計画、第1級公務員もしくはそれに相当する者の任命、地方行政区画の再編、国民議会の解散、選挙法案、国籍法案、家族法案、閣僚の免職。

### Ⅲ. 2009 年第 18 期国民議会選挙: 選挙戦と選挙結果

前節までの議論を踏まえ、本節では、2009 年第 18 期国民議会選挙の選挙戦の過程と結果を具体的に見ていくこととしたい。

#### 1. 選挙区画定作業

今回の選挙戦において、その第一局面にあたる選挙区画定作業に事実上の決着をつけたのは、2008 年 5 月 21 日に締結された「ドーハ合意」であり、同合意に至るまでには次のような過程が存在した。

2007 年 11 月 24 日、後任大統領が決まらぬままにエミール・ラフフド (Imīl Lahḥūd) 大統領が任期満了を迎え、レバノンには大統領不在という極めて深刻な「憲政上の真空 (al-farāgh al-dustūrī)」が生じることとなった。その後、3 月 14 日勢力と 3 月 8 日勢力は、新大統領の選出、挙国一致内閣の形成、第 18 期国民議会選挙に向けた選挙法改正という 3 つの争点をめぐって対立し、妥協点が見出せぬまま平行線を辿っていた。そんな中、2008 年 5 月 5 日、(第一次) ファアド・スィニューラ (Fu'ād Sinyūra) 内閣がヒズブラーによって敷設された通信網閉鎖のための調査と、同組織によるベイルート国際空港街道沿いの監視カメラ設置を許可した治安責任者の解任を閣議で決定する。これが引き金となり、5 月 7 日、3 月 8 日勢力に近いとされる労働総同盟による賃上げ要求のためのゼネストが断行され、それがベイルート、アレイ、シューフ、トリポリ、アッカー、サイダーなどでヒズブラー、アマル運動とムスタクバル潮流、進歩社会主義党の支持者・民兵同士の交戦へと拡大していった。

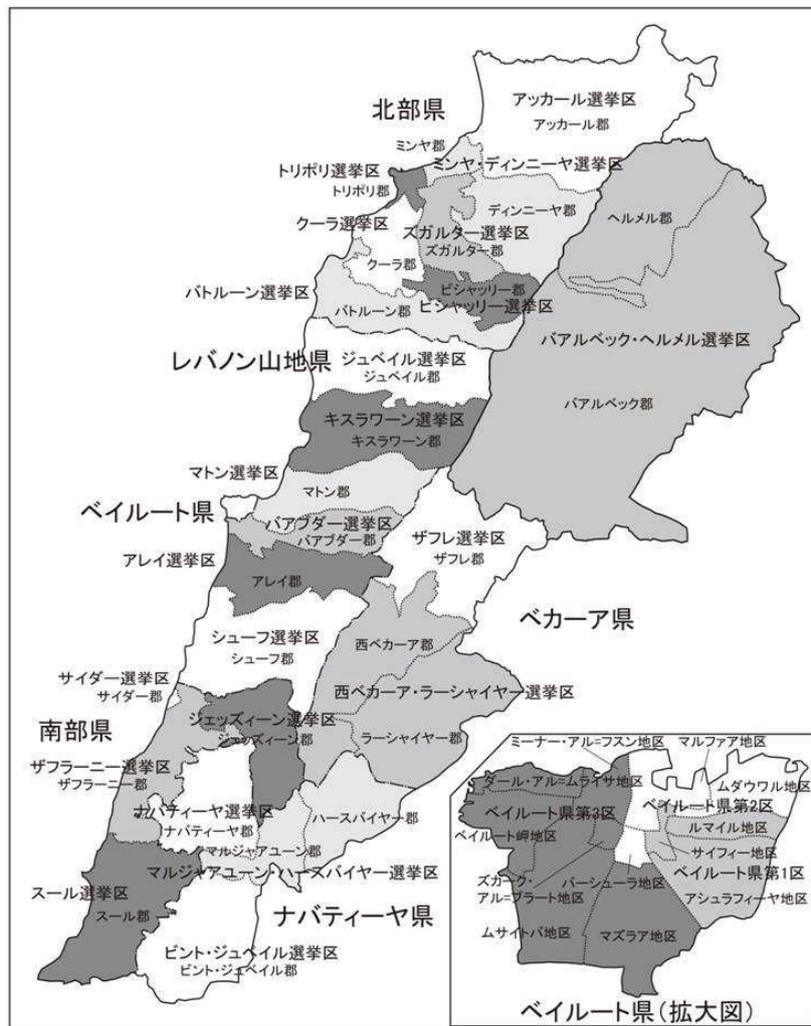
「均衡崩壊 (kasr al-tawāzun)」(al-Ḥayāt) ないしは「ヒズブラーのクーデター (inqilāb bi Ḥizb Allāh)」(al-Arabīya) などと呼ばれたこの市街戦では、軍事力の面で上回る 3 月 8 日勢力の支持者・民兵が、ベイルート国際空港やムスタクバル潮流の地盤であるベイルート西部の占拠、進歩社会主義党の地盤であるアレイへの砲撃などを通じて 3 月 14 日勢力を制圧した。これに対して 3 月 14 日勢力は、(第一次) スィニューラ内閣が 5 月 10 日、市街戦の引き金となった上記の 2 つの閣議決定を撤回するなど、3 月 8 日勢力の軍事攻勢を前になす術がなかった。5 月 15 日、アラブ連盟閣僚委員会の仲介により 3 月 8 日勢力の優位の下で両陣営が停戦に合意し、カタルの仲介のもと、両陣営は 5 月 17 日からドーハで国民対話会合を開催し、これまで争点となってきた大統領選出、挙国一致内閣の発足、選挙法改正を改めて審議した<sup>24</sup>。

<sup>24</sup> なお、ドーハ会議への出席者は以下の通り。①ナビーフ・ビッリー (国会議長、アマル運動書記長、シーア派)、②ファード・スィニューラ (首相、ムスタクバル潮流所属、スンナ派)、③ミシェル・アウン (自由国民潮流 [変化改革ブロック] 党首、マロン派)、④ワリード・ジュンブラート (進歩社会主義党党首、ドルーズ派)、⑤ムハンマド・ラアド (ヒズブラー所属 [ハサン・ナスルッラー書記長の代理]、シーア派)、⑥サアド・ハリリー (ムスタクバル潮流代表、スンナ派)、⑦サミール・ジャアジャ (レバノン軍団執行委員会議長、マロン派)、⑧アミン・ジュマイル (カタール党最高党首、マロン派)、⑨ムハンマド・サファディー (経済通商相 [当時]、トリポリ無所属ブロック、スンナ派)、⑩イリヤース・スカーフ (農業相 [当時]、人民ブロック [変化改革ブロック] 代表、ギリシャ・カトリック)、⑪ミシェル・ムッル (マトン・ブロック [変化改革ブロック] 代表、ギリシャ正教)、⑫プトウルス・ハルブ (クルナト・シャフワーン会合代表、マロン派)、⑬ガッサーン・トゥエイニー (クルナト・シャフワーン会合、ギリシャ正教)、⑭ハゴップ・パクラードゥニヤーン (ターシュナーク党、アルメニア正教)。彼らに加えて、

こうして成立に至った「ドーハ合意」であるが、その主な内容は次の3点である。(1) ミシェル・スライマーン国軍司令官を大統領として選出する、(2) 30閣僚からなる挙国一致内閣を発足し、その配分を与党16人、野党11人、大統領指名を3人とする（すなわち、野党に「拒否権を行使できる3分の1」の閣僚ポストを与える）、(3) 2009年春に予定される選挙を、1960年選挙法（1960年4月26日法律第18号）に則り「群（qadā'）」を選挙区の単位として実施する（ただし群の区割りには1960年選挙法の通りではない）<sup>25</sup>。

ドーハ合意締結以降も各政治勢力間で激しい綱引きが展開されたが、最終的には同合意を基礎として7月11日に（第二次）スィニューラ挙国一致内閣が正式に発足（閣僚一覧は表3を参照）、10月8日には法律第25号が施行されたことにより、1960年選挙法に基づく選挙区画定作業は最終的に完了した（地図1、表4を参照）。

地図1. 第18期国民議会選挙 選挙区割り地図



(出所)筆者作成

ミシェル・スライマーン（国軍司令官 [現大統領]）、アムル・ムーサー（アラブ連盟議長）の二名が出席した。

<sup>25</sup> ドーハ合意の全文は *al-Hayāt* [May 22, 2008] を参照

表 3. 第二次スィニューラ内閣(2008年7月~2009年10月?) 閣僚名簿

役職	氏名	与野党	宗派	所属政党・ブロック
首相	フアード・スィニューラ (Fu'ād Sinyūra)	3月14日	スンナ派	ムスタクバル潮流
副首相	イサーム・アブ・ジャムラー (Iṣām Niqlā Abū Jamrā)	3月8日	ギリシャ正教	変化改革ブロック (自由国民潮流)
国防相	イリヤース・ムッル (Iliyās al-Murr)	大統領派	ギリシャ正教	親マトン・ブロック
内務相	ズィヤード・バーロード (Ziyād Bārūd)	大統領派	マロン派	無所属
法務省	イブラーヒム・ナッジャール (Ibrāhīm Najjār)	3月14日	ギリシャ正教	親レバノン軍団
青年スポーツ相	タラール・アルスラーン (Talāl Arslān)	3月8日	ドルーズ派	レバノン民主党
工業相	ガーズィー・ズアイティル (Ghāzī Zu'aytir)	3月8日	シーア派	アマル運動
公共労働運輸相	ガーズィー・アリーディー (Ghāzī al-'Arīdī)	3月14日	ドルーズ派	進歩社会主義党
農業相	イリヤース・スカーフ (Iliyās al-Sukāf)	3月8日	ギリシャ・カトリック	変化改革ブロック (人民ブロック)
保健大臣	ムハンマド・ジャワド・ハリファ (Muhammad Jawād Khalīfā)	3月8日	シーア派	アマル運動
資源水利相	アーラーン・タブーリヤーン (Ālān Tābūrīyān)	3月8日	アルメニア正教	変化改革ブロック (ターシュナーク党)
情報相	タールク・ミトリ (Tāriq Mitri)	3月14日	ギリシャ正教	無所属
経済通商相	ムハンマド・サファディー (Muhammad al-Safādī)	3月14日	スンナ派	トリポリ無所属ブロック
労働相	ムハンマド・フナイシュ (Muhammad Funaysh)	3月8日	シーア派	ヒズブラー
財務相	ムハンマド・シャタフ (Muhammad Shatah)	3月14日	スンナ派	ムスタクバル潮流
社会問題相	マリオ・アウン (Mārīu 'Awn)	3月8日	マロン派	変化改革ブロック (自由国民潮流)
環境相	アントワーシ・カラム (Antūn Karam)	3月14日	マロン派	レバノン軍団
行政改革担当相	イブラーヒム・シャムスディーン (Ibrāhīm Sham al-Dīn)	3月14日	シーア派	親ムスタクバル潮流
観光相	イーラー・マールーニー (Īlī Mārūnī)	3月14日	マロン派	レバノン・カタール党
通信相	ジュブラーン・バースィール (Jubrān Bāsīr)	3月8日	マロン派	変化改革ブロック (自由国民潮流)
外務在外居住者相	ファウズィー・サッルーフ (Fawzī Ṣallūkh)	3月8日	シーア派	親アマル運動
教育・高等教育相	バヒーヤ・ハリリー (Bahīya al-Harīrī)	3月14日	スンナ派	ムスタクバル潮流
文化相	タマーム・サラーム (Tamām Salām)	3月14日	スンナ派	親ムスタクバル潮流
避難民相	ライムーン・アウダ (Raymūn 'Awda)	3月14日	ギリシャ・カトリック	親レバノン軍団
国家相	アリー・カーンサー ('Alī Qānsū)	3月8日	ギリシャ正教	シリア民族社会党
国家相	ジャン・オガーサービヤーン (Jān Ūghāsābiyān)	3月14日	アルメニア正教	ムスタクバル潮流
国家相	ワイル・アブ・ファーウール (Wā'il Abū Fā'ūr)	3月14日	ドルーズ派	進歩社会主義党
国家相	ナスィーブ・ラッフード (Nasīb Lahhūd)	3月14日	マロン派	民主刷新運動
国家相	ユースフ・タクラー (Yūsuf Taqrā)	大統領派	ギリシャ正教	無所属

(出所) *al-Hayāt* [July 12, 2008]、*al-Nahār* [July 12, 2008]、*al-Safir* [July 12, 2008]、*The Daily Star* [July 12, 2008]などを元に、筆者作成。

3. 寡頭制支配を支える制度的装置としての「選挙」

表 4. 第 18 期国民議会選挙 宗派別選挙区割り

選挙区	郡(地区)	定数	イスラーム				キリスト教							
			スンナ派	シーア派	ドルーズ派	アラウィー派	マロン派	ギリシヤ正教	ギリシヤ・カトリック	アルメニア正教	アルメニア・カトリック	福音派	その他	
ベイルート県	アシュラフイーヤ地区、ルマイル地区、サイフイー地区(第一区)	5					1	1	1	1	1			
	バーシュエラ地区、ムダウワル地区、ムサイトバ地区(第二区)	4	1	1						2				
	ベイルート岬地区、ミーナー・アル=フスン地区、ダール・アル=ムライサ地区、マズラア地区、ムサイトバ地区、ズカーク・アル=ブラート地区(第三区)	10	5	1	1				1				1	1
	計	19	6	2	1		1	2	1	3	1	1	1	
レバノン山地県	ジュベイル郡	3		1			2							
	キストラワーン郡	5					5							
	マトン郡	8					4	2	1	1				
	バアブダー郡	6		2	1		3							
	アレイ郡	5			2		2	1						
	シューフ郡	8	2		2		3		1					
	計	35	2	3	5		19	3	2	1				
北部県	アッカール郡	7	3			1	1	2						
	ディンニヤー・ミンヤ郡	3	3											
	ピシャッリー郡	2					2							
	トリポリ市	8	5			1	1	1						
	クーラ郡	3						3						
	ズガルター郡	3					3							
	バトルーン郡	2					2							
	計	28	11			2	9	6						
南部県	サイダー市	2	2											
	サイダー市周辺村	3		2					1					
	ジェッズイーン郡	3					2		1					
	スール郡	4		4										
	計	12	2	6			2		2					
ナッパティヤー県	ピント・ジュベイル郡	3		3										
	マルジャアユーン・ハースバイヤー郡	5	1	2	1			1						
	ナッパティヤー郡	3		3										
	計	11	1	8	1			1						
ベカー県	バアルベック郡、ヘルメル郡	10	2	6			1		1					
	ザフレ郡	7	1	1			1	1	2	1				
	西ベカー・ラーンシャイーヤ郡	6	2	1	1		1	1						
	計	23	5	8	1		3	2	3	1				
総計	128	27	27	8	2	34	14	8	5	1	1	1		
			64				64							

(出所) <http://www.elections.gov.lb/default.aspx> (内務省選挙 HP)、Yasir [2009]、*al-Safir* [June 6, 2009]などを元に、筆者作成

## 2. 選挙リスト策定作業と選挙結果

2009年1月5日、内務省によって第18期国民議会選挙の投票日を6月7日とするとの声明が発表された [*al-Hayāt*, January 6, 2009]。4月22日（投票日の45日前）には最終的な立候補届者出猶予期間が満了し、ズィヤード・バールード (Ziyād Bārūd; マロン派) 内務相は23日、候補者総数が587人で確定したと発表した [*al-Hayāt*, April 24, 2009]。

対立の構図としては、それ以前の第17期国民議会における対立軸をそのまま反映し、3月14日勢力と3月8日勢力の二極対立構造であると当初は考えられていた。実際、多くの有権者はこうした構図によって選挙戦を捉えていた [MTV, June 7, 2009; Mustaqbal TV, June 7, 2009; Manār TV, June 7, 2009]。だが実際には、幾人かの政治家——その代表がワリード・ジュンブラート (Walīd Junblāt) 議員である——は選挙後の政界再編を視野に入れ、こうした構図では捉えきれないような動きを見せていたことも事実であった。この点に関しては、「おわりに」の節で簡単に触れたい。

主要な争点としては、次のようなものがマスコミ等によって事前に挙げられていた。(1) ヒズブッラーの武装闘争部門「レバノン・イスラーム抵抗運動 (al-Muqāwama al-Islāmīya fī Lubnān)」の武装解除問題と国防戦略、(2) 対シリア関係、(3) ラフィーク・ハリリー元首相暗殺事件に係る国際法廷への対応。だが、後述するように、実際には選挙戦はこうした争点とは全く無関係の次元で進んでいった。

選挙戦の端緒は、選挙リスト形成をめぐって各政治勢力が政治的駆け引きを本格化させ始めた、投票日のおよそ3ヶ月前、2009年3月頃であった。選挙リストとは既に述べたように、政策やイデオロギーを無視したかたちで、選挙での勝利を目指して時に敵対勢力同士ですら手を組む選挙前談合のことである。様々な綱引きの結果、各地区における選挙リストと選挙結果は最終的に以下ようになった。

まず、ラフィーク・ハリリー元首相の地盤であるベイルート県第一区、第二区、第三区では、彼の次男サアド・ハリリー (Sa‘ad al-Dīn al-Ḥarīrī) 議員率いるムスタクバル潮流が主導するかたちで、選挙リスト作成が行われた。第一区、第三区においては、ムスタクバル潮流の率いる3月14日勢力リストにレバノン・カタール党 (Ḥizb al-Katā’ib al-Lubnāniya)<sup>26</sup>、進歩社会主義党、レバノン・イスラーム集団 (Jamā‘a al-Islāmīya fī Lubnān)<sup>27</sup>などを加え、順当に勝利を収めた。第二区においては、ムスタクバル潮流とアマル運動、ターシュナーク党 (Ḥizb Ṭashnāk)<sup>28</sup>の選挙前談合が成立し、2議席ずつを与野党それぞれで分け合う結果となった。ベイルート県全体では、全19議席中、3月14日勢力が17議席（〔前回選挙と比べて; 以下同〕-1）、3月8日勢力が2議席 (+1) を獲得した。

レバノン山地県の6選挙区 (ジュベイル郡、キスラワーン郡、マトン郡、バアブダー郡、アレイ郡、シューフ郡) は、地盤の強みを活かし順当に当選者が決定した地区と、事前予測が困難であった地区に分かれた。前者には、自由国民潮流の地盤であるジュベイル郡、キスラワーン郡、バアブダー郡、進歩社会主義党の地盤であるアレイ郡とシューフ郡という5地区が含まれる。なお、シューフ郡においては、2008年5月の衝突 (註7を参照) の

<sup>26</sup> 1936年結成。アミン・ジュマイイル (Amīn al-Jumayyil) 最高党首。主な母体宗派はマロン派。

<sup>27</sup> 1964年結成。ファイサル・マウラウィー (Faysal Mawrawī) 書記長。主な母体宗派はスンナ派。

<sup>28</sup> 1890年結成。ホフィーク・ムフターリヤーン (Ḥufīq Muḥṭāliyān) 書記長。主な母体宗派はアルメニア正教。

後、和解を果たしたワリード・ジュンブラート議員とタラール・アルスラーン (Talāl Arslān; ドルーズ派) 青年スポーツ相との間で、後者に 1 議席を譲るかたちでの選挙前談合が成立した。それゆえ、同郡におけるアルスラーン青年スポーツ相の 1 議席を除き、上記の 5 地区では両組織が主導するリストが順当に議席総取りを果たした。一方、マトン郡は激戦となった。マトン郡で特に注目されたのは、イリヤース・ムッル (Iliyās al-Murr; ギリシャ正教) 国防相の父であり、同郡において巨大な組織票を持つ無所属のミシェル・ムッル (Mīshāl al-Murr; ギリシャ正教) 議員の動向であった。彼は結局 3 月 14 日勢力との選挙協力を選択し、接戦の末に当選を果たした。他方でその他の議席争いも接戦であり、結果として 3 月 14 日勢力が 2 議席、3 月 8 日勢力が 6 議席を獲得した。レバノン山地県全体では、全 35 議席中 3 月 14 日勢力が 14 議席 (-5)、3 月 8 日勢力が 23 議席 (+5) を獲得した。

北部県の 3 つの郡 (アッカー郡、ディンニーヤ・ミンヤ郡、トリポリ市) では、ムスタクバル潮流が主導するリストにトリポリ無所属ブロックのムハンマド・サファディー (Muḥammad al-Ṣafādī; スンナ派) 経済通商相と無所属のナジーブ・ミカーティ (Najīb Mikātī; スンナ派) 前首相、ならびに両者のシンパが加えられ、議席を総取りすることとなった。他方でビシャッリー郡とバトルーン郡では、前者を地盤とするレバノン軍団がリスト作成を主導し、3 月 14 日勢力が議席を総取りした。ズガルター郡では自由国民潮流とマラダ潮流 (Tayyār al-Marada)<sup>29</sup>が選挙協力をを行い、3 月 8 日勢力が議席を総取りした。クーラ郡では、自由国民潮流とマラダ潮流、シリア民族社会党 (al-Hizb al-Sūrī al-Qawmī al-Ijtima'ī)<sup>30</sup>が共同で作成した 3 月 8 日勢力リストと、ムスタクバル潮流とレバノン軍団が共同で作成した 3 月 14 日勢力リストの間で議席が争われ、接戦の末後者が議席を総取りした。北部県全体では、全 28 議席中 3 月 14 日勢力が 25 議席 (-3)、3 月 8 日勢力が 3 議席 (+3) を獲得した。

南部県では、サイダー市周辺村とスール郡というヒズブッラーとアマル運動の地盤である 2 郡において、主に両組織が主導する 3 月 8 日勢力リストが議席総取りを果たした。ジェズイーン郡においては 3 月 8 日勢力内部において、現職のサミール・アーザール (Samīr 'Āzār; マロン派; アマル運動推薦) 議員を中心とするリストと、ズィヤード・アスワド (Ziyād Aswad; マロン派; 自由国民潮流所属) 氏らが結成したリストの間で内輪揉めが起き、結果、後者が全ての議席を獲得した。一方でサイダー郡では、立候補締切日まで出馬を思い悩んでいたスィニューラ首相がサアド・ハリリー議員の「説得」により立候補を決定、全 2 議席のうち 1 議席はバヒヤ・ハリリー (Bahīya al-Ḥarīrī; スンナ派; ムスタクバル潮流所属) 議員がほぼ当確であったため、残る 1 議席をめぐる現職のウサーマ・サアド ('Usāma Sa'ad; スンナ派; ナセル人民機構 [al-Tanzīm al-Sha'bī al-Nāṣirī] 代表) 議員との一騎打ちの様相を呈した。結果、地盤の地の利を活かし、現職のサアド議員に倍近くの得票数の差を付けたスィニューラ首相に軍配が上がった。南部県全体では、全 12 議席中 3 月 14 日勢力が 2 議席 (+1)、3 月 8 日勢力が 10 議席 (-1) を獲得した。

ナッバティーヤ県の 3 つの郡 (ナッバティーヤ郡、ビント・ジュベイル郡、マルジャア

<sup>29</sup> 1968 年にフランジーヤ家の民兵組織 (ズガルター解放軍 [Jaysh Tahrīr Zughartā]) として結成。2006 年 6 月に政治組織として正式に発足。スライマーン・フランジーヤ (Sulaymān Franjīya) 党首。主な母体宗派はマロン派。

<sup>30</sup> 1932 年 11 月に結成。アリー・カーンスー (Alī Qānsū) 書記長。主な母体宗派はギリシャ正教。

ューン・ハースバイヤー郡)はヒズブッラーとアマル運動の強固な地盤地区であるため、3月8日勢力が全11議席全てを独占した(±0)。

ベカー県では、ヒズブッラーとアマル運動の地盤であるバアルベック・ヘルメル郡において、現職で1984-1992年には国会議長も務めたフサイン・フサイニー(Husayn al-Husaynī; シーア派; 無所属)議員を排除するかたちで両組織が3月8日勢力リストを主導し、そこに団結党(Hizb al-Taḍāmun)<sup>31</sup>、レバノン・イスラーム行動戦線(Jabha al-‘Amal al-Islāmī fī Lubnān)<sup>32</sup>、バアス党(Hizb al-Ba‘th al-‘Arabī al-Ishtirākī)<sup>33</sup>、シリア民族社会党を加えて、議席の総取りを果たした。西ベカー・ラーシャイーヤ郡では、ムスタクバル潮流が進歩社会主義党、民主左派運動(Haraka al-Yasār al-Dīmuqrāfī)<sup>34</sup>などと選挙協力を果たし、彼らの主導する3月14日勢力リストが議席を総取りした。ザフレ郡では、イリヤース・スカーフ(Iliyās al-Sukāf)農業相とターシュナーク党の選挙協力で作成された3月8日勢力リストと、ムスタクバル潮流主導の下、レバノン軍団推薦の議員や前回選挙以降3月14日勢力に鞍替えを果たしたアースィム・アッラージー(‘Āsim ‘Arrājī; スンナ派; 無所属)議員などを加えた3月14日勢力リストの間で接戦が展開され、結果的に3月14日勢力リストが議席の総取りに成功した。ここでは、スンナ派票が勝敗を左右したかたちとなった。ベカー県全体では、全23議席中3月14日勢力が13議席(+7)、3月8日勢力が10議席(-7)を獲得した。

\*\*\*

ここまでの選挙結果を整理すると、次のようになる。全128議席中、与党3月14日勢力が71議席、野党3月8日勢力が57議席を獲得し、結果的に与野党いずれの勢力も3分の2以上の議席(86議席以上)を占有することができなかった。得票数は、それぞれ3月14日勢力が45.5%、3月8日勢力が54.5%、各選挙区の平均投票率は前回の46%を大幅に上回り、史上最高の54%にアップしたと報じられた。また、当選者に占める現職議員の再選率は60.1%(77議員)であった[*al-Ḥayāt*, June 8, 9 2009; *al-Nahār*, June 8, 9, 2009; *al-Safīr*, June 8, 9, 2009; *The Daily Star*, June 8, 9, 2009; *Akhbār al-Sharq*, June 8, 9, 10, 2009]。

こうした結果を受けて、欧米メディアでは大々的に3月14日勢力の勝利が報じられることとなった。しかし、議席数に関して3月14日勢力の微増、3月8日勢力の微減という結果は、第II節で論じたように、レバノンの政治過程を踏まえると何の意味も無かった。選挙以降の政治過程に関しては本稿の対象では無く、よってこの点に関しては別稿に譲りたいと思うが、今回の選挙においてもやはり、選挙リストは政策やイデオロギーを異にする候補者同士の当選のみを目的とした「呉越同舟」であった。その証左に、選挙後当事者たちはリストをあっさり解体し、政策本意のブロック(議会内会派)を形成していった。そ

<sup>31</sup> 結成年不明。エミール・ラフメ(Imīl Raḥma)党首。主な母体宗派はマロン派。

<sup>32</sup> 2006年8月に結成。ファトヒー・ヤカン(Faṭhī Yakan)議長。主な母体宗派はスンナ派。なお、ヤカン議長は2009年6月13日の本稿執筆中に死去。後任は現在未定。

<sup>33</sup> 1947年に正式に結成(レバノンの党組織は1956年に正式に発足)。ハーフィズ・アサド(Hāfīz al-Asad)民族指導部書記長(2000年6月死去)。アースィム・カーンスーフ(‘Āsim Qānṣūh)レバノン地域指導部書記長。

<sup>34</sup> 2004年に結成(レバノン共産党から分離)。ナディーム・アブドゥッサーマド(Nadīm Abd al-Samad)議長。

して、こうした過程で選挙時における同一リスト内の当選者が袂を分かつことは日常茶飯事であり、今回の選挙においてもそれは例外では無かった。

### 3. 選挙戦と選挙結果を踏まえての考察

以上が第18期レバノン国民議会選挙における選挙戦の顛末である。こうした顛末を一瞥すれば明らかなように、選挙戦の流れの中に「民意」や「政策」といった概念が不在であることが理解できるであろう。今回の選挙もこれ以前の選挙と同様、ザイーム同士の駆け引きと談合といった権力闘争の枠組の中で全ては決定された。上記の選挙戦の過程に関する記述の中で、筆者が「接戦であった」と表現した選挙区がいくつか存在したのは、何も候補者同士の競合的な選挙が実施されていたからではなく、単に選挙前談合が不首尾に終わったからである。

D. デッラ・ポルタ (Donatella della Porta) と A. ヴァヌッチ (Albert Vanucci) は「〔公的な諸〕資源の組織的な窃盗と略奪を目論む少数の統治エリートによる政治権力の私的濫用」を「盗賊支配 (kleptocracy)」と表現しているが [デッラ・ポルタ, ヴァヌッチ 2008]、レバノンの選挙過程はまさに盗賊支配そのものである。こうした過程においては、自由な競争によるエリートの選別、投票行動を通じた民意の表明、落選という政治的制裁の恐れの下に政治家を置くことによる説明責任の強化、権力の私物化による汚職や腐敗の防止、などといった「民主的」選挙に期待されるべきメカニズムは、一切機能しなかった。これが、選挙がレバノンの寡頭制支配ないしは盗賊支配を延命・強化する場に過ぎなかったと冒頭で指摘したことの意味である。

もっとも、こうした点はある意味で「仕方がないこと」であったともいえる。というのも、第II節で確認したように、レバノンでは宗派主義に基づく特殊な形態の大選挙区完全連記制、ならびに多数投票方式が一貫して採用されてきた。こうした選挙制度の下では、必然的にライバルは同宗派の候補者になると共に、他宗派の有権者からの支持無しには当選はままならない。有権者にとっても、自身が日々の生活の中で便宜を図って貰っているザイームさえ国会議員ポストを獲得してくれさえすれば、自身と利害関係が薄い他の候補者の当落はほとんど関係がない。その上、宗派ごと、ザイームごと、一族ごとに分裂傾向にある遠心的な国家の現状において、有権者には国家規模で政策を考えるインセンティブが働きづらい。そうした中で、有権者の側は「政策」ではなく「人物」に票を投じることとなる。E. ラスト・オカール (Ellen Lust-Okar) は中東地域の非民主主義体制下の選挙を「競合的クライエンテリズム (competitive clientelism)」と表現し、次のように指摘しているが、これはレバノンにも当てはまる議論である。「政策決定者を選出するための選挙は大きく制限されており、選挙とは、良くても国家資源へのアクセスを巡る競合の場——すなわち『競合的クライエンテリズム』——である。そして、候補者と有権者は共に、その点を十分に認識している。つまり国会議員とは、法案を策定する人物ではなく、閣僚や官僚に対して、就職や免許を斡旋し、あるいはその他の彼らが自由にできる国家資源を分配するように、自身の地位と影響力を行使することができる人物なのである」 [Lust-Okar 2009: 124]。そうした中で、政治家としてのザイームの側も、落選という政治的制裁の恐れが存在しないため平気で汚職や腐敗に手を染め、有権者無視の宗旨替えや権力闘争を繰り返し、政策や政治過程を改良すべく協調を行うというインセンティブも発生しない。

こうした制度的な状況下においては、各々の宗派のザイーム同士が選挙前談合によって選挙リストを作成し、選挙前から選挙以降の権力配置と政治過程に関する合意を形成しておくことこそが、候補者にとって有権者にとっても最も合理的な戦略となろう<sup>35</sup>。つまり、リストというある種の大連合を選挙前談合によって形成することで、ザイームたちは自身の当選を確実なものにしつつも、自身の勢力下以外の有権者にアピールする必要がなくなる。さらに有権者にとっても、自身に直接的な利害関係の無いザイームの動向に無関心でいしつつも、自身が恩恵を被っているザイームの当選を確実なものにできる。換言するなら、現行の制度の下では、候補者・有権者共に最も合理的な選択を行うことによって、必然的に「民主的」要素が欠落してしまうという政治的帰結、すなわち「制度に導かれた均衡（制度均衡；institutional equilibrium）<sup>36</sup>」を生んでしまうのである。恐らく、もし仮に選挙制度を、例えば全国一選挙区の比例代表制などに変更した（ないしは、出発点からそうであった）としても、第I節で論じたようなパトロンとクライアントの「複雑化されたネットワーク」が強固に存在する限り、ザイーム支配構造に大きな変化は生じないであろう——つまり、選挙がザイーム支配を延命させる決定的な独立変数であるとは限らない——が、「選挙」という制度的装置がザイームたちによる寡頭制支配の強化・延命に大きく寄与していることは疑い得ないだろう。

宗派主義、選挙制度、「3分の1条項」——こうした硬直的な制度とその陥穽を、全ての国民が十分に認識している。現に、ターイフ合意は内戦勃発の主要な要因である宗派主義制度の改正・廃止を「国民的・基本的目標」と掲げている。だが一方で、多くのザイームはこうした不完全な制度に「寄生」することで自身の権力基盤を維持し続けており、そうしたそれぞれのザイームに有権者たる国民は日常生活における様々な便宜を負っている。こうした利権の垂直的ネットワークが非常に強固なものであることは第I節で確認した通りであり、制度を改正することでそうした既得権益をザイーム（ならびにその庇護下の人々）がみすみす危険に晒すことは考えづらい。そこでは、政治家としてのザイームたちが当該制度に従うインセンティブを持つがゆえに、「均衡」が成り立っている。つまり、現行の政治制度は、限られたパイの中でザイームたちの利益を最大限に担保すると共に、その損失を最小限に抑える「均衡状態にある制度（equilibrium institution）」となっているのである。

<sup>35</sup> これはすなわち、選挙前談合によるリスト形成が「ナッシュ均衡（Nash equilibrium）」であることを意味するとも言えよう。「ナッシュ均衡」とは、ゲーム理論の最も基本となる均衡概念であり、ゲームに参加する全てのプレイヤーが相互に他者の戦略を考慮に入れつつ、自己の利益を最大化するような戦略を実行した時に成立する均衡状態のこと。多数のプレイヤーが参加する非協力ゲームでは、あるプレイヤーがどのように戦略を変えても、自分以外のプレイヤーが戦略を変えない限り、それ以上には結果が良くならない混合戦略の組み合わせ（均衡点）が少なくとも1つ存在する。この均衡点では各プレイヤーが相互に最適戦略を取り合っている状況となり、すべてのプレイヤーが自分だけ戦略を変えても得にならないため、戦略の変更がない安定状態となる。このような均衡状態を「ナッシュ均衡」と呼ぶ。ナッシュ均衡はその状況における最適ではあっても、各プレイヤーにとって必ずしも最善な戦略、すなわち最大利得を保証するものではない。「囚人のジレンマ（prisoner's dilemma）」は、その例である。

<sup>36</sup> 「制度に導かれた均衡（制度均衡）」に関して、建林・曾我・待鳥は次のように指摘している。「制度の制約下で、さまざまな政治アクターが互いに合理的な選択を行ったことの集積として政治的帰結が生じることを示すために、政治的帰結はしばしば『制度に導かれた均衡』（制度均衡）とも称される。関係する諸アクターが合理的な選択を行っているならば、彼らのだれもその選択を変えようとはしないので、そこで生じる帰結は均衡、すなわち安定的な状態となる」[建林・曾我・待鳥 2008: 49]。

だが、全てのザイームが自身の権益を最大限にしようと合理的選択を行うと、レバノンの制度下においては確実に政治的麻痺を引き起こすことになる。これに加えて、「合法の手続き」による紛争解決メカニズムが欠如していることから選挙時以外のエリート同士の強調も生まれず、暴力装置が国家によって独占されてもいないため、結局、こうした「均衡」を打開するために「暴力」を登場することとなる。1975~1990年のレバノン内戦、2008年5月7日からおよそ一週間続いた西ベイルートなどでの市街戦は、そのような現実を如実に示していた。

## おわりに

ここまで本稿では、第一に主に従来に研究に依拠することで、近現代レバノンにおけるザイーム支配とパトロン・クライアント関係を概観し、そのありようを検討してきた。次いで第二に、レバノンにおける選挙制度の検討を行うことで、制度に則ったかたちで候補者・有権者が共に合理的に行動することによって、結果として「民主的」要素が欠落してしまうという、制度上の欠陥を明らかにした。そして第三に、2009年6月7日に投票日を迎えた第18期レバノン国民議会選挙の具体的な分析を通じて、「選挙」という公的装置がレバノンの寡頭制支配ないしは盗賊支配を制約するどころか、むしろ持続、促進する場に過ぎなかったという事実を指摘した。つまり、根本的な欠陥を抱えた不完全な制度は政治エリートの権力闘争を規制することができず、政治エリートの側はそのような制度を利用——ないしは「寄生」——することで、自身の権力基盤を強化・延命することに成功したのである。

また、選挙以降の政治過程を観察していると、こうした結論の妥当性はますます高まっているように思われる。まず、選挙後にいち早く行動を起こしたのは、選挙戦における「敗者」とされたヒズブラーであった。ナイーム・カースィム (Na'im Qasim) ヒズブラー副書記長はロイター通信とのインタビューで、「我々は、敵対勢力からの呼びかけを待っている。それが、過去と異なり、新たな地平を開くようなプログラム、ビジョン、方法論によって決定されたものであるなら、我々は彼らと共にあるだろう。だが、もし緊張状態が継続し、[権力の]独占が起こるようであれば、我々は然るべき立場をとるだろう」[Reuters, June 10, 2009] と語り、3月14日勢力による権力独占を牽制した。また、ナスルラー書記長は6月19日、3月14日勢力のジュンブラート議員との「非常に前向き」な会談を行い、議会内ブロック形成と組閣人事に対する影響力の行使を模索した [al-Hayāt, June 20, 2009]。

他方で、ムスタクバル潮流率いるムスタクバル・ブロック（選挙以後は「レバノン第一ブロック [Kutla Lubān Awwal]」に呼称を変更 [al-Nahār, June 26, 2009]）も、選挙後徐々に組閣人事と首相指名をめぐる駆け引きを本格化していった。サアド・ハリリー議員は6月24日、ビッリー国民議会議長と会談し、「レバノンの国益と市民的平和」に寄与すべく「ムスタクバル潮流はビッリー議員の第5期目にあたる国民議会議長職再選を支持する」旨を表明した [The Daily Star, June 25, 2009]。6月25日には、そのムスタクバル潮流などの支持もあり、ナビーフ・ビッリー議長が128議席中90議席分の票を獲得し、第5期目も継続して国会議長に再選された。

だが、国会議長選挙でレバノン軍団、レバノン・カタール党、そして一部のムスタクバル潮流のメンバーが白票を投じたことが、それに続く組閣人事に暗雲を投げかけた。6月27日、スライマーン大統領は国会議員との諮問結果を考慮し、ムスタクバル潮流代表のサアド・ハリリー議員に組閣を要請した [*al-Hayāt*, June 28, 2009]。だが、ビッリー議長へのムスタクバル潮流の不信への報復として、26人（拒否権発動に1人だけ足りず）の3月8日勢力が首班指名に反対したサアド・ハリリー議員の組閣は当初から難航し、本稿脱稿時点（2009年9月6日）においても未だに決着がついていない（2009年8月21日にイスラーム世界がラマダーンを迎えたことにより、決着はラマダーン明けまでずれ込むことが予想される）。

そして、サアド・ハリリー議員が組閣作業に奔走している矢先の8月1日、ジュンブラート議員は「我々の同盟〔3月14日勢力〕は必要に迫られていたが、継続してはならない」と述べ、3月14日勢力からの事実上の離反を宣言した [*al-Nahār*, August 2, 2009; *al-Hayāt*, August 2, 2009]。ジュンブラート議員は駐留シリア軍完全撤退へと繋がった2005年2月の「独立インティファダ (*Intifāda al-Istiqlāl*)」の立役者の一人であり、3月14日勢力の中心人物であった。その彼のこうした政治行動は、3月8日勢力対3月14日勢力という二極構造を根底から突き崩すものであり、「有権者不在のザイーム同士の権力闘争」というレバノン政治の性質を端的に表していると言えよう。

米、仏、シリア、サウジアラビアなどを中心とする国際社会は、自分たちのレバノン国内における利権がとりあえずは損なわれなかったことに一定の満足を示し、他国に介入の口実を与えることを避けるべく、こうした選挙に「民主的」との評価を与えた。だが実際には、既に確認したように、そこには「民主主義」と呼べる要素は全く存在しなかった。議会選挙とは単に、レバノンの文脈で言えば、ただ有力政治家が自身の権力を「公的装置」の下で確認する作業に過ぎないのである。

\*\*\*

本稿では、2009年4月～6月に実施された第18期国民議会選挙に係る局面のみを切り取って、そこでの政治主体と制度を分析・検討し、その過程を通じて制度に「寄生」する政治主体のあり方に関して部分的にはあるが考察を進めてきた。だが、こうした政治行動は選挙時に顕著に見られるものではあるが、何も選挙のみに限定されるものではない。他の局面における政治主体の行動を詳細に検討し、それらと制度の関係性を分析することで、制度への「寄生」という概念を改めて構築することは今後の重要な課題であると言えよう。

資料 1. 関連年表

2005年	
2月14日	ラフイーク・ハリリー元首相暗殺事件。
3月8日	「アイン・アッティーナ国会合派」が結集、シリアの軍事占領に対する謝意を示す大規模デモを決行。後の「3月8日勢力」の由来に。
3月14日	「ル・プリストル会合派」が結集し、「殉教者広場」で100万人規模の「杉の木革命」「独立インティファード」等の呼称で呼ばれるデモ。後の「3月14日勢力」の由来に。
4月26日	シリア軍完全撤退
5月	亡命先のパリから14年ぶりにシェル・アウン元国軍司令官がレバノンに帰還。選挙をめぐり、「3月14日勢力」と対立を深める。
6月~7月	第17期国民議会選挙。ファド・スィニューラ内閣(第一次)組閣。
6月~	安保理決議1595号(2005年4月7日可決)に基づき、ディートレフ・メヘス検事率いる国連国際独立調査委員会(UNIIC)が、R.ハリリー元首相暗殺事件に関する捜査開始。
7月26日	サミール・ジャアジャ・レバノン軍団執行委員会議長が釈放され、「3月14日勢力」に合流。
11月	ヒズブッラーとアマル運動所屬の閣僚6人(いずれもシーア派)が国際法廷設置に抗議し閣議を凍結。2006年2月2日に復帰。
2006年	
2月6日	ヒズブッラーと自由国民潮流が「ヒズブッラー・自由国民潮流相互理解共同文書」を締結し、協力体制へ。
3月2日	ナビーフ・ピッリー国会議長の呼びかけにより、各派閥の領袖14人を集めて「国民対話会合」を開始。
7月12日	レバノン紛争(第二次レバノン戦争)(~8月14日)
11月	3月8日勢力を中心とする、スィニューラ内閣打倒を目指す100万人規模の大規模街頭泊まり込みデモ開始。以後、およそ一年半継続。
2007年	
※ 年間を通して政治は完全に麻痺、度々起こる小競り合いでしばしば死者が出る。	
5月20日	ナハル・バード、アイン・ヘルク両難民キャンプを舞台に、ファタハ・イスラームとレバノン国軍が交戦。計300人以上が死亡。国軍側は9月4日に勝利宣言を出す。
11月24日	エミール・ラッファード大統領の任期が切れる。以後、約半年間、大統領不在の時期(憲政上の空白)が続く。
2008年	
2月13日	イマード・ムグニヤ(ヒズブッラーの軍事部門最高司令官とされる)がダマスカス近郊で爆殺される。
5月9日	与野党支持者・民兵がバейрутやレバノン山地県で市街戦を展開。少なくとも80人以上死亡、200人以上が負傷した。ヒズブッラーが西バейрут制圧(「均衡崩壊」作戦)。「ドーハ合意」により、シェル・スレイマーン国軍司令官が大統領就任。野党勢力は閣僚ポストの3分の1を獲得。
5月25日	スィニューラ挙国一致内閣(第二次)発足。
7月11日	スライマーン大統領の呼びかけで「第一回国民対話会合」開催。
9月16日	前日にバシヤール・アサド・シリア大統領によって出された大統領令358号に基づき、シリア・レバノン間で正式に「国交」樹立。
10月15日	ハサン・ナスルッラー・ヒズブッラー書記長とサアド・ハリリー・ムスタクバル潮流代表が2年半ぶりに直接会談。
10月26日	
2009年	
1月5日	第18期国民議会選挙に係る投票日の日程を2009年6月7日に決定。
3月1日	ラフイーク・ハリリー元首相暗殺事件に関する「特別法廷」がハーグ(オランダ)で開催。
3月~	各派閥共に、選挙に向けての動きが徐々に活発化。
4月7日	立候補届出終了。立候補者総数は暫定的に701人となる。
4月22日	立候補届出猶予期間終了。最終的に立候補者総数は587人に。
5月2日	「特別法廷」で起訴されていた4人の「容疑者(レイモンド・アーザール、ムスタファ・ハムダーン、アリー・ハーヅ、ジャミール・サイイド)」が証拠不十分で釈放される。
6月7日	第18期国民議会選挙、投票日

(出所)筆者作成。

## 参照文献

- 青山弘之・末近浩太. 2009. 『現代シリア・レバノンの政治構造』 岩波書店.
- 黒木英充. 1990. 「近現代レバノン社会におけるパトロン・クライアント関係」長沢栄治編『東アラブ社会変容の構造』アジア経済研究所. 299-335 頁.
- 末近浩太. 2002. 「現代レバノンの宗派制度体制とイスラーム政党：ヒズブッラーの闘争と国会選挙」日本比較政治学会編『現代の宗教と政党：比較の中のイスラーム』早稲田大学出版部. 181-212 頁.
- 建林正彦・曾我謙吾・待鳥聡史. 2008. 『比較政治制度論』有斐閣アルマ.
- デッラ・ポルタ, ドナテラ, アルベルト・ヴァヌッチ. 2008. 「盗賊支配：公金横領的・蓄財的腐敗のメカニズム」河田潤一編『汚職・腐敗・クライエントリズムの政治学』ミネルヴァ書房. 38-60 頁.
- 藤田紘一郎. 2001. 『医動物学』医歯薬出版株式会社.
- 溝渕正季. 2009. 「遠ざかる『民主主義』：第 18 期レバノン国民議会選挙」『季刊アラブ』130, 18-19 頁.
- . 2010. 「ヒズブッラーはなぜ『勝利』したのか：レバノン紛争（第二次レバノン戦争）における『抵抗社会』の戦略的機能」*AGLOS Journal of Area-Based Global Studies*, 1 (近刊)
- 三宅一郎. 1989. 『投票行動』東京大学出版会.
- Binder, Leonard. 1966. “Political Change in Lebanon,” in Leonard Binder, ed. *Politics in Lebanon*. New York: John Wiley & Sons. pp. 283-327.
- Corm, Georges. 2003. *Le Liban contemporain: Histoire et société*. Paris: La Découverte.
- Firro, Kais M. 2003. *Inventing Lebanon: Nationalism and the State under the Mandate*. London: I.B. Tauris.
- Hamzeh, A. Nizar. 2001. “Clientalism, Lebanon: Roots and Trends,” *Middle Eastern Studies*, 37(3): 167-178.
- Hanf, Theodor. 1993. *Coexistence in Wartime Lebanon: Decline of a State and Rise of a Nation*. Oxford and London: Centre for Lebanese Studies and I.B. Tauris.
- . 2003. “The Sceptical Nation: Opinion and Attitudes Twelve Years after the End of the War,” In Theodor Hanf and Nawaf Salam, eds. *Lebanon in Limbo: Postwar Society and State in an Uncertain Regional Environment*. Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft. pp. 197-228.
- Harik, Iliya F. 1965. “The Iqtā‘ System in Lebanon: A Comparative Political View,” *Middle East Journal*, 19(4): 405-421.
- . 1968. *Politics and Change in Traditional Society: Lebanon, 1711-1845*. Princeton: Princeton University Press.
- . 1972. *Man Yaḥkum Lubnān*. Beirut: Dār al-Nahār.
- Harik, Judith P. 1996. “Between Islam and the System: Sources and Implications of Popular Support for Lebanon’s Hizballah,” *Journal of Conflict Resolution*, 40(1): 41-67.
- Harris, William. 2006. *The New Face of Lebanon: History’s Revenge*. Princeton: Markus Wiener.
- al-Ḥuṣṣ, Salīm. 2001. *Li-l-Ḥaqīqa wa al-Tārikh: Tajārib al-Ḥukm mā bayna 1998 wa 2000*. Beirut: Sharika al-Maṭbū‘āt li al-Tawzi‘ wa al-Nashr.
- el-Husseini, Rola. 2005. “Lebanon: Building Political Dynasties,” in Volker Perthes, ed. *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*. London: Boulder. pp. 239-266.
- Hottinger, Arnold. 1961. “‘Zu‘ama’ and Parties in the Lebanese Crisis of 1958,” *Middle East Journal*, 15(2): 127-140.
- . 1966. “‘Zu‘ama’ in Historical Perspective,” in Leonard Binder, ed. *Politics in Lebanon*. New York: John Wiley & Sons. pp. 85-106.
- Johnson, Michael. 1977. “Political Bosses and Their Gangs: Zu‘ama and Qabadayat in the Sunni Muslim Quarters in Beirut,” in Earnest Gellner and John Waterbury, eds. *Patrons and Clients in Mediterranean Societies*. London: Duckworth. pp. 207-224.
- . 1986. *Class & Client in Beirut: The Sunni Muslim Community and the Lebanese State, 1840-1985*. London: Ithaca Press.

- Kerr, Malcom. 1959. *Lebanon in the Last Years of Feudalism, 1840-1868*. Beirut: Catholic Press.
- . 1966. “Political Decision Making in a Confessional Democracy,” in Leonard Binder, ed. *Politics in Lebanon*. New York: John Wiley & Sons. pp. 187-212.
- Khalaf, Samir. 1977. “Changing Forms of Political Patronage in Lebanon,” in Earnest Gellner and John Waterbury, eds. *Patrons and Clients in Mediterranean Societies*. London: Duckworth. pp. 185-205.
- . 1987. *Lebanon’s Predicament*. New York: Colombia University Press.
- El-Khazen, Farid. 2003. “The Postwar Political Process: Authoritarianism by Diffusion,” in Theodor Hanf and Nawaf Salam, eds. *Lebanon in Limbo: Postwar Society and State in an Uncertain Regional Environment*. Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft.
- Lust-Okar, Ellen. 2009. “Competitive Clientelism in the Middle East,” *Journal of Democracy*, 20(3): 122-135.
- Manṣūr, Albīrt. 1993. *al-Inqilāb ‘alā al-Ṭā’if*. Beirut: Dār al-Jadīd.
- Markaz Bayrūt li-l-Abḥāth wa al-Ma‘alūmāt. 2006. “Istiṭlā‘ Ra’y li-Markaz Bayrūt ḥawla al- Ri’āsa wa al-Muqāwama wa al-Intikhābāt al-Niyābīya al-Mubakkura: 50.7% ma‘a ‘Iqāla Laḥḥd wa ‘Awn al-’Awwal Ri’āsīyya bi-Fawāriq ‘Ālīyya ma‘a Baqiya al-Murshihīn,” Beirut. March 2. (<http://www.beirutcenter.info/Default.asp?ContentID=668&menuID=46>)
- Migdal, Joel S. 1988. *Strong Societies and Weak States: State-Society Relations and State Capabilities in the Third World*. Princeton: Princeton University Press.
- Nizameddin, Talal. 2006. “The Political Economy of Lebanon Under Rafiq Hariri: An Interpretation,” *Middle East Journal*, 60(1): 95-114.
- Roniger, Luis. 1994. “The Comparative Study of Clientelism and the Changing Nature of Civil Society in the Contemporary World,” in Luis Roniger and Ayse Günes-Ayata, eds. *Democracy, Clientelism and Civil Society*. Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers. pp. 1-18.
- Salem, Elie A. 1995. *Violence and Diplomacy in Lebanon: The Troubled Years, 1982-1988*. London: I. B. Tauris.
- Salam, Nawaf. 2004. “Reforming the Electoral System: A Comparative Perspective,” in Nawaf Salam, ed. *Option for Lebanon*. London: Center for Lebanese Studies in Association with I. B. Tauris. pp. 1-22.
- Salibi, Kamal. 1988. *A House of many Mansions: The History of Lebanon Reconsidered*. London: I. B. Tauris.
- Salloukh, Bassel F. 2006. “The Limits of Electoral Engineering in Divided Societies: Elections in Postwar Lebanon,” *Canadian Journal of Political Science*, 39(3): 635-655.
- el-Solh, Raghid. 2004. *Lebanon and Arabism: National Identity and State Formation*. London and New York: I. B. Tauris.
- Yasīr, Marwān. 2009. *Tabsīṭ Qanūn al-Intikhābat al-Niyābīya al-Lubnānīya 2009: Li-l-Nākhīb wa al-Mandūb*. Beirut: Markaz al-I‘lām wa al-I‘lān al-Mutakhaṣṣiṣ li-l-Baḥūth wa al-Tadrīb.
- Ziadeh, Hanna. 2006. *Sectarianism and Intercommunal Nation-Building in Lebanon*. London: Hurst.

< 定期刊行物 >

*al-Ḥayāt* (London)

*al-Nahār* (Beirut)

*al-Safīr* (Beirut)

*The Daily Star* (Beirut)

*Akhbār al-Sharq* (Damascus)

*Reuters* (London)

## サウディアラビアにおける家事労働者たち — 「順応的抗議」を試みる「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」 —

辻上奈美江  
日本学術振興会特別研究員(PD)

- I. はじめに：「脆弱な犠牲者」への疑問
- II. 先行研究の概観
- III. ヒエラルキーの最底辺たち
- IV. 「順応的抗議」を試みる「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」
- V. むすびにかえて

### I. はじめに：「脆弱な犠牲者」への疑問

2009年8月、ジュベイルで、メイドを虐待の上死亡させたとして、サウディ人夫妻が逮捕された [Arab News, 25 August, 2009]。家事労働者に対する暴力や虐待に関する現地紙の報道は枚挙にいとまがない。その集大成とも呼べる報告書が、国際人権組織ヒューマン・ライツ・ウォッチによってよりまとめられている。

2008年にヒューマン・ライツ・ウォッチが取りまとめた報告書「まるで人間ではないかのように」では、サウディアラビアで働く外国人家事労働者が、過重な労働、給料の不払いや言葉の暴力、肉体的暴力、性的虐待などの被害に遭っていることを赤裸々に描き出した。同報告書は、家事労働者を収容するシェルターや家事労働者送り出し国大使館へのインタビューを通じて、人びとの目の届かない私的領域において、外国人女性が如何に脆弱な立場に置かれているのかを明るみに出したという点では、サウディアラビアにおける人権侵害を暴いた画期的な報告書と言えるだろう。

しかし、2年以上サウディアラビアに住み、調査のために多くのサウディ人家庭を訪問し、またサウディ人家庭で3ヶ月間サウディ人とともに生活した筆者にとって、「家事労働者」＝「脆弱な犠牲者」というイメージが半ば盲目的に構築され、流通することにはある種の違和感がつきまとう。もちろん、同報告書で報告された事実を否定しているわけではない。家事労働者のなかには理不尽で不当な待遇に苦しんだ者がいることは、複数の研究によって明らかにされている。けれども、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告が分析的ではないとの指摘もあるように[石井 2009]、しばしばセンセーショナルな「事実」のみが耳目を集め、その事実がまるで「現実のすべて」であるかのように一般化されてしまうことには疑問が湧く。

アルバート・ハーシュマンは、著書『Exit, Voice and Loyalty』において、組織とその構成員との関係性をいくつかの類型に基づいて説明しようと試みている。ハーシュマンの構図を雇用主と家事労働者との関係性としてそのままあてはめるには権力関係上の問題点もある。たとえば、ハーシュマンは企業と消費者、国家や非国家組織と市民との関係を論じたのであって、雇用主と被雇用者の関

係については同著では触れていない。しかし、同時に参考になる点もあるように思われる。すなわち、発言 (voice) がなくて離脱 (exit) へと向かうのは、ハーシュマンによれば、ある財の質が低下した場合に消費者がその財を買い控える、あるいは別の財を消費するという場合に起こりうる。だが構成員に忠誠 (loyalty) が存在する場合や、組織側が発言に対して柔軟に対応した場合には、刹那的な離脱には向かいにくいことを示している。すなわち、家事労働者の雇用主と家事労働者との関係に置き換えてみるとすれば、離脱までのプロセスにおいて家事労働者が発言したり、あるいは雇用主が発言に応じたり、その過程で忠誠心が形成される、あるいはこれらの過程に失敗するという過程がありうるのではないか。けれども、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書では、発言 (Voice) と忠誠 (loyalty) に関して吟味することなく、離脱 (exit) の部分のみを扱ったという意味でも、「分析的でない」との石井氏の指摘は的確であると言えるだろう。

フーコーが『知の考古学』などにおいて訴えたことのひとつは、言説が知を形成・編成することであった。現代のイスラム世界に対する知が言説を通じて形成されてきていることをエドワード・サイードは『イスラム報道』において、「言葉と政治的実現の密接な関係」[サイード 1991, 9]として指摘している。つまり、イスラム世界におけるあらゆる現象は、とりわけヨーロッパ世界においては「イスラム」に結び付けられて一般化される危険性と隣り合わせであるように思われる。極端な見方をすれば、湾岸諸国における「脆弱な犠牲者」としての家事労働者を過度に強調することは、オリエンタリズムを間接的に再強化することにもつながるかもしれない。すなわち、「東洋人(オリエンタル)は非合理的で、下劣で(墮落していて)、幼稚で、『異常』である」[サイード, 1978=1993: 100]というステレオタイプが、「成金アラブによる人権侵害」によってさらに強化されるとすれば、そこにもうひとつの暴力が生起する可能性もある。

筆者が目にした雇用主と家事労働者とは、多くの場合「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」[Gamburd 2000, 102]として、緊張関係を有しながらも親密な関係を構築してきていること、そしてさらに持続可能な方法での家事労働者の管理が、結果的には雇用主のメリットにもつながることを一部の雇用主が認識していることであった。こういった両者の関係について詳しく検討するために、両者の関係を、両者を取り巻く複数の権力関係の中心に位置付けてみることにする。

本稿では、ディスカッション・ペーパーという性質も勘案し、筆者がこれまでに収集してきた一次資料の公開は一部にとどめる。むしろ雇用主と家事労働者間で実践されている戦略や交渉について探るための準備段階として、まず先行研究を検討し、データの整理を行うとともに、今後の議論のための下敷きを提示する。

## II. 先行研究の概観

トランスナショナリズムについては、さまざまなアプローチから理論の構築が試みられ、同時に多様な視点から、多様な地域や国家に焦点を当てた事例研究が展開されてきた。だが、トランスナショナリズム研究のなかでジェンダーに焦点を当てた研究が出現してきたのは、移民の女性化現象が起こったかなり後のことであった[George 2005, 21]。

イスラムとトランスナショナリズムという観点からは、ディアスポラ（オーストラリアにおけるレバノン人移民について扱った[Humphrey 1998]）やグローバル化時代のイスラム共同体

([Mandaville 2001]) に焦点が当てられたが、興味深いことにこれらの著書ではいずれも移住先においてどのような文化的規範を構築・維持するかという文脈の中でしか女性について言及されなかった。ニラ・ユヴァル＝デイヴィスは、「女性是个人的にも集合的にも集団性、アイデンティティと名誉の象徴として構築されているため、「代表の負担」を負うことがしばしば要請される」[Yuval-Davis 1997, 45]と指摘しているが、女性を文化的規範の範疇においてしか扱おうとしなかったこれらの研究は、トランスナショナリズムのアクターとしては女性を排除しつつも、女性を文化やアイデンティティの象徴に据えた。

他方で、移民の女性化に焦点を当てた研究も近年では多く出現してきている。ラセル・パレーニャスによる『グローバリゼーションの使用者』の主要な論点は、アメリカやイタリアの白人特権階級が「フィリピン家事労働者の低賃金サービスを買う一方で、家事労働者自身がフィリピンのより貧しい女性の、より低賃金のサービスを同時に買う」[パレーニャス 2002:159]ことによる、再生産労働の三層の移転構造を指摘したことである。このような三層構造は、イタリアでの家事労働者の1ヶ月の給料の相場が1,000米ドル（そのほかに、年末のボーナスや社会保険への加入もある）であるのに対して、フィリピンの家事労働者の場合は40米ドルであるという所得格差によって生み出されている。パレーニャスは、再生産労働の人種間分業が、グローバルな文脈のなかで起こっていると論じる。そしてケア労働の国際移転における真のサバルタンは、国際移動したフィリピン人女性ではなく、フィリピンで彼女らに雇われる家事労働者であることが議論の中から明らかになっている。パレーニャス自身は強調していないものの、彼女の議論では、それぞれのアクターが問題を抱えつつも、それでも先進国から途上国へと富が流通し、それぞれのアクターの所得が向上するウィン・ウインの関係が描かれている。パレーニャスが家事労働を通じて女性たちが経済力を獲得していく過程を描いたのに対して、香港における家事労働者連盟(Coalition of Domestic Workers Unions)の活動に着目したサラ・スウィンダーは、家事労働者たちが政治力を獲得する過程を描いている。家事労働者は「受け身の犠牲者ではない」[Swinder 2006, 116]とする視点から、スウィンダーは、家事労働者連盟を通じた家事労働者たちの活動をトランスナショナルなフェミニズム運動のひとつとして捉える[2006 Swinder]。けれども、中東地域に焦点を合わせると、経済的にも政治的にも、家事労働者について単純なサクセスストーリーを描くことが困難になる。中東におけるトランスナショナリズムとジェンダーについては、ヴァレンタイン・モガダムが中東北アフリカ地域における女性の権利拡大を目指したNGOについて議論しているが[Moghadam 2005]、これらは家事労働者たちの権利とは十分には結びついていないことから明らかであろう。

中東・北アフリカ地域をめぐる移民の女性化には、少なくとも二つの流れがある。第一は、中東・北アフリカ地域から流出する流れである。たとえば、ルバ・サーリフは、イタリアにおけるモロッコ人女性移住労働者について扱い、トランスナショナリズムを「市民権の新たなコンセプト」とであると捉える[Salih 2003]。9.11後に発表された同研究は、同時にヨーロッパにおけるムスリムに関する研究でもある。ハニーフェ・アリフェンディオグリュは、トルコからドイツへの移民女性について、両国における女性の権利保護などを目的としたNGOの協力関係に着目しながら論じた[Aliefendioğlu 2004]。

そして第二は、本稿が議論の対象としている、中東・北アフリカ地域へと流入する流れである。

嶋田ミカは、スリランカおよびインドネシアにおいて、湾岸諸国などで家事労働者として働いていた女性へのインタビューを行っている[嶋田 2001; 嶋田 2007]。石井正子は、フィリピンのムスリム女性の湾岸諸国への労働移動と労働移動がもたらす性規範の変化について論じている[石井 2002; 石井 2009]。また、人類学者であるミシェル・ガンバード[Gamburd 2000]は、スリランカの南西部のナガマ村において、湾岸諸国での家事労働を経験した女性を調査した。これらの研究が送り出し国における調査に基づいているのに対して、リマ・サッバンは、アラブ首長国連邦において雇用主と家事労働者の両方へのインタビューを行っている[Sabban1996]。こういった研究では、それぞれに家事労働者たちの生の声を拾っている点は興味深い。しかし、送り出し国における家事労働者へのインタビューのみでは、権力関係の片方しか見えない。また逆に、受け入れ国で、サッバンのように雇用主の家庭でインタビューを行った場合、家事労働者は自らの抱える問題について自由に語ることはできない可能性もある。理想的な調査方法は、おそらく米国に移住したインド人看護師たちの家庭、職場およびコミュニティのジェンダー関係について調査したシェバ・ジョージが米国とインドの両方を訪れたように、送り出し国と受け入れ国の両方において調査を実施することであろう[George2005]。

とはいえ、おそらくより重要なことは、調査方法よりも、むしろ調査を実施する視点であるように思われる。ガンバードは、送り出し国であるスリランカのみで調査を行った。彼女は、湾岸諸国を訪れたわけではないが、家事労働者たちが雇用主の家庭で、「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」[Gamburd 2000, 102]としての関係を構築してきたことに着目している。ガンバードの調査した家事労働者の中には、雇用主から過剰な労働を強要され、つらい目に遭ったケースもあるが、たとえば雇用主の子どもたちの養育係として欠くことのできない存在になった者や、「出稼ぎ」によって得た資金で、自国に戻って起業した女性もいることが明らかになった。ガンバードは、フーコーの権力論やピエール・ブルデューのハビトゥスの概念、そしてアントニオ・グラムシの覇権論を幅広く援用しながら、彼女が「インタビューを行った家事労働者たちは、誰ひとりとして自らを救いようのない犠牲者であるとは表現しなかった」[Gamburd 2000, 116]と言う。このことは、カイロにおける働く女性たちのヴェールの着用の変容についての研究を行ったアーレーン・マックレオドが「順応的抗議(accommodating protest)」という概念を用いて論じたことと通底しているように思われる[Macleod 1991]。マックレオドは、グラムシの覇権論が「消極的な従属」ではなく、むしろ「進行中の闘争、そして継続中の交渉、譲歩の過程、そしてそこに内在する脅威」[Macleod 1991, 18]であると論じたことに立脚し、カイロの女性が、従属的な立場に置かれても、交渉の余地のある場合には積極的に、この矛盾する覇権のプロセスに乗り出しているという。家事労働者と雇用主、そして両者を取りまく関係性も、おそらくこのような時に矛盾をはらんだ複雑なプロセスとして説明できるのではないだろうか。

ジョージおよびガンバードが、それぞれ直接的にあるいは間接的に示唆している興味深い点は、家事労働者が同質で一枚岩のグループとしては語れないことである。彼女らは、移民の背景や目的も異なれば、湾岸諸国における待遇や経験もそれぞれに異なる。そして多様な経験は、家事労働者の帰国後の経済的・社会的地位にも影響を与えることがガンバードの研究から明らかにされた。本研究においても、こういった多様性を示していくことこそが、「脆弱な犠牲者」であるだけの家事労働

働者のイメージを礫解していくことにつながるのではないかと思われる。

### III. ヒエラルキーの最底辺たち

オイルブームを迎えた 1970 年代以降、サウディアラビアにおける外国人労働者数は着実に拡大を遂げた。サウディ政府が提出した 2007 年年次報告書によると、総人口 2400 万人の人口のうち非サウディ人が 650 万人を占める。国籍の内訳は示されていない。そして、全労働力 776 万人中、非サウディ人の就労者数は 420 万人程度を占める（サウディ人は 360 万人程度）。このうち、大多数を技術補助（140 万人）、サービス業（119 万人）、販売業（51 万人）が占める。この統計に本稿が着目する家事労働者が含まれているか否かは不明である。唯一家事労働者を指し示す可能性のある「サービス業」は、英語で service men と男性に限定的な表記がされている。

表 3-1 外国人労働者の職種

occupational group	number of the worker
directors and managers	72,306
specialists	298,857
technicians	178,624
clerical works	94,959
sales men	513,705
service men	1,185,233
agriculture, animal husbandary, fishing	269,014
industrial, chemical	172,322
basic engineering support	1,396,574
Total	4,181,594

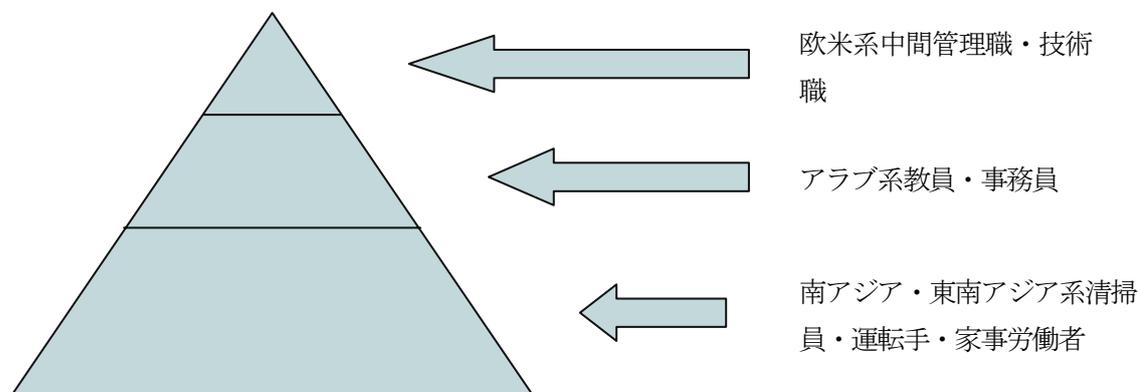
出典：Statistical Yearbook 2007, chapter 9, table 9-13 より筆者作成

このように労働者のカテゴリーからも排除された可能性のある家事労働者の地位は決して高いものではない。家事労働者は、少なくとも三重のヒエラルキーの最底辺に位置づけられている。その第一は、国籍のヒエラルキーである。サウディ人は、サウディアラビア国内では、非サウディとの比較では常に優位に立ってきた。これは、ロングヴァがエスノクラシーと呼んだところのもので、自国民が移民労働者を搾取することによって政治・社会・経済体制が維持される[Longva 2005]。

第二のヒエラルキーは、非サウディ人たちの間に存在する。非サウディ人のヒエラルキーの最上層は、欧米系の中間管理職や技術職および専門職によって占められる。その次にエジプトやヨルダンなど近隣アラブの教師や事務職員、そして、ヒエラルキーの最下層に位置づけられるのが、南ア

ジア系および東南アジア系の清掃員、家庭に雇われた運転手や家事労働者である。

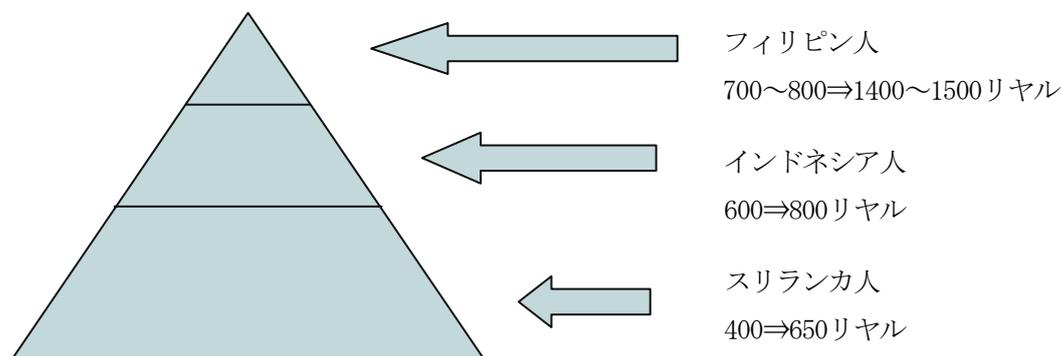
図3-2 外国人労働者の国籍別ヒエラルキー（筆者作成）



第三は、ジェンダー・ヒエラルキーである。図3-2では、運転手も家事労働者も国籍ヒエラルキーの最底辺に位置づけられた。しかし、両者の所得や行動の自由は大きく異なっている。運転手は、家事労働者の2倍程度の所得を得られるほか、家事労働者のように家庭で軟禁状態にされることはない。運転手には、マダムや子どもたちの送迎のほか、車の清掃、日用品の買い物やクリーニング屋の往復などがあるが、これらの仕事が済めば、自由時間を与えられることも多い。運転手、家事労働者は、いずれも非熟練労働者に与えられた職業であるが、女性が自動車を運転することが禁止されているサウディアラビアにおいて、女性が運転手の職業に就くことはできない。

家事労働者たちは、少なくともこれらの三重のヒエラルキーの最底辺に位置している。けれども、実は、さらに家事労働者間にも国籍ヒエラルキーが存在する。家事労働者は、これまでも国別でおおまかな相場が決まっていた。たとえば、教育レベルの高いフィリピン人は月額700～800リヤル、インドネシア人はムスリマであるという理由で600リヤル程度、そしてそのいずれでもないスリランカ人は400リヤル程度の給料を受け取るとされていた。これらの賃金は、サウディアラビアと各送り出し国との合意によって近年、改定された。たとえば、サウディアラビアの商工会議所は、2007年9月、インドネシア人の最低賃金を800リヤルに設定することで同意している。また、サウディアラビアの商工会議所は、スリランカとも同様の協定を結び、最低賃金が650リヤルに設定された。しかしながら、同様に送り出し国との合意に達しているアラブ首長国連邦においてフィリピン人家事労働者を雇用している日本人への聞き取りを行ったところ、斡旋業者が指定する家事労働者の賃金は合意に達する前後で変化がないという。そのため、日本人雇用主も以前と同じ賃金を払い続けているとのことであった。

図3-3 家事労働者間の国籍別ヒエラルキー（筆者作成）



#### IV. 「順応的抗議」を試みる「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」

筆者は、2000年3月から2002年2月までの在サウジアラビア日本大使館専門調査員として勤務したほか、2007年1月から4月まで国際交流基金知的交流フェローとしてサウディ人の家庭にてホームステイをしながら博士論文のためのデータ収集を行った。サウジアラビアでは、客人を自宅に招くことは珍しいことではなく、インタビューもインフォーマント自身が彼ら・彼女らの自宅で行うことを希望することが多い。このため、筆者のこれまでの現地調査は必ずしも外国人労働者を中心テーマとして扱うものではなかったが、調査の過程で数十軒のサウディ人家庭を訪問する機会を得た。この経験から、家事労働者たちは、単に「脆弱な犠牲者」であるよりは、日本人から見れば過酷な境遇に置かれながらも、複層的な権力関係の中で「順応的抗議」を試みているのではないかと考えるようになった。本稿では、家事労働者と雇用者との権力関係を中心に展開される権力関係についての全体像を把握することに主眼を置く。そして、多様な経験について示すための準備として、家事労働者たちの類型化を試みることにする。

家事労働者と雇用者との権力関係は、図4-1に示すように、二者のみの関係として完結するわけではなく、複数の権力関係の中に位置付けられる。

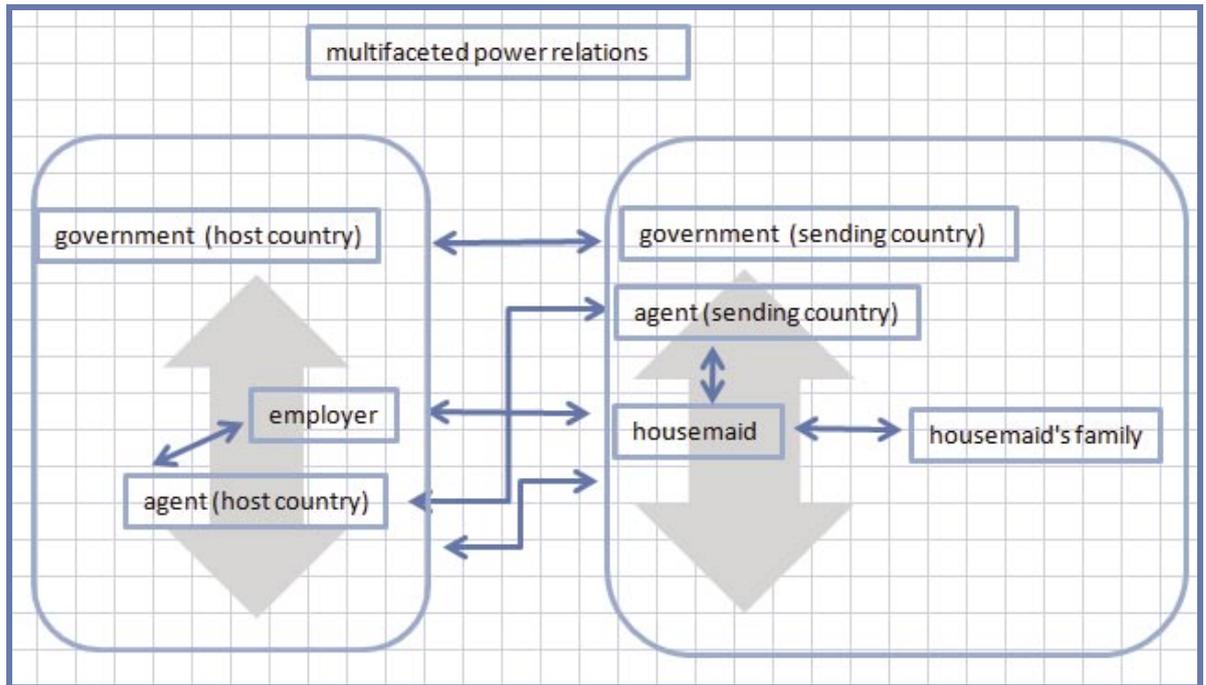


図4-1 家事労働者と雇用者を取りまく権力関係（筆者作成）

そして、以下に提示するような類型が、これらの権力関係に影響し、また影響される。サウディ人家庭で雇用される家事労働者は3+1のタイプに分類することができるだろう。ここであえて「+1」と表現したのは、雇用主側の視点から分類した場合について補足するためであり、「+1」は家事労働者を雇用していない場合を指す。「+1」にあたるサウディ人家庭は、都市・郊外ともに少数派であり、筆者が訪問したサウディ人家庭の1割に満たない。たとえば、現金収入が少ない、郊外の、女性が世帯主となっているような家庭でも、毎日数時間、通いの家事労働者を雇用していた。家事労働者を雇用しない理由は、第一には経済状況と関係しているが多いが、他人に家事を任せたくないなどの理由で雇用していない場合も見られた。

家事労働者を雇用している3つのタイプのうちの第一は、家事労働者を1人だけ雇用している世帯の場合で、雇用主の経済状況は中流程度と考えられる。このような家庭で雇用されている家事労働者は、インドネシア出身者を中心とするムスリムによって占められることが多い。彼女らの教育レベルは初等教育程度と高くはなく、10代の比較的若い頃からサウディアラビアに家事労働者として移住してきたケースが多い。彼女らは、レベルの差はあるが、生活・仕事に必要なアラビア語単語を習得し、雇用主とのコミュニケーションを図っている。しかし、言語上の障壁のために雇用主の指示がうまく伝わらず、その結果、期待通りに仕事ができないこともある。雇用主の家事労働者への信頼度はそれほど高くなく、子どもの世話は任されるが、教育やしつけを任されることはほとんどない。掃除、洗濯、アイロンがけ、料理などの家事一般についても、自らの裁量で行うよりは、マダムの細かい指示を受けながら行う場合が多い。あるいは、雇用主が細かい指示を与えていない場合は、掃除などが行き届いていなかったり、料理の質が低かったりする傾向がある。家事労働者の中には、痩せこけて、目がくぼんでいたり、血色の悪い家事労働者もあり、十分に栄養価の高い

食事を与えられていないか、肉体的・精神的に酷使されている可能性もある。彼女らの一部は、実際に虐待を受け、逃亡という手段に訴える者もいると考えられる。

第二のタイプは、第一と同じく、家事労働者を1人だけ雇用しているのだが、家事労働者の教育レベルが相対的に高く、家事全般に関して家事労働者にある程度の裁量を与えられている。家事労働者の勤続年数が10年を超える者もいる。たとえば、東部州ダハラーンでアラムコに勤務するサウディ人女性が雇用主となっている家庭では、50歳代後半のフィリピン人家事労働者を雇用しているが、彼女は現在40歳代前半のマダムが結婚する前から彼女の実家に雇用されていた。マダムは結婚の際に家事労働者を同伴している。このフィリピン人家事労働者は、フィリピンに夫と息子を残したまま、人生の半分以上をサウディアラビアで過ごしている。彼女は、食料や日用品の買い物ができる程度の金銭的裁量があるほか、子どものしつけやマダムの書類の整理などまでを担っており、雇用主との強い信頼関係を読み取ることができる。またマダム自身も、この家事労働者がいなければ彼女自身の仕事と家庭との両立は不可能だったと語っている。

第三は、一世帯で複数の家事労働者を雇用している場合である。一世帯で複数の家事労働者を雇用する例は、ビジネスマンや政府高官などの富裕層に見られる。このような富裕層は、来客も多く、また頻繁にパーティを主催するため、広い家屋の掃除、来客時の料理、給仕、片付け、子どもの世話などに複数の人員が必要となる。なかには、家族のメンバーから特別の寵愛を受ける者もあり、長女の世話担当や裁縫担当など、特定の役割を帯びた者もいる。また、ひとつの家庭における家事労働者間のヒエラルキーができることもある。さらに、ジッダ在住のある有力なビジネスウーマンは、秘書的な業務をもこなす家事労働者兼秘書を雇用しており、このマダムに雇用されたフィリピン人女性は、雇用主であるマダムにはほぼ24時間付き添い、仕事の補助から生活面でのケアを行っていた。

第一に分類された家事労働者は、総じて雇用主との信頼関係が浅く、家事労働者としても未熟練であるために、雇用主側の虐待や家事労働者側の逃亡の可能性が高まる。それに比べて、第二に分類される家事労働者や、あるいは第三に分類される家事労働者の中でも「メイド長」のような存在になった者は、言語障害が少ない、あるいはほとんどない、そして機転が利き、仕事に責任感があり、総じて自信のある人物が多い。彼女らは、雇用主と交渉することの重要性を認識し、仕事ぶりやその他の日常の振る舞いによって、彼女らが「脆弱な犠牲者」ではないことを雇用主に理解させることに成功している。そうすることによって、単なる「周縁のインサイダー、親密なアウトサイダー」であるだけでなく、「順応的抗議」のできる存在へと自らの存在を引き上げることができたのである。

表 4-2 : 家事労働者の雇用の類型 (筆者作成)

類型	雇用主		家事労働者			
	雇用家事労働者数	雇用主経済状況	教育レベル	役割	雇用期間	国籍・宗教・言語の傾向
1	1人	中流程度	低い	掃除・洗濯・料理などの家事・子どもの世話	短い～長い	インドネシア人など ムスリマ
2	1人	↓	高い	家事、子どもの教育・世話、 家庭の切り盛り全般	長い	フィリピン人など
3	2人以上	富裕層	高い～低い	勤続年数に応じた役割分担 がある場合も	いろいろ	統一された国籍 または 多国籍

さらに重要なことは、第二に分類される家事労働者や、あるいは第三の「メイド長」は、各家庭の流儀を模倣し、雇用関係が長期化すればそれを継承していることである。いくつかの家庭を訪問する過程で、雇用主はしばしば家事労働者の労働による成果を自らのものとしてしまう傾向があることが明らかになってきた。たとえば、家事労働者が作ったスイーツも、パーティでは「マダムの得意料理」として振舞われる。裁縫担当の家事労働者が作ったドレスも、「マダムがデザインして作ったドレス」として称賛の対象となることがある。家事労働者の仕事は、他人の前では全く評価されないことを示しているのだが、雇用主の視点から見れば、「マダムの得意料理」あるいは「マダムお手製ドレス」を作れる家事労働者は、雇用者にとって不可欠の存在となる。

そして、家庭の流儀を継承する役割をも果たすようになれば、家事労働者への信頼は一段と高まり、雇用の長期化にもつながる可能性が高い。ダハラーンで結婚したマダムに同伴したフィリピン人家事労働者は、まさにこの例である。彼女は、マダムにとっては母、マダムの娘にとっては祖母のような存在で家庭を切り盛りしている。掃除の仕方、インテリアのデコレーションの方法、マダムの仕事の書類の整理のすべてを心得ている他、マダムの娘の教育までを任されていた。このダハラーンの例は、信頼関係という点では例外的であるとしても、他人の目には見えない成果を地道に積み重ね、評価を得ていくことが、未熟練の家事労働者から熟練の家事労働者へと転身していくために必要なプロセスとなっていくのだろう。

## V. むすびにかえて

本稿では、サウディアラビアで働く家事労働者を、複数の権力関係の中に位置付け、類型化する試みを行った。サウディアラビアをはじめとする湾岸諸国で働く家事労働者たちは、パレーニヤス

が調査した米国やイタリアにおけるフィリピン人女性のように月々1000ドルの月収に加えてボーナスや社会保障があるような環境には置かれていない。また香港で働く家事労働者の中には、家事労働者連盟を結成している者がいることが明らかになったが、結社が許されていないサウディアラビアにおいて、ヒエラルキーの最底辺にいる家事労働者が家事労働者連盟を結成することは不可能であろう。彼女らは、多くの場合、複数の権力関係の下位に位置づけられている。

けれども、家事労働者を類型化する作業を通じて、暫定的ではあるが、明らかになってきたことは、家事労働者という分類が必ずしも均質的なものではなく、実は各家事労働者の能力や経験、そして雇用主の要望に応じて多様な形態をとりうることである。つまり、家事労働者とは、一般的には、未熟練で、容易に代替可能な労働力であると考えられている。しかし、筆者がこれまでに見てきた家事労働者の中には、家事のすべてを任されている女性も存在したし、また家事労働者の域を超えて雇用主のアシスタントとして働く女性もいた。彼女らは、家事労働者の中では、相対的に教育レベルも高く、仕事に責任感を持っている女性たちであった。そのため、彼女らに与えられた裁量の幅も広く、受動的に働くよりは、能動的に考え、働くことを求められていることが窺えた。そして、雇用主との信頼関係を獲得した彼女らの勤続年数は相対的に長い。このことは、逆にいえば、彼女らを熟練化させたり、専門性を帯びさせることによって、容易には代替できない労働力とすることができることを意味している。家事労働者は、雇用主であるマダムの料理の味を模倣したり、掃除の仕方、アイロンの仕方など、微細にわたる各家庭の「流儀」を実践することが求められる。家事労働者が容易に逃亡するような状況は、雇用主にとっても金銭面のみならず、このような「流儀」継承に必要な労力の観点でもマイナスに働く。家事労働者側にとっても、ひとつの家庭で長期的に働くことによって、家事労働者が斡旋業者に支払う金額を減らしたり、何度も就職活動する労力的な負担を取り除くことができる。

このことは、一部、ハーシュマンの理論に対応している。すなわち、家事労働者と雇用主との交渉や戦略に両者が柔軟に応じたり、または雇用主が家事労働者の忠誠心を育成することに成功すれば、家事労働者の逃亡を防ぐことができる。それによって、雇用主と家事労働者の両方がウィン・ウィンの関係を築いていける可能性が広がることになる。

2009年9月、アロヨ・フィリピン大統領のサウディアラビア訪問時に、サウディアラビアで働くフィリピン人労働者たちは、出発前のオリエンテーションではなく、受け入れ国到着後のオリエンテーションが必要だと訴えたという[Arab News, 24 September, 2009]。労働者たちは、雇用主のもとへ到着し、仕事を進める中で多くの問題に直面することとなる。とりわけ家事労働者の多くは、他の家事労働者から離され、ほとんど24時間各家庭にとどまることになる。仕事上で発生する問題に加えて、生活面、精神面での悩みなどを相談できるオリエンテーションの開設要求は、「順応的抗議」を実践するための知識共有の場となる可能性があるだろう。

## 参考文献

### [日本語文献]

- 石井正子 2001. 「中東へ出稼ぎに行くフィリピンのムスリム女性—変わる「性」規範と移動する女性」  
加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会 pp. 185-213.

- 2002. 『女性が語るフィリピンのムスリム社会—紛争・開発・社会的変容』 明石書店
- 2009. 「オープンシティの閉ざされた空間—家事労働者がみた UAE」 科研プロジェクト「ドバイで働くフィリピン女性のアイデンティティの再編:キリスト教徒とムスリムの比較」(基盤研究 B)ドバイ移民社会研究会第4回(2009年9月、京都大学)
- サイド、エドワード 1991. 浅井信雄・佐藤成文訳『イスラム報道』みすず書房
- 嶋田ミカ 2001. 「女性労働力の再編と経済のグローバリゼーション—インドネシアの事例から—」伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』 pp. 133-159.
- 2007「湾岸諸国における出稼ぎ女性をめぐる諸問題—スリランカとインドネシアの事例」『介護・家事労働者の国際移動』日本評論者 pp. 209-246.
- 辻上奈美江 2004. 「女性の経済活動から見るサウジアラビアのジェンダー関係」『中東研究』中東調査会 2004/2005 Vol.1, No. 484: 99-126.
- パレーニャス、ラセル、2002 「グローバリゼーションの使用人—ケア労働の国際的移動」(小ヶ谷千穂訳)『現代思想』6月号 pp. 158-181.
- フーコー、ミシェル 1981. 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社
- 武藤弘次 2007 「対照的な労働環境」中村覚編『サウジアラビアを知るための65章』明石書店 pp. 280-285.

#### [外国語文献]

- Aliefendioglu, Hanife. 2004. "Transnational Space between Women's NGOs in Germany and Turkey: Current Situation and Future Expectations," In Faist T. and özveren (eds.), *Transnational Social Spaces: Agents, Networks and Social Institutions* (Hunts: Ashgate) pp. 59-90.
- Faist, Thomas. 2004. "The Border-Crossing Expansion of Social Space: Concepts, Questions and Topics," In Faist T. and özveren (eds.), *Transnational Social Spaces: Agents, Networks and Social Institutions* (Hunts: Ashgate) pp. 1-34.
- Gamburd, Michele Ruth. 2000. *The Kitchen Spoon's Handle: Transnationalism and Sri Lanka's Migrant Housemaids* (Ithaca and London: Cornell University Press)
- George, Sheba Mariam. 2005. *When Women Come First: gender and Class in Transnational Migration* (Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press)
- Humphrey, Michael. 1998. *Islam, Multiculturalism and Transnationalism: From the Lebanese Diaspora* (London and New York: The Centre for Lebanese Studies)
- Jordan, Bill and Düvell, Franck. 2002. *Irregular Migration: The Dilemmas of Transnational Mobility* (Cheltenham, UK: Edward Elger)
- Longva, Anh Nga. 2005. "Neither Autocracy nor Democracy but Ethnocracy: Citizens and the Socio-Political System in Kuwait," In Dresch, P and Piscatory, J., eds., *Monarchies and Nations: Globalisation and Identity in the Arab States of the Gulf* (London: I. B. Tauris) p. 114-135.
- Mandaville, Peter. 2001. *Transnational Muslim Politics* (New York: Routledge)
- Moghadam, Valentine. 2005. *Globalizing Women: Transnational Feminist Networks* (Baltimore and London:

The Johns Hopkins University Press)

Sabban, Rima. 1996. *Broken Spaces; Bounded Realities: Foreign Female Domestic workers in the UAE* (Unpublished PhD Thesis, The American University)

Said, Edward. 1979. *Orientalism*. (New York: Vintage Books) (邦訳は、板垣・杉田監修・今沢訳 1993. 『オリエンタリズム』 平凡社)

Salih, Ruba. 2003. *Gender in Transnationalism: Home, Longing and Belonging among Moroccan Migrant Women* (London and New York: Routledge)

Swinder, Sarah. 2006. “Working Women of the World Unite? Labor Organizing and Transnational Gender Solidarity among Domestic Workers in Hong Kong.” In Ferree, M and Tripp, A (eds.), *Global Feminism: Transnational Women’s Activism, Organizing, and Human Rights* (New York: New York University Press)

Yuval-Davis, Nira. 1997. *Gender & Nation* (London, Thousand Oaks, New Delhi: Sage publications)

ウェブサイト

Arab News 電子版

<http://www.arabnews.com>

Human Rights Watch, 2008. “As If I Am Not Human”

<http://www.hrw.org/en/reports/2008/07/07/if-i-am-not-human>

Ministry of Economic Planning, 2008. *Statistical yearbook 2007*

<http://www.mep.gov.sa/>

UNDP, 2008. *Human Development Report 2007/2008*

<http://hdrstats.undp.org/indicators/297.html>

World Bank, nd. *Migration and Remittance in Saudi Arabia*

<http://siteresources.worldbank.org/INTPROSPECTS/Resources/334934-1181678518183/SaudiArabia.pdf>

CIAS Discussion Paper no. 11

**中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出**  
—地域間比較における現代中東政治研究のパースペクティブ—

発行 2009年11月

編集 浜中新吾

発行者 京都大学地域研究統合情報センター  
京都市左京区吉田下阿達町46  
電話：075-753-9603  
FAX：075-753-9602  
e-mail：ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp  
<http://www.cias.kyoto-u.ac.jp>

